

新 (P264)

第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

1 重点区域における都市計画との連携

(1) 高度地区

住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均整の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として、市街地の大半に高度地区を指定し、建築物の高さの最高限度等を都市計画で定めている。重点区域内では、全域に高度地区を指定している。

建築物の高さの最高限度については、10mから31mまで6段階で定めており、三方の山々との調和を図る低層の市街地においては10m、京町家との調和を図る市街地においては、京町家の町並みと違和感の少ない高さである15m、商業・業務の中心地区である都心部の幹線道路沿道においては31mというように、それぞれの地域の特性や土地利用等を勘案したものになっている。

特に歴史的市街地地区内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中には伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されている。こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを15mとしている。

(2) 景観地区（美観地区及び美観形成地区）

京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を湛える地域、世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域、伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域などの良好な景観の維持向上を目的に美観地区を指定している。重点区域内では、**風致地区を除く**ほぼ全域を美観地区に指定している。

また、美観地区のように良好な景観が既に形成されている地区以外で、美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通りなどを美観形成地区に指定し、新たに良好な市街地の景観の創出を図っている。重点区域内では、河原町通、御所から以西及び以北の丸太町通・今出川通・烏丸通や千本通等の幹線道路沿道を美観形成地区に指定している。

美観地区及び美観形成地区は、景観法に基づく景観地区として定めている。美観地区には6つの地区類型、美観形成地区には2つの地区類型を定め、それぞれについて地区の特性に合った「建築物等のデザイン基準」を都市計画で定めている。

このデザイン基準は、すべての地区に共通するデザイン基準（以下「共通基準」という。）と地区ごとのデザイン基準（以下「地区別基準」という。）から成り立っている。

共通基準では、屋根の色彩、塔屋等の高さ、主要な外壁に使用しない色彩（禁止色）、バルコニーの形状、建築設備の修景措置に係る基準などを定めている。また、地区別基準では、建築物の規模により低層、中層、高層に分類し、地域特性に応じ、それぞ

旧 (P256)

第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

1 重点区域における都市計画との連携

(1) 高度地区

住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均整の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として、市街地の大半に高度地区を指定し、建築物の高さの最高限度等を都市計画で定めている。重点区域内では、全域に高度地区を指定している。

建築物の高さの最高限度については、10mから31mまで6段階で定めており、三方の山々との調和を図る低層の市街地においては10m、京町家との調和を図る市街地においては、京町家の町並みと違和感の少ない高さである15m、商業・業務の中心地区である都心部の幹線道路沿道においては31mというように、それぞれの地域の特性や土地利用等を勘案したものになっている。

特に歴史的市街地地区内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中には伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されている。こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを15mとしている。

(2) 景観地区（美観地区及び美観形成地区）

京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を湛える地域、世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域、伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域などの良好な景観の維持向上を目的に美観地区を指定している。重点区域内では、ほぼ全域を美観地区に指定している。

また、美観地区のように良好な景観が既に形成されている地区以外で、美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通りなどを美観形成地区に指定し、新たに良好な市街地の景観の創出を図っている。重点区域内では、河原町通、御所から以西及び以北の丸太町通・今出川通・烏丸通や千本通等の幹線道路沿道を美観形成地区に指定している。

美観地区及び美観形成地区は、景観法に基づく景観地区として定めている。美観地区には6つの地区類型、美観形成地区には2つの地区類型を定め、それぞれについて地区の特性に合った「建築物等のデザイン基準」を都市計画で定めている。

このデザイン基準は、すべての地区に共通するデザイン基準（以下「共通基準」という。）と地区ごとのデザイン基準（以下「地区別基準」という。）から成り立っている。

共通基準では、屋根の色彩、塔屋等の高さ、主要な外壁に使用しない色彩（禁止色）、バルコニーの形状、建築設備の修景措置に係る基準などを定めている。また、地区別基準では、建築物の規模により低層、中層、高層に分類し、地域特性に応じ、それぞ

新 (P265)

れに屋根の形状や材料、軒庇の設置、道路からの壁面後退、門や塀等による通り景観に対する修景措置などを定めている。

景観地区内で建築行為などを行う場合は、これらの基準に関してあらかじめ市長の認定が必要となる。

なお、共通基準又は地区別基準に適合しない建築物や工作物でも、その形態意匠が特に優れていると認められるもの、公益上必要と認められるもので、良好な景観の形成に寄与するもの及び景観上支障をきたすおそれがないと認められるものについては、第三者機関（京都市美観風致審議会）への諮問などにより、形態意匠等の制限を適用しない、特例制度を設けている。

種別	特徴
山ろく型美観地区	山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び、良好な町並み景観を形成している地区
山並み背景型美観地区	背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区
岸辺型美観地区	良好な水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び、趣のある岸辺の景観を形成している地区
旧市街地型美観地区	歴史的市街地内において、生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区
歴史遺産型美観地区	世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区
沿道型美観地区	趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層建築物が群として構成美を示し、沿道の景観を形成している地区
市街地型美観形成地区	既に市街地が形成されている地区で、良好な町並みの景観の創出を目的とする地区
沿道型美観形成地区	良好な沿道の景観の創出を目的とする地区

形態意匠の制限に係る共通基準（抜粋）

屋根の色彩に関するもの

- ・ 日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
- ・ 銅板は、素材色又は緑青色とすること。
- ・ 銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。

外壁の材料に関するもの

主要な外壁に使用する材料(ガラス及び自然素材を除く。)は、光沢のないものとする。

バルコニーに関するもの

バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りではない。

外壁の色彩に関するもの

主要な外壁には次の色彩(マンセル値による明度は定めない。)を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。

- (1) R(赤)系の色相で、彩度が、6を越えるもの
- (2) YR(黄赤)系の色相で、彩度が、6を越えるもの<以下略>

門・塀・生け垣等に関するもの

公共の用に供する空地に面して、駐車場等の解放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生け垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

旧 (P257)

れに屋根の形状や材料、軒庇の設置、道路からの壁面後退、門や塀等による通り景観に対する修景措置などを定めている。

景観地区内で建築行為などを行う場合は、これらの基準に関してあらかじめ市長の認定が必要となる。

なお、共通基準又は地区別基準に適合しない建築物や工作物でも、その形態意匠が特に優れていると認められるもの、公益上必要と認められるもので、良好な景観の形成に寄与するもの及び景観上支障をきたすおそれがないと認められるものについては、第三者機関（京都市美観風致審議会）への諮問などにより、形態意匠等の制限を適用しない、特例制度を設けている。

種別	特徴
山ろく型美観地区	山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び、良好な町並み景観を形成している地区
山並み背景型美観地区	背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区
岸辺型美観地区	良好な水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び、趣のある岸辺の景観を形成している地区
旧市街地型美観地区	歴史的市街地内において、生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区
歴史遺産型美観地区	世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区
沿道型美観地区	趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層の建築物が群として構成美を示し、沿道の景観を形成している地区
市街地型美観形成地区	既に市街地が形成されている地区で、良好な町並みの景観の創出を目的とする地区
沿道型美観形成地区	良好な沿道の景観の創出を目的とする地区

形態意匠の制限に係る共通基準（抜粋）

屋根の色彩に関するもの

- ・ 日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
- ・ 銅板は、素材色又は緑青色とすること。
- ・ 銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。

外壁の材料に関するもの

主要な外壁に使用する材料は光沢のないものとする(ガラス及び自然素材を除く。)

バルコニーに関するもの

バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物又は公共の用に供する空地から望見できない場合はこの限りではない。

外壁の色彩に関するもの

主要な外壁には次の色彩(マンセル値による明度は定めない。)を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材は除く。

- (1) R(赤)系の色相で、彩度が、6を越えるもの
- (2) YR(黄赤)系の色相で、彩度が、6を越えるもの<以下略>

門・塀・生け垣等に関するもの

自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、門、塀又は生け垣等を設け、町並みの連続性に配慮すること。

新 (P266)

形態意匠の制限に係る地区別基準（抜粋）

【旧市街地型美観地区における低層建築物※の例】

- 「屋根」 ・特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。
・原則として、塔屋等を設けないこと。
- 「屋根材等」 ・日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
- 「軒庇」 ・道路に面する1、2階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は60cm以上）を設けること。
- 「外壁等」 ・道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建築物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。
・道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
- 「屋根以外
の色彩」 ・歴史的町並みと調和する色彩とすること。
- 「その他」 ・道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ 低層建築物：地階を除く階数が3以下、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。）が10m以下の建築物をいう。

【歴史遺産型美観地区 上京北野界わい景観整備地区（抜粋）】

- 「屋根」 ・原則として特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。
<以下略>
- 「屋根材等」 ・日本瓦又は銅版その他の金属板とすること。
- 「軒庇」 ・道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
- 「外壁等」 ・建築物の外壁は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調するとともに、できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。
・道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。
・道路に面する外壁には、できる限り建築物の外壁面から突出する物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。
<以下略>
- 「屋根以外
の色彩」 ・歴史的町並みと調和する色彩とすること。
- 「その他」 ・道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。
<以下略>

旧 (P258)

形態意匠の制限に係る地区別基準（抜粋）

【旧市街地型美観地区における低層建築物※の例】

- 「屋根」 ・特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない。
・原則として、塔屋等を設けないこと。
- 「屋根材等」 ・日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
- 「軒庇」 ・道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。
- 「外壁等」 ・道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建築物と調和した形態意匠とすること。また、その他の外壁についても町並み景観に配慮したものとすること。
・道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より後退（原則として軒の出は90cm以上）すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みへの配慮が行われた場合はこの限りでない。
- 「屋根以外
の色彩」 ・歴史的町並みと調和する色彩とすること。
- 「その他」 ・道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は周囲の景観に調和した門又は塀等の設置を行うこと。

※ 低層建築物：3階以下、かつ、高さ（特定勾配屋根の場合は軒高とする。）10m以下の建築物をいう。

【歴史遺産型美観地区 上京北野界わい景観整備地区（抜粋）】

- 「屋根」 ・原則として特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。
<以下略>
- 「屋根材等」 ・日本瓦又は銅版その他の金属板とすること。
- 「軒庇」 ・道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
- 「外壁等」 ・当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。
・道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より後退（原則として軒の出は90cm以上）すること。
・外観の形態意匠は、できる限り和風を基調とし、かつ、水平線を強調したものであること。
・道路に面する外壁面には、できる限り建築物の外壁面から突出する物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物と均整のある形態意匠とすること。
- <以下略>
- 「屋根以外
の色彩」 ・歴史的町並みと調和する色彩とすること。
- 「その他」 ・道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した和風の門又は塀等の設置を行うこと。
<以下略>

新 (P267)

(3) 風致地区

都市の自然景観を維持することによって都市全体の美しさを保全し、合わせて良好な生活環境を保持していくことを目的として、重点区域内では、東山の麓に位置する永観堂から南禅寺一带や岡崎公園周辺、鴨川流域、船岡山や吉田山周辺、相国寺周辺等に風致地区を指定している。

(京都市風致地区条例)

第3章「2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組」で述べているように、本市では、昭和5年に風致地区を指定、昭和45年に京都市風致地区条例を制定した。

風致地区における建物及び工作物の形態意匠に関する共通の基準（外壁や屋根等のデザイン基準）を風致地区条例施行規則で定めている。また、周辺の住環境や緑地のボリューム等の地区の特性に応じ、第1種地域から第5種地域までの種別に分類し、種別に応じた建物等の高さや建ぺい率の上限、敷地内の緑地の割合の下限等を定めている。

風致地区内で建物の新築や土地の形質の変更、木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合には、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

種別	特徴
第1種地域	山林又は溪谷が重要な要素となって、特に優れた自然的景観を有する地域
第2種地域	樹林地、池沼又は田園が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第3種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第4種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、良好な自然的景観を有する地域
第5種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、自然的景観を有する地域
建物等の形態意匠に関する共通基準（抜粋）	
建物の屋根及び軒に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ こう配を有する屋根で建築物がすべて覆われていること。 ・ その他、屋根の形態、材料、色彩、軒の長さ等に関する基準。 建物の外壁に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の表面の材料、色彩、3階の外壁の後退距離等に関する基準。 その他、工作物に関する基準等	

旧 (P259)

(3) 風致地区

都市の自然景観を維持することによって都市全体の美しさを保全し、合わせて良好な生活環境を保持していくことを目的として、重点区域内では、鴨川流域や船岡山周辺、相国寺周辺等に風致地区を指定している。

(京都市風致地区条例)

第3章「2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組」で述べているように、本市では、昭和5年に風致地区を指定、昭和45年に京都市風致地区条例を制定した。

風致地区における建物及び工作物の形態意匠に関する共通の基準（外壁や屋根等のデザイン基準）を風致地区条例施行規則で定めている。また、周辺の住環境や緑地のボリューム等の地区の特性に応じ、第1種地域から第5種地域までの種別に分類し、種別に応じた建物等の高さや建ぺい率の上限、敷地内の緑地の割合の下限等を定めている。

風致地区内で建物の新築や土地の形質の変更、木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合には、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

種別	特徴
第1種地域	山林又は溪谷が重要な要素となって、特に優れた自然的景観を有する地域
第2種地域	樹林地、池沼又は田園が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第3種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第4種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、良好な自然的景観を有する地域
第5種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、自然的景観を有する地域
建物等の形態意匠に関する共通基準（抜粋）	
建物の屋根及び軒に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ こう配を有する屋根で建築物がすべて覆われていること。 ・ その他、屋根の形態、材料、色彩、軒の長さ等に関する基準。 建物の外壁に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の表面の材料、色彩、3階の外壁の後退距離等に関する基準。 その他、工作物に関する基準等	

新 (P269)

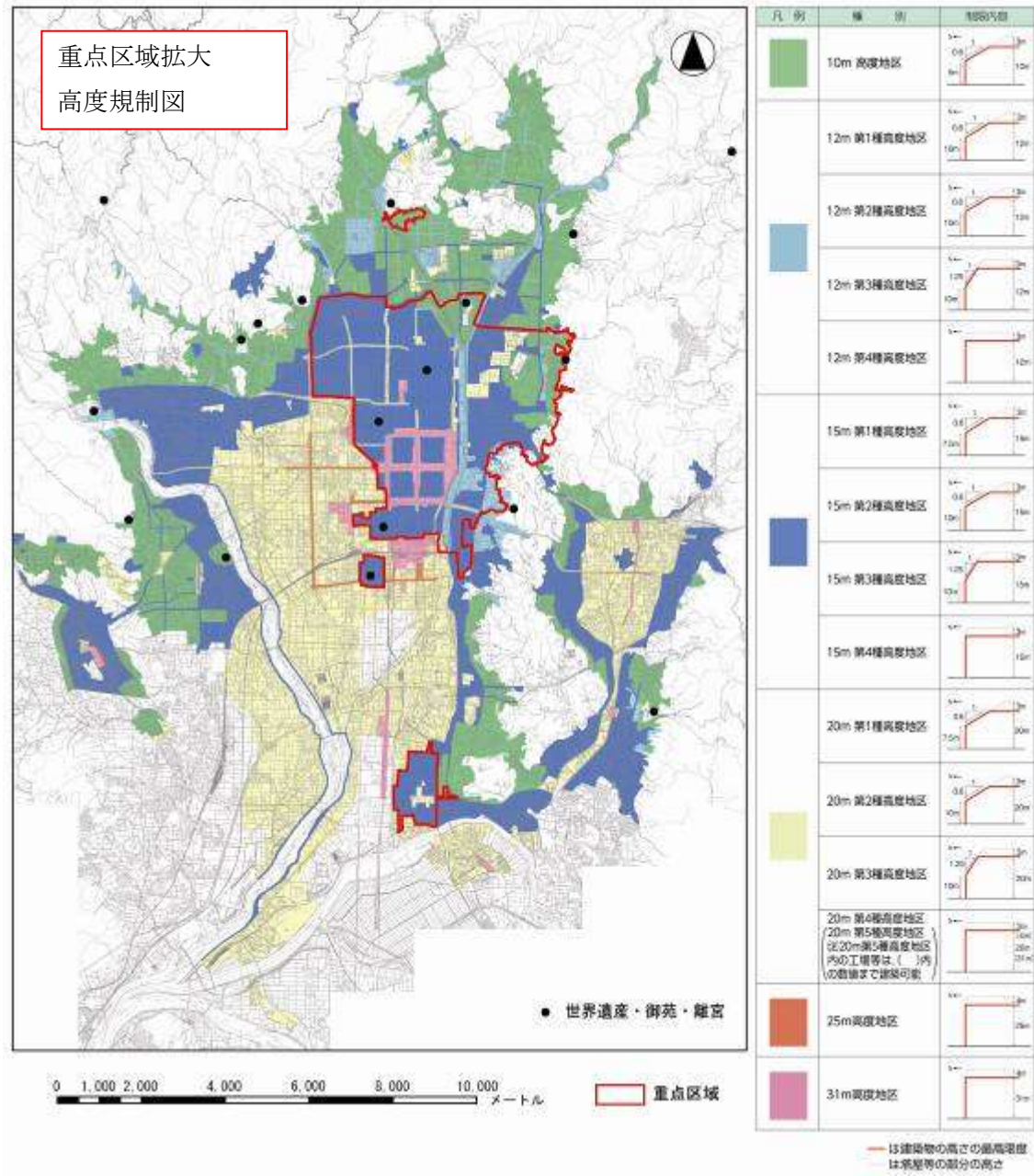


図 5-1 高度地区指定 (概要) 図と重点区域

旧 (P261)

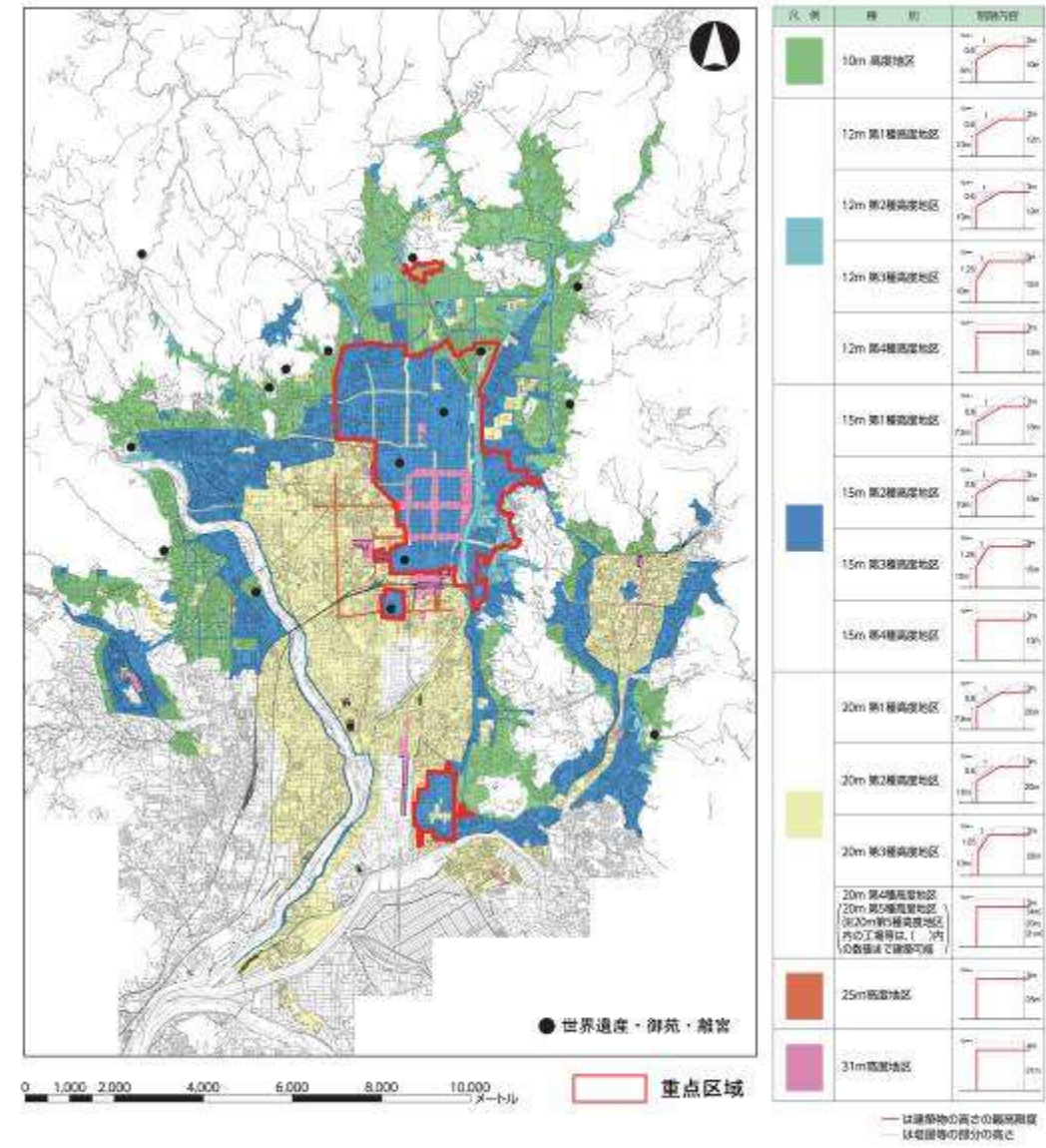


図 5-1 高度地区指定 (概要) 図と重点区域

新 (P270)

旧 (P262)

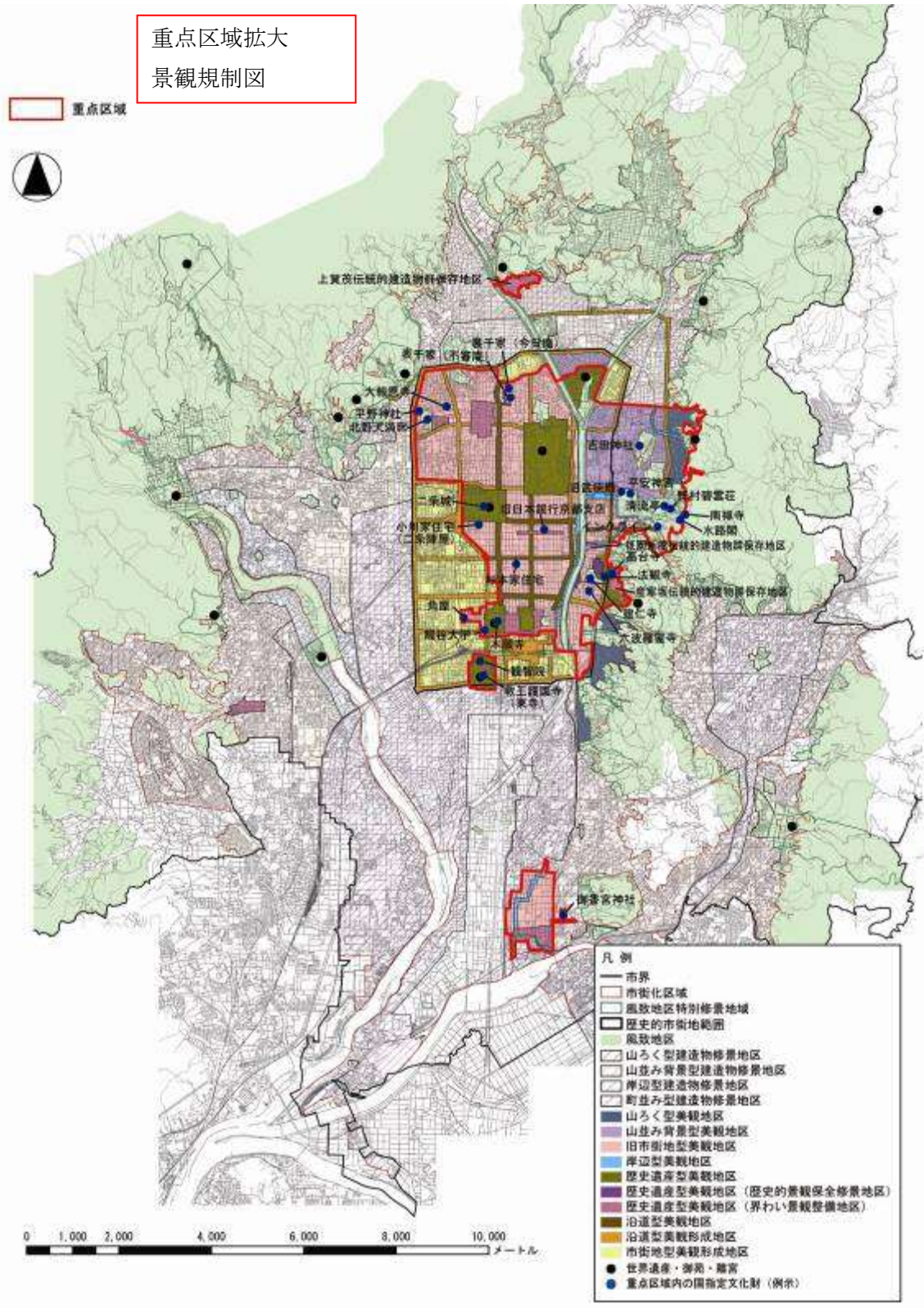


图 5-2 景观地区, 建造物修景地区, 风致地区与重点区域

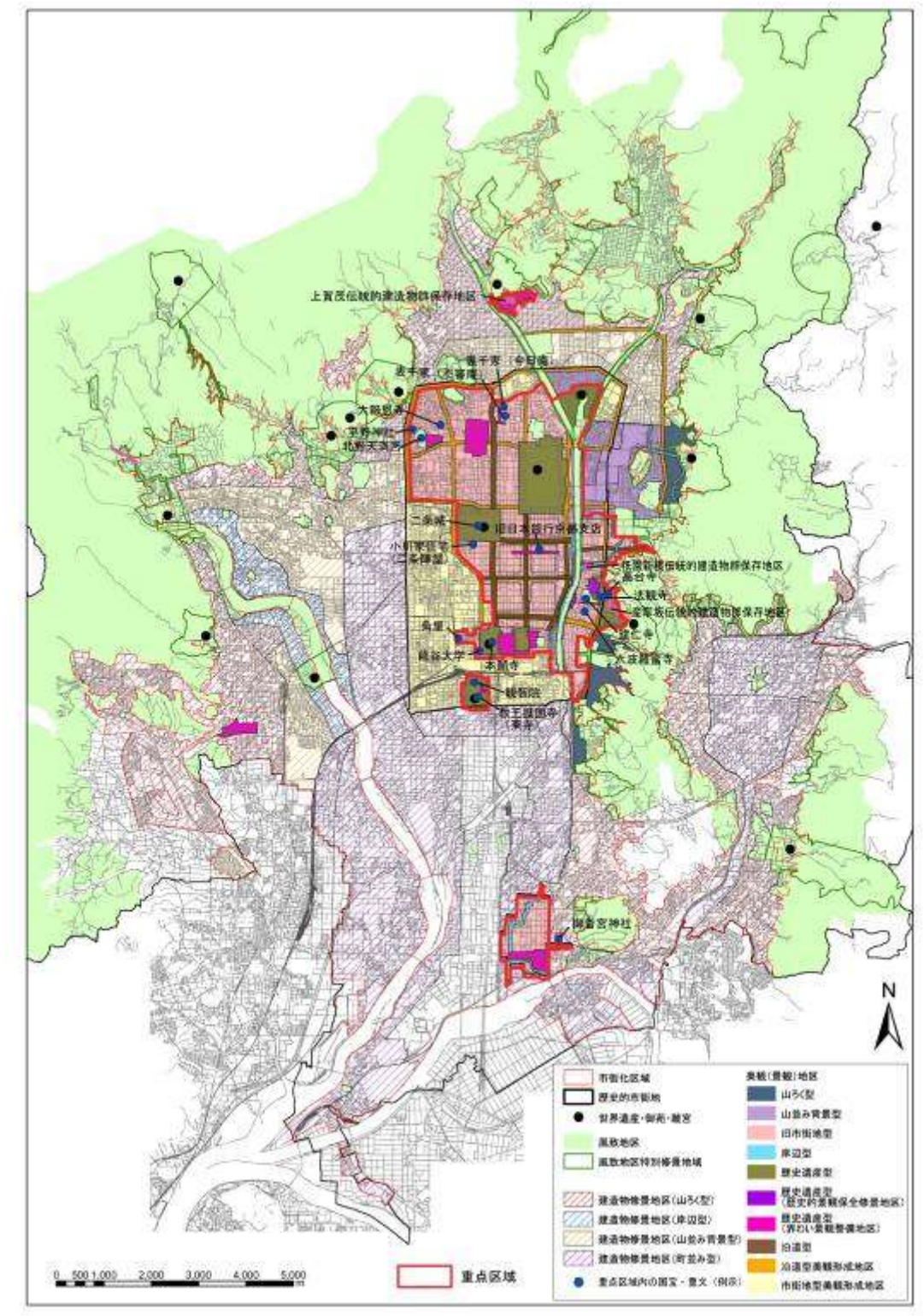


图 5-2 景观地区, 建造物修景地区, 风致地区与重点区域

新 (P272)

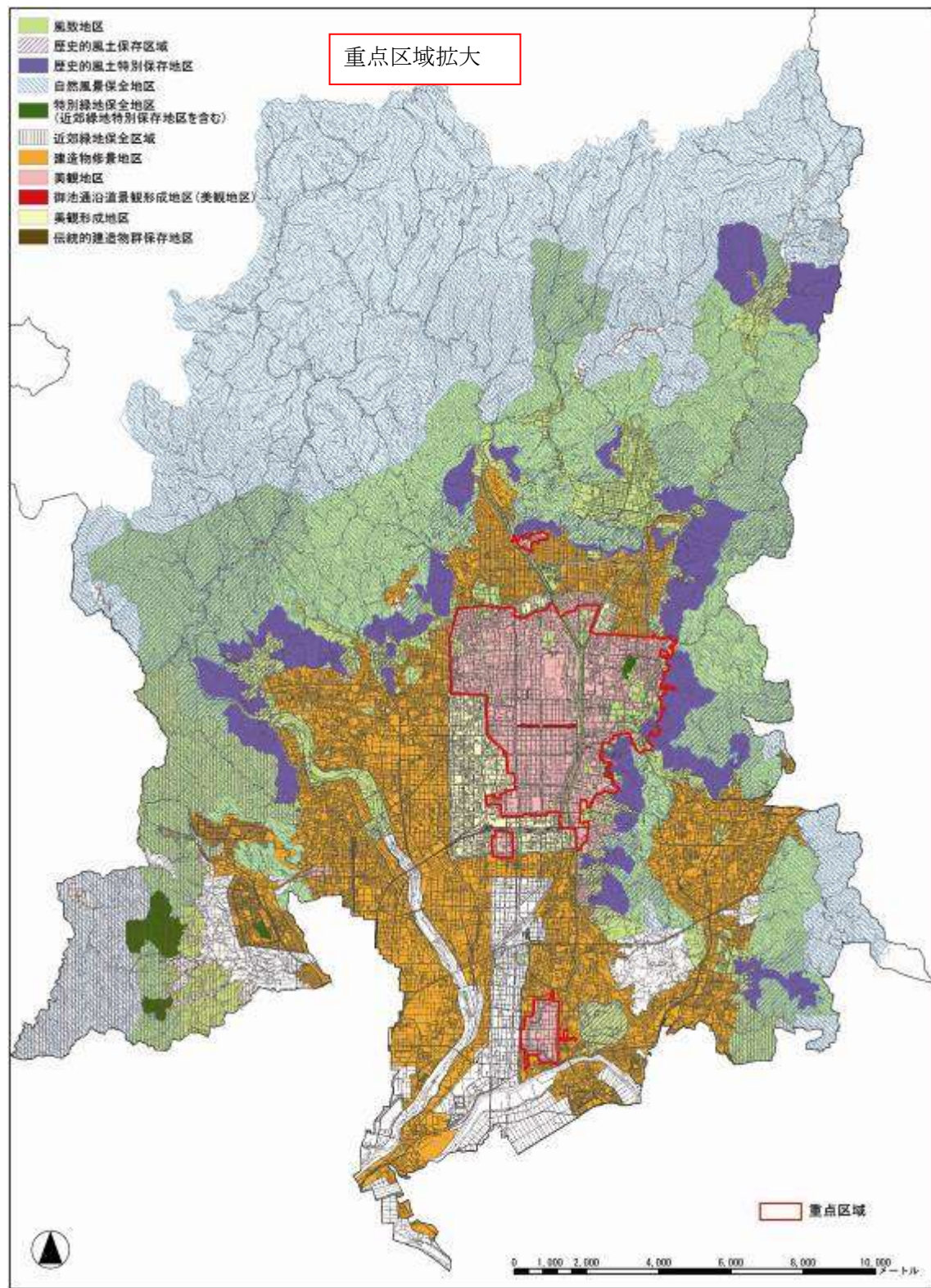


图 5-3 景观計画区域图 (区域区分图) と重点区域

旧 (P264)

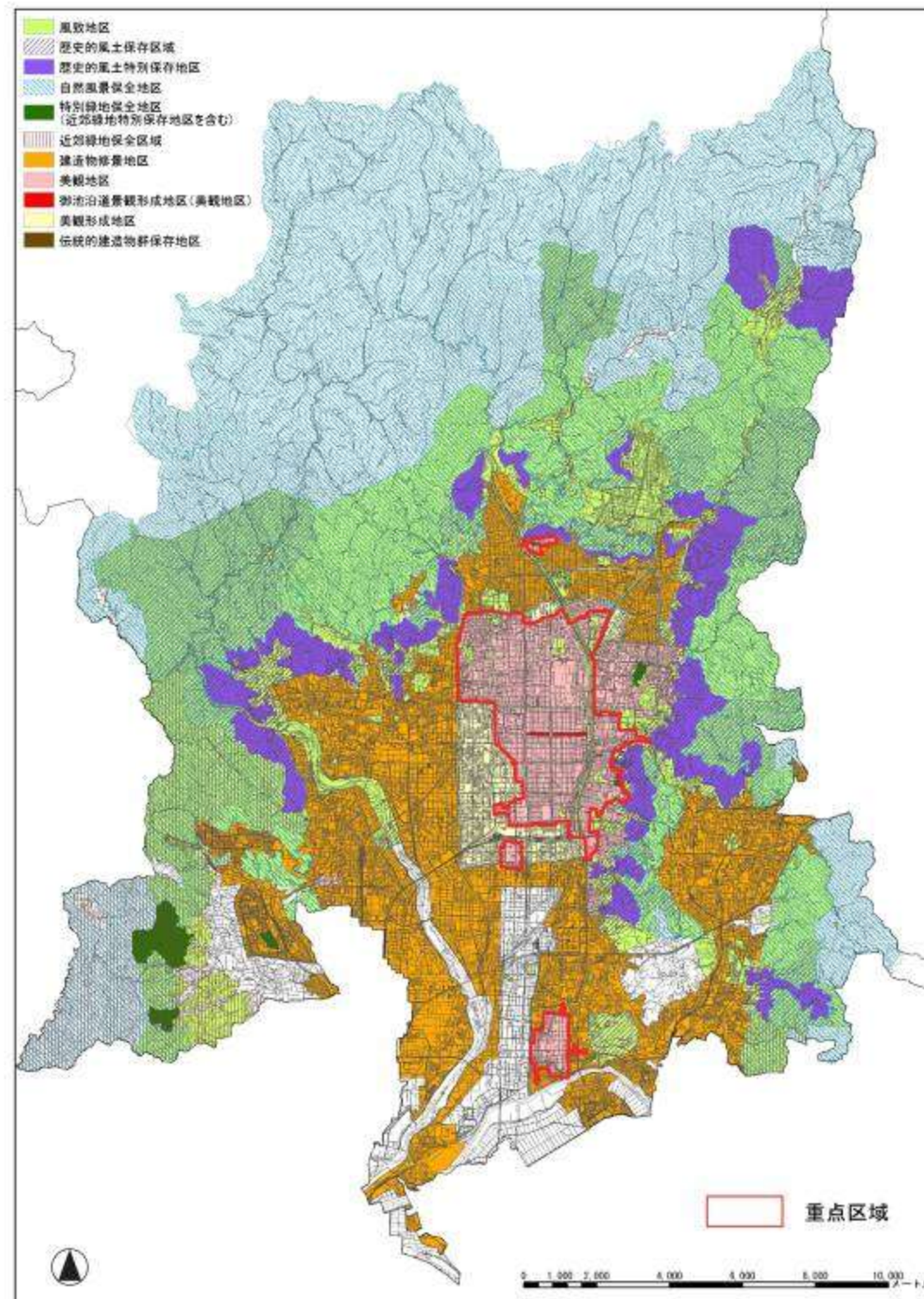


图 5-3 景观計画区域图 (区域区分图) と重点区域

新 (P273)

3 古都保存行政との連携

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))

京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。) 重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。

歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。

これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。

歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。

歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

本市では、約264.7ha (平成22年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む。)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。

旧 (P265)

3 古都保存行政との連携

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))

重点区域の周辺における 京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)

また、それぞれの歴史的風土保存区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。

これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。

歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。

歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

本市では、約264.7ha (平成20年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む。)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。

新 (P274)	旧 (P266)
<p>4 重点区域における建築基準法との連携</p> <p>(1) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例</p> <p>第3章で述べているように、平成14年に、伝統的な建築物に即した市独自の防火基準を定めた条例を制定し、防火・準防火地域の指定を解除することで、伝統的技法による修復等を可能にし、伝統的な町並みの保全を図っている。現在、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」に適用している。</p> <p>(2) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条3項の活用</p> <p>第3章で述べているように、平成18年3月に、建築基準法第42条第3項の規定を活用し、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」において、防火対策などを講じることによって、細街路の拡幅義務を緩和し、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。</p> <p>5 重点区域における市条例との連携</p> <p>(1) 京都市市街地景観整備条例</p> <p>第3章で述べているように、昭和47年に京都市市街地景観条例を制定、その後、平成7年に京都市市街地景観整備条例に改定し、平成19年3月に大幅改正を行った。</p> <p>歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについては歴史的景観保全修景地区に指定している。現在は、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区の3地区を指定しており、全地区が重点区域内にある。また、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについては界わい景観整備地区に指定している。現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、7地区を指定しており、西京極原地区を除く6地区が重点区域内にある。また、歴史的景観保全修景地区（3地区）及び界わい景観整備地区（7地区）は、歴史遺産型美観地区に指定している。</p> <p>更に、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物に指定している。</p> <p>(2) 京都市眺望景観創生条例</p> <p>第3章で述べているように、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承するため、平成19年3月に京都市眺望景観創生条例を制定した。京都市眺望景観創生条例では、38箇所の保全すべき良好な眺望景観や借景を選</p>	<p>4 重点区域における建築基準法との連携</p> <p>(1) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例</p> <p>第3章で述べているように、平成14年に、伝統的な建築物に即した市独自の防火基準を定めた条例を制定し、防火・準防火地域の指定を解除することで、伝統的技法による修復等を可能にし、伝統的な町並みの保全を図っている。現在、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」に適用している。</p> <p>(2) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条3項の活用</p> <p>第3章で述べているように、平成18年3月に、建築基準法第42条第3項の規定を活用し、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」において、防火対策などを講じることによって、細街路の拡幅義務を緩和し、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。</p> <p>5 重点区域における市条例との連携</p> <p>(1) 京都市市街地景観整備条例</p> <p>第3章で述べているように、昭和47年に京都市市街地景観条例を制定、その後、平成7年に京都市市街地景観整備条例に改定し、平成19年3月に大幅改正を行った。</p> <p>歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについては歴史的景観保全修景地区に指定している。現在は、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区の3地区を指定しており、全地区が重点区域内にある。また、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについては界わい景観整備地区に指定している。現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、7地区を指定しており、西京極原地区を除く6地区が重点区域内にある。また、歴史的景観保全修景地区（3地区）及び界わい景観整備地区（7地区）では、歴史遺産型美観地区を指定している。</p> <p>更に、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物に指定している。</p> <p>(2) 京都市眺望景観創生条例</p> <p>第3章で述べているように、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承するため、平成19年3月に京都市眺望景観創生条例を制定した。京都市眺望景観創生条例では、38箇所の保全すべき良好な眺望景観や借景を選</p>

新 (P275)

び、眺望景観を保全、創出するために規制が必要となる地域を眺望景観保全地域として指定している。これらの地域は、それぞれの規制の内容に応じて、さらに3つの保全区域（眺望空間保全区域、近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域）に分類している。また、38箇所の眺望景観や借景をその眺めの特性に応じて8つの類型に分類し、それぞれの類型に応じた保全区域を指定している。

重点区域内は、8つの類型すべてを含み、そのうち、25箇所の保全すべき良好な眺望景観や借景に応じた眺望景観保全区域を指定している。

眺望空間保全区域では、視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の最高部が超えてはならない標高を定めている。また、視点場から視認される建築物等が優れた眺望景観を阻害しないよう、近景デザイン保全区域では、その形態及び意匠、遠景デザイン保全区域では色彩について基準を定めている。

重点区域内の眺望景観保全区域（25箇所）

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望空間	近景	遠景
境内の眺め 〈9箇所〉	(1) 賀茂別雷神社（上賀茂神社）、(2) 賀茂御祖神社（下鴨神社）、(3) 教王護国寺（東寺）、 <u>(10) 鹿苑寺（金閣寺）</u> 、(13) 本願寺、(14) 二条城、(15) 京都御苑		○	
	(4) 清水寺、(11) 慈照寺（銀閣寺）、(16) 修学院離宮（近景を除く）		○	○
通りの眺め 〈4箇所〉	(18) 御池通、(19) 四条通、(20) 五条通、 (21) 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○	
水辺の眺め 〈2箇所〉	(22) 濠川・宇治川派流、(23) <u>琵琶湖</u> 疏水		○	
庭園からの眺め 〈1箇所〉	(25) 渉成園		○	
山並みへの眺め 〈2箇所〉	(26) 賀茂川右岸からの東山、(27) 賀茂川両岸からの北山		○	
「しるし」への眺め 〈5箇所〉	(29) 賀茂川右岸からの「大文字」、(32) 賀茂川左岸からの「船」（眺望空間を除く）、(35) 船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」	○	○	○
	(34) 西大路通からの「左大文字」	○	○	
見晴らしの眺め 〈1箇所〉	(36) 鴨川に架かる橋からの鴨川、		○	
見下ろしの眺め 〈1箇所〉	(38) 大文字山からの市街地		○	○

※眺望空間：眺望空間保全区域、近景：近景デザイン保全区域、遠景：遠景デザイン保全区域

旧 (P267)

び、眺望景観を保全、創出するために規制が必要となる地域を眺望景観保全地域として指定している。これらの地域は、それぞれの規制の内容に応じて、さらに3つの保全区域（眺望空間保全区域、近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域）に分類している。また、38箇所の眺望景観や借景をその眺めの特性に応じて8つの類型に分類し、それぞれの類型に応じた保全区域を指定している。

重点区域内は、8つの類型すべてを含み、そのうち、25箇所の保全すべき良好な眺望景観や借景に応じた眺望景観保全区域を指定している。

眺望空間保全区域では、視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の最高部が超えてはならない標高を定めている。また、近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域では、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないようその形態や意匠、色彩等について基準を定めている。

重点区域内の眺望景観保全区域（25箇所）

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望空間	近景	遠景
境内の眺め 〈9箇所〉	(1) 賀茂別雷神社（上賀茂神社）、(2) 賀茂御祖神社（下鴨神社）、(3) 教王護国寺（東寺）、(13) 本願寺、(14) 二条城、(15) 京都御苑		○	
	(4) 清水寺、(11) 慈照寺（銀閣寺）、(16) 修学院離宮（近景を除く）		○	○
通りの眺め 〈4箇所〉	(18) 御池通、(19) 四条通、(20) 五条通、 (21) 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○	
水辺の眺め 〈2箇所〉	(22) 濠川・宇治川派流、(23) 疏水		○	
庭園からの眺め 〈1箇所〉	(25) 渉成園		○	
山並みへの眺め 〈2箇所〉	(26) 賀茂川右岸からの東山、(27) 賀茂川両岸からの北山		○	
「しるし」への眺め 〈5箇所〉	(29) 賀茂川右岸からの「大文字」、 <u>(30) 高野川左岸からの「法」</u> 、(32) 賀茂川左岸からの「船」（眺望空間を除く）、(35) 船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」	○	○	○
	(34) 西大路通からの「左大文字」	○	○	
見晴らしの眺め 〈1箇所〉	(36) 鴨川に架かる橋からの鴨川、		○	
見下ろしの眺め 〈1箇所〉	(38) 大文字山からの市街地		○	○

※眺望空間：眺望空間保全区域、近景：近景デザイン保全区域、遠景：遠景デザイン保全区域

新 (P276)

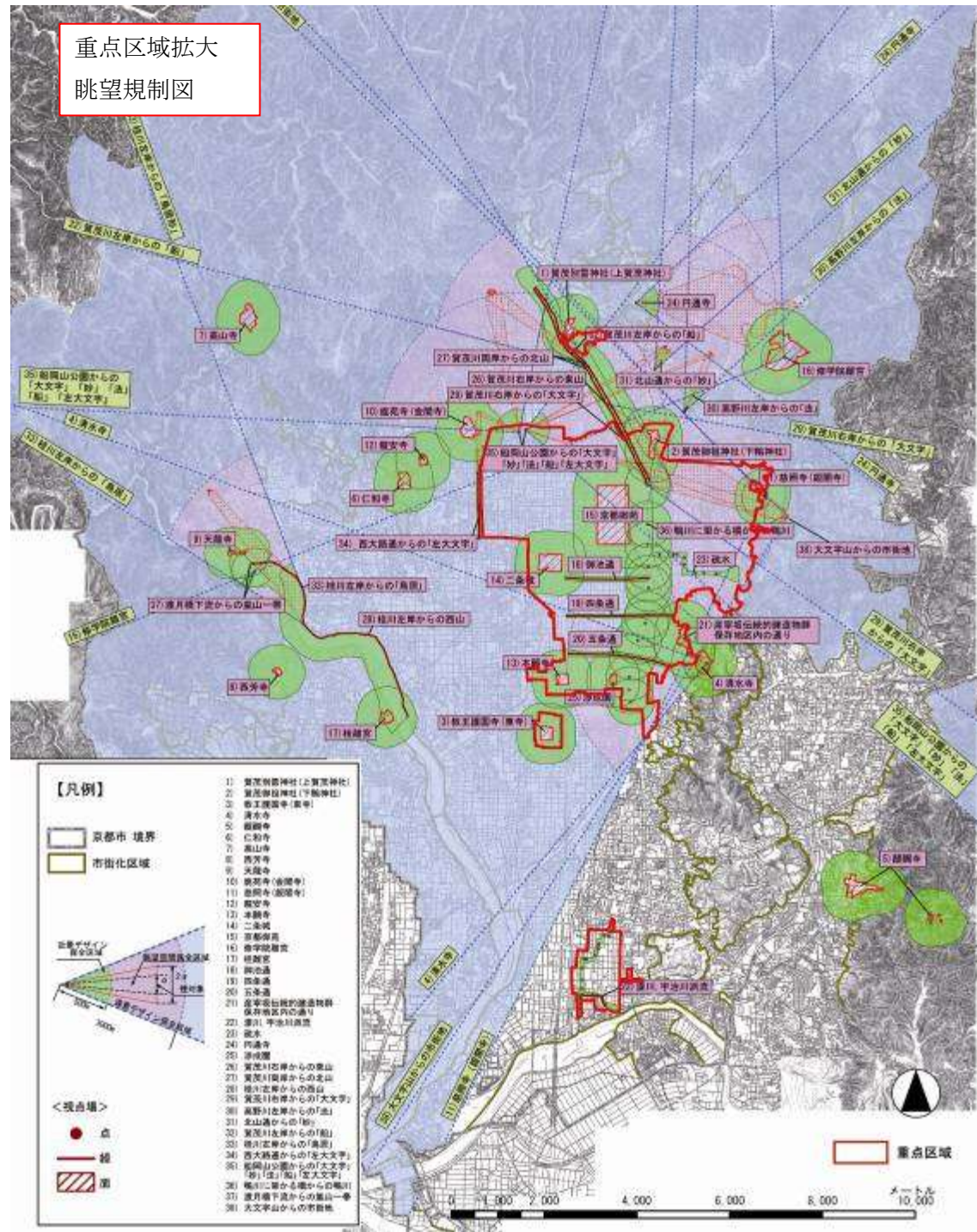


図5-4 眺望景観保全地域指定（概要）図と重点区域

旧 (P268)

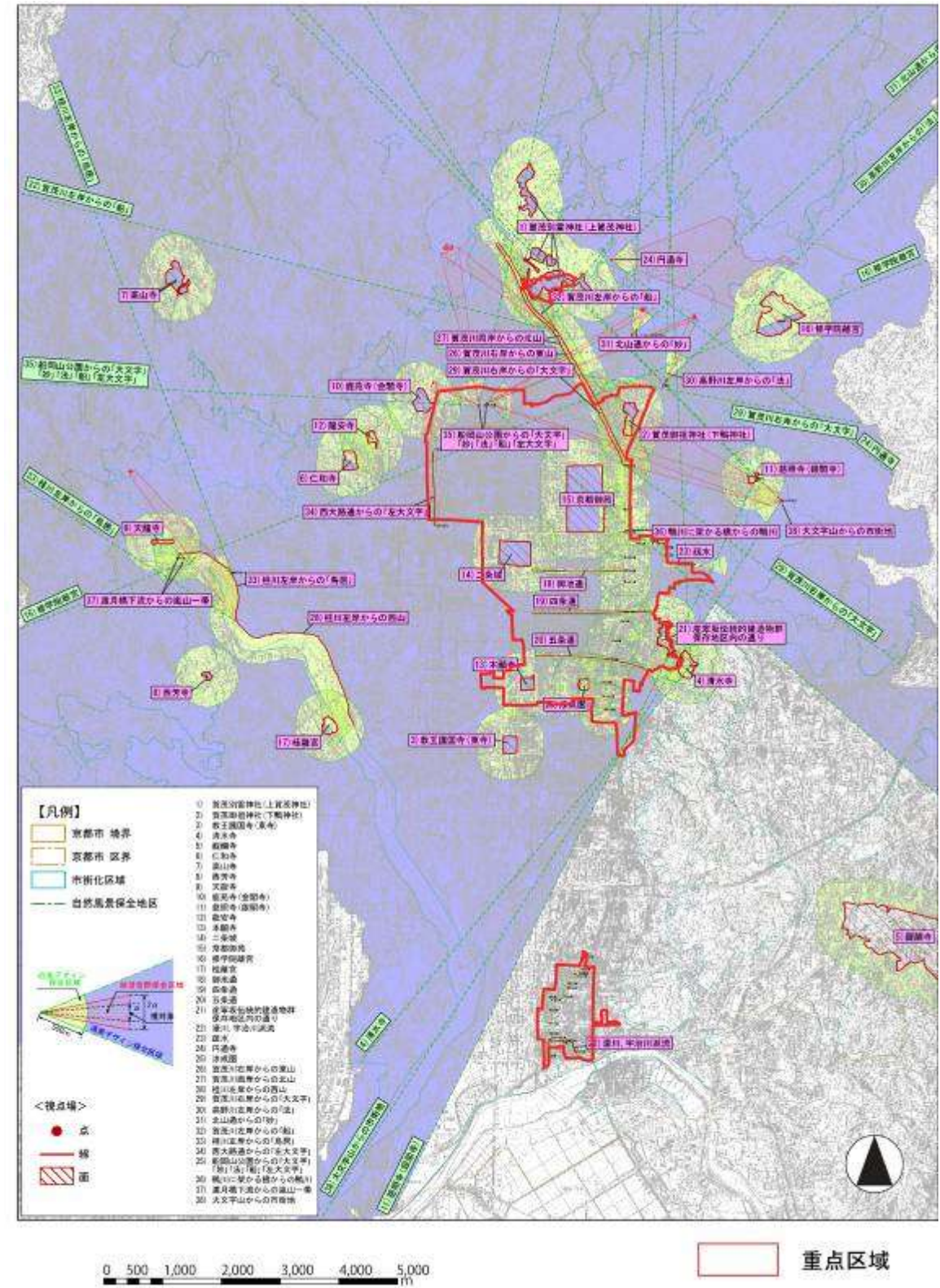


図5-4 眺望景観保全地域指定（概要）図と重点区域

重点区域拡大
広告規制図

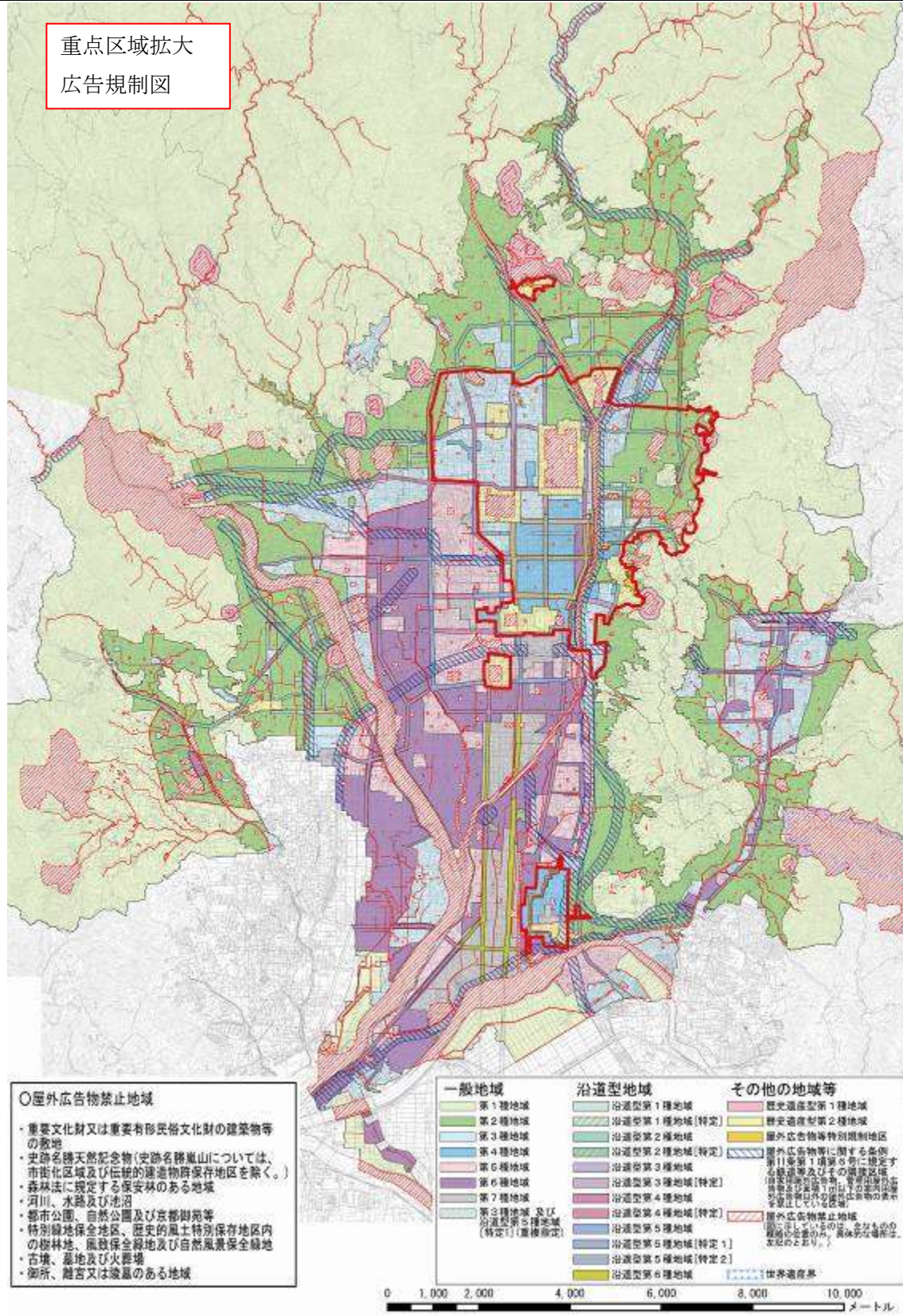


図 5-5 屋外広告物規制区域等指定(概要)図と重点区域

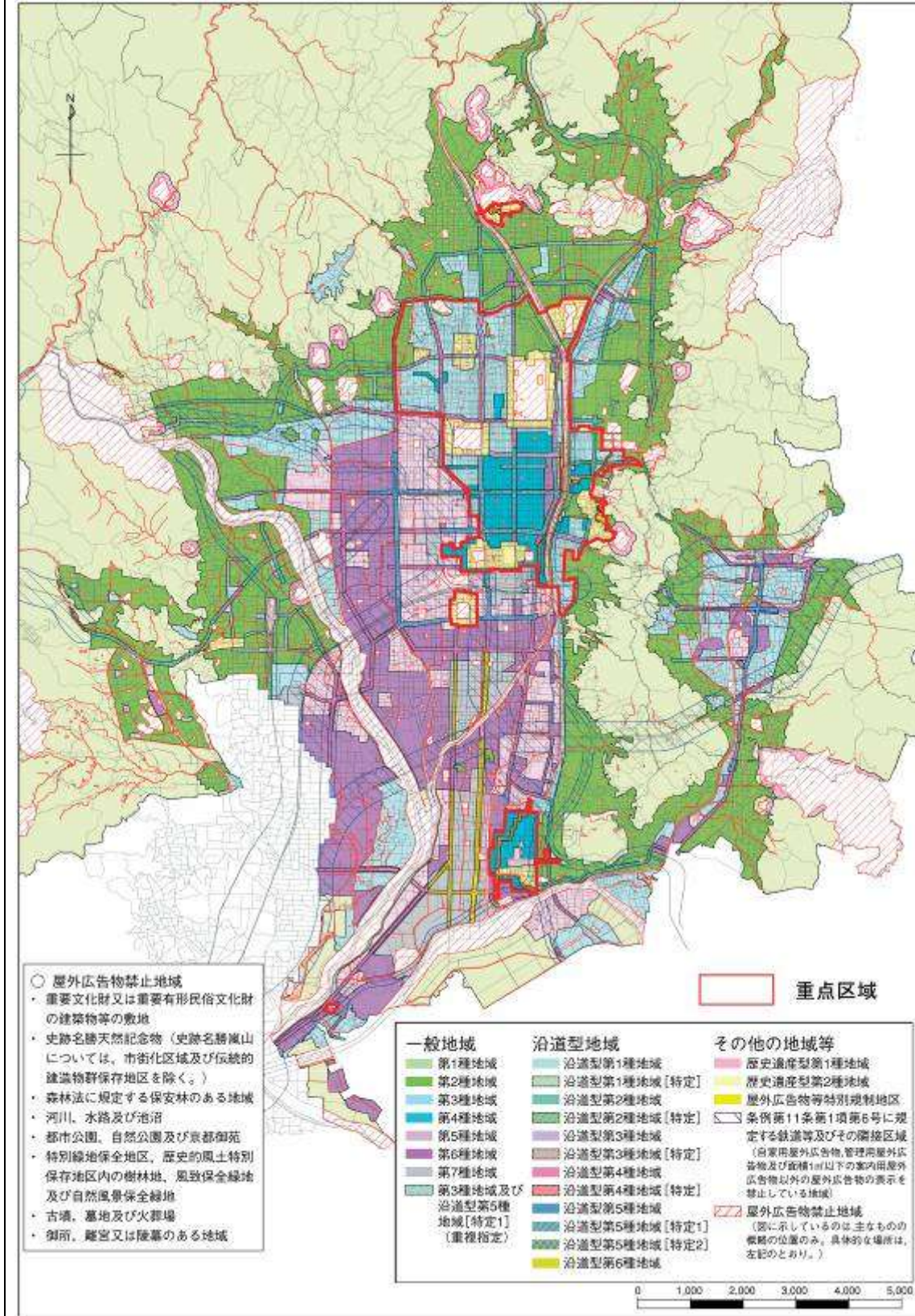


図 5-5 屋外広告物規制区域等指定(概要)図と重点区域

新 (P283)	旧 (P275)
<p>風致の保全にとって重要である。景観規制区域は、世界遺産「古都京都の文化財」のバッファゾーンにも設定されている。</p> <p>京都の文化財は東山、西山などの周辺部や、歴史的市街地である中心部を中心に分布している。前者については、歴史的風土保存特別保存地区、歴史的風土保存区域、風致地区などによって、周辺環境の保全が図られている。</p> <p>また、後者の中心市街地については、これまで京都市市街地景観整備条例に基づく、界わい景観整備地区、歴史的景観保全修景地区などの政策を実施し、その周辺環境の整備を図ってきた。さらに、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施し、景観重要建造物の指定も進めている。今後、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進することに加え、年々減少する町家の保全に関する新たなしくみづくりの検討などを行うことによって、文化財の周辺環境の保全を進めていく。</p> <p>(5) 文化財の防災に関する方針</p> <p>京都市では、「京都市地域防災計画」を策定しており、この中で文化財に関して、一般災害対策、震災対策の両面において、それぞれ応急対策についてのマニュアルを作成している。</p> <p>平時における防災設備等の整備については、国宝・重要文化財への防災設備の設置が、文化庁の国庫補助事業として進められており、京都市も国や京都府と連携しながら同事業を進めて行く。また、京都市の文化財保護条例による市指定文化財については、防災設備設置への助成制度により防災事業を進めている。</p> <p>文化財周辺の防災事業として、東山区清水地区において、文化財とその周辺を守る防災水利整備事業を進めている。</p> <p>京都市消防局は、文化財の関係者と地域住民が相互に協力して文化財を守るという理念に基づき、「文化財市民レスキュー体制」を整備している。これは、日常における防火対策、災害発生時における初期活動に関して、文化財所有者と地域住民が協力を行う体制をあらかじめ整備しておくもので、現在、市内<u>236</u>ヶ所（<u>平成23年2月</u>）において体制が構築されている。</p> <p>今後、歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、「文化財市民レスキュー体制」をはじめとする地域の自主防災活動と、防災水利整備事業などのハード面での整備を有機的に連携させ、地域住民とともに守る文化財防災施策を進めていく。</p> <p>このほか、現在、市内の文化財関係機関が情報の共有を図るため「京都文化財防災対策連絡会」が設置され、行政や関係機関の連携によって、情報交換や連絡調整</p>	<p>風致の保全にとって重要である。景観規制区域は、世界遺産「古都京都の文化財」のバッファゾーンにも設定されている。</p> <p>京都の文化財は東山、西山などの周辺部や、歴史的市街地である中心部を中心に分布している。前者については、歴史的風土保存特別保存地区、歴史的風土保存区域、風致地区などによって、周辺環境の保全が図られている。</p> <p>また、後者の中心市街地については、これまで京都市市街地景観整備条例に基づく、界わい景観整備地区、歴史的景観保全修景地区などの政策を実施し、その周辺環境の整備を図ってきた。さらに、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施し、景観重要建造物の指定も進めている。今後、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進することに加え、年々減少する町家の保全に関する新たなしくみづくりの検討などを行うことによって、文化財の周辺環境の保全を進めていく。</p> <p>(5) 文化財の防災に関する方針</p> <p>京都市では、「京都市地域防災計画」を策定しており、この中で文化財に関して、一般災害対策、震災対策の両面において、それぞれ応急対策についてのマニュアルを作成している。</p> <p>平時における防災設備等の整備については、国宝・重要文化財への防災設備の設置が、文化庁の国庫補助事業として進められており、京都市も国や京都府と連携しながら同事業を進めて行く。また、京都市の文化財保護条例による市指定文化財については、防災設備設置への助成制度により防災事業を進めている。</p> <p>文化財周辺の防災事業として、東山区清水地区において、文化財とその周辺を守る防災水利整備事業を進めている。</p> <p>京都市消防局は、文化財の関係者と地域住民が相互に協力して文化財を守るという理念に基づき、「文化財市民レスキュー体制」を整備している。これは、日常における防火対策、災害発生時における初期活動に関して、文化財所有者と地域住民が協力を行う体制をあらかじめ整備しておくもので、現在、市内<u>235</u>ヶ所（<u>平成21年8月</u>）において体制が構築されている。</p> <p>今後、歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、「文化財市民レスキュー体制」をはじめとする地域の自主防災活動と、防災水利整備事業などのハード面での整備を有機的に連携させ、地域住民とともに守る文化財防災施策を進めていく。</p> <p>このほか、現在、市内の文化財関係機関が情報の共有を図るため「京都文化財防災対策連絡会」が設置され、行政や関係機関の連携によって、情報交換や連絡調整</p>

新 (P285)	旧 (P277)																								
<p>管・管理している。このうち、重要な遺物については、普及啓発のため、京都市考古資料館において展示を行っている。</p> <p>(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針</p> <p>京都市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、市長部局である文化市民局文化芸術都市推進室に文化財保護課を置き、その行政を行っている。</p> <p>ただし、指定・登録、許可権限等の根幹をなす事務については市教育委員会の処理することとなっており、その独立性を担保しながら補助執行している。</p> <p>現在、文化財保護課には職員20名を配し、このうち各分野の専門職として<u>11</u>名の文化財保護技師（建造物<u>3</u>名、記念物2名、埋蔵文化財4名、美術工芸品1名、民俗文化財1名）を置いている。なお、<u>このうち文化財保護技師を含む建造物修理技師2名を二条城に派遣している。</u></p> <p>京都市文化財保護条例に基づき、京都市指定文化財等の諮問・答申機関として京都市文化財保護審議会を設置している。今回の維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を得ながら進めていく。審議会の構成は以下のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="222 987 712 1249"> <tr> <td>建造物・環境保全地区部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>美術工芸品部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>無形文化財・選定保存技術部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>史跡・埋蔵文化財部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>名勝・天然記念物部会</td> <td>4名</td> </tr> </table> <p>(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>京都市内には、NPO法人古材文化の会、京町家再生研究会、関西木造住文化研究会、京町家倶楽部ネットワークなどの団体があり、町家をはじめとする歴史的建造物の保存活用を図る活動を行っている。こうしたNPOによる活動は、財団法人京都市景観・まちづくりセンターによってネットワーク化されている。</p> <p>京都市では、こうした団体との連携を模索しており、平成20年度からは、NPO法人古材文化の会と協働して、「京都市文化財マネージャー」制度を発足させた。また、市民にボランティアとして文化財保護の活動に関わっていただく「みやこ文化財愛護委員」を創設し、研修会等の育成事業を行っている。</p> <p>また、財団法人日本ナショナルトラストは、駒井家住宅（京都市指定文化財）を</p>	建造物・環境保全地区部会	4名	美術工芸品部会	4名	無形文化財・選定保存技術部会	4名	民俗文化財部会	4名	史跡・埋蔵文化財部会	4名	名勝・天然記念物部会	4名	<p>管・管理している。このうち、重要な遺物については、普及啓発のため、京都市考古資料館において展示を行っている。</p> <p>(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針</p> <p>京都市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、市長部局である文化市民局文化芸術都市推進室に文化財保護課を置き、その行政を行っている。</p> <p>ただし、指定・登録、許可権限等の根幹をなす事務については市教育委員会の処理することとなっており、その独立性を担保しながら補助執行している。</p> <p>現在、文化財保護課には職員20名を配し、このうち各分野の専門職として<u>12</u>名の文化財保護技師（建造物<u>4</u>名、記念物2名、埋蔵文化財4名、美術工芸品1名、民俗文化財1名）を置いている。なお、<u>このうち建造物技師2名を二条城に派遣している。</u></p> <p>京都市文化財保護条例に基づき、京都市指定文化財等の諮問・答申機関として京都市文化財保護審議会を設置している。今回の維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を得ながら進めていく。審議会の構成は以下のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="1647 987 2136 1249"> <tr> <td>建造物・環境保全地区部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>美術工芸品部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>無形文化財・選定保存技術部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>史跡・埋蔵文化財部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>名勝・天然記念物部会</td> <td>4名</td> </tr> </table> <p>(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>京都市内には、NPO法人古材文化の会、京町家再生研究会、関西木造住文化研究会、京町家倶楽部ネットワークなどの団体があり、町家をはじめとする歴史的建造物の保存活用を図る活動を行っている。こうしたNPOによる活動は、財団法人京都市景観・まちづくりセンターによってネットワーク化されている。</p> <p>京都市では、こうした団体との連携を模索しており、平成20年度からは、NPO法人古材文化の会と協働して、「京都市文化財マネージャー」制度を発足させた。また、市民にボランティアとして文化財保護の活動に関わっていただく「みやこ文化財愛護委員」を創設し、研修会等の育成事業を行っている。</p> <p>また、財団法人日本ナショナルトラストは、駒井家住宅（京都市指定文化財）を</p>	建造物・環境保全地区部会	4名	美術工芸品部会	4名	無形文化財・選定保存技術部会	4名	民俗文化財部会	4名	史跡・埋蔵文化財部会	4名	名勝・天然記念物部会	4名
建造物・環境保全地区部会	4名																								
美術工芸品部会	4名																								
無形文化財・選定保存技術部会	4名																								
民俗文化財部会	4名																								
史跡・埋蔵文化財部会	4名																								
名勝・天然記念物部会	4名																								
建造物・環境保全地区部会	4名																								
美術工芸品部会	4名																								
無形文化財・選定保存技術部会	4名																								
民俗文化財部会	4名																								
史跡・埋蔵文化財部会	4名																								
名勝・天然記念物部会	4名																								

新 (P286)

所有し、同建物を保存管理するとともに、建物を活用した様々な活動を行っている。この他、町家をはじめとする伝統的木造建築を手掛ける職人の団体として、京町家作事組がある。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

京都市が所管する二条城は、多数の国指定文化財を擁し、世界遺産「古都京都の文化財」の遺産を構成しており、重点区域の核となるものである。このため、京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度より、学識委員の指導のもと、本格的修理に着手する。この一環として、20年度において、文化財建造物の修理技師を2名増員し、維持管理及び保存修理の体制を整備している。

二条城をはじめ重点区域内の文化財建造物の多くは伝統的な技術が用いられており、それら技術の継承を図っていくことが必要である。このため、京都市文化財建造物保存技術研修センターを拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について職人の技能研修を行い、文化財保存技術の継承に努めていく。

重点区域内における代表的かつシンボリックな無形文化として、祇園祭があげられる。祇園祭の保存、継承のため、国庫補助事業として山鉾などの保存、修理を行う他、京都府や関係機関とともに、祭礼の執行に対する助成を行い、その保存、継承を図っていく。

また、祇園祭は「京都祇園祭りの山鉾行事」として平成21年9月にユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録(「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載)が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施する【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】(平成20年～)。

重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、これら文化財の今後の保存・活用に関しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に推し進めていく。

また、平成21年度より、国庫補助事業として、「京都岡崎の文化的景観」の調査検討事業に着手している。

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

旧 (P278)

所有し、同建物を保存管理するとともに、建物を活用した様々な活動を行っている。この他、町家をはじめとする伝統的木造建築を手掛ける職人の団体として、京町家作事組がある。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

京都市が所管する二条城は、多数の国指定文化財を擁し、世界遺産「古都京都の文化財」の遺産を構成しており、重点区域の核となるものである。このため、京都市では、現在、破損・耐震調査(平成18～22年度)に着手しており、この調査成果を踏まえて修理の基本計画を決定し、継続的に保存修理を行う計画である。この一環として、20年度において、文化財建造物の修理技師を2名増員し、維持管理及び保存修理の体制を整備している。

二条城をはじめ重点区域内の文化財建造物の多くは伝統的な技術が用いられており、それら技術の継承を図っていくことが必要である。このため、京都市文化財建造物保存技術研修センターを拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について職人の技能研修を行い、文化財保存技術の継承に努めていく。

重点区域内における代表的かつシンボリックな無形文化として、祇園祭があげられる。祇園祭の保存、継承のため、国庫補助事業として山鉾などの保存、修理を行う他、京都府や関係機関とともに、祭礼の執行に対する助成を行い、その保存、継承を図っていく。

また、祇園祭は「京都祇園祭りの山鉾行事」として平成21年9月にユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録(「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載)が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施する【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】(平成20年～)。

重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、これら文化財の今後の保存・活用に関しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に推し進めていく。

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

新 (P287)

重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策

重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。

その中でも代表的なもの、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策を次のとおりとする。

●伝統的建造物群保存地区

京都市内には 4 地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の 3 地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。

伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復元的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。

環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和 51～）

なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。

●二条城二之丸御殿他構造及び破損調査工事業、二条城二之丸御殿障壁画等保存修理事業

京都市では、平成 1 8 年度から 2 2 年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成 2 3 年度～2 5 年において、唐門、築地の修理を実施する。以降、二之丸御殿等の本格的修理の実施を予定している。

二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁画（9 5 4 面）が残っている。これらについては、模写を行い、嵌め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁画は、城内に設置された収蔵庫に収蔵し、一般にも公開して

旧 (P279)

重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策

重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。

その中でも代表的なもの、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策を次のとおりとする。

●伝統的建造物群保存地区

京都市内には 4 地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の 3 地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。

伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復元的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。

環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和 51～）

なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。

●二条城二之丸御殿他構造及び破損調査工事業、二条城二之丸御殿障壁画等保存修理事業

京都市では、平成 1 8 年度から 2 2 年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施しており、調査の成果に基づいて、修理の基本計画を決定し、学識委員の指導の基、本格的修理に着手する予定である。（平成 1 8～2 2 年）

二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁画（9 5 4 面）が残っている。これらについては、模写を行い、嵌め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁画は、城内に設置された収蔵庫に収蔵し、一般にも公開して

新 (P288)	旧 (P280)
<p>いる。また、これまで実施してきた二之丸御殿の障壁画（重要文化財美術工芸品指定分）の模写及び嵌め換え作業を継続し、オリジナル作品の収蔵庫による保管管理を進めていく。</p> <p>（事業予定年度）</p> <p>*昭和 47 年～平成 19 年 6 3 5 面完了（全体の 6 1. 3 %）</p> <p>平成 20 年～平成 22 年 6 5 面実施予定</p> <p>一方、広い城内を活用して世界遺産コンサートやライトアップ、生け花展示などのイベントが行われている。今後も、文化財の保存とのバランスを図りながら、都市中心部のイベント空間として多機能な活用を行う。</p> <p>●都市公園事業【淀城跡公園】</p> <p>現在、淀城公園内に残る淀城跡の内堀及び公園整備を行い、淀地区の活性化を図る。</p> <p>事業内容は、本丸広場の整備と <u>芝生広場</u> の整備及び内堀の復元である。</p> <p>この淀城跡公園の再整備は、本丸の石垣や内堀等の城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。整備に当たっては、『淀城大絵図』（17世紀中頃の作成）等の古絵図を参照に関係機関や有識者の指導の基に行う。</p> <p>（事業予定年度） 平成 25 年～平成 30 年</p> <p>●岩倉具視幽棲旧宅保存修理</p> <p>国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている史跡岩倉具視幽棲旧宅の主屋、付属屋等の保存修理事業を行う。</p> <p>（事業予定年度） 平成 21 年～平成 23 年</p> <p>●鳥彌三修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三（国登録）の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。</p> <p>（事業予定年度） 平成 21 年～平成 23 年</p> <p>●山中油店修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事</p>	<p>いる。また、これまで実施してきた二之丸御殿の障壁画（重要文化財美術工芸品指定分）の模写及び嵌め換え作業を継続し、オリジナル作品の収蔵庫による保管管理を進めていく。</p> <p>（事業予定年度）</p> <p>*昭和 47 年～平成 19 年 6 3 5 面完了（全体の 6 1. 3 %）</p> <p>平成 20 年～平成 22 年 6 5 面実施予定</p> <p>一方、広い城内を活用して世界遺産コンサートやライトアップ、生け花展示などのイベントが行われている。今後も、文化財の保存とのバランスを図りながら、都市中心部のイベント空間として多機能な活用を行う。</p> <p>●都市公園事業【淀城跡公園】</p> <p>現在、淀城公園内に残る淀城跡の内堀及び公園整備を行い、淀地区の活性化を図る。</p> <p>事業内容は、本丸広場の整備と <u>にぎわい広場</u> の整備及び内堀の復元である。</p> <p>この淀城跡公園の再整備は、本丸の石垣や内堀等の城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。整備に当たっては、『淀城大絵図』（17世紀中頃の作成）等の古絵図を参照に関係機関や有識者の指導の基に行う。</p> <p>（事業予定年度） 平成 25 年～平成 30 年</p> <p>●岩倉具視幽棲旧宅保存修理</p> <p>国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている史跡岩倉具視幽棲旧宅の主屋、付属屋等の保存修理事業を行う。</p> <p>（事業予定年度） 平成 21 年～平成 23 年</p> <p>●鳥彌三修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三（国登録）の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。</p> <p>（事業予定年度） 平成 21 年～平成 23 年</p> <p>●山中油店修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事</p>

新 (P289)	旧 (P281)
<p>業として山中油店（国登録）の店舗の構造補強を行う。 （事業予定年度） 平成22年～平成23年</p> <p>●胡乱座修理事業 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として胡乱座（国登録）主屋の大屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理を行う。また、離れの大屋根の修理も順次行っていく。 （事業予定年度） 平成21年～平成23年</p> <p>●京都市指定登録文化財修理等助成事業 第7章（P.325）参照</p> <p>●伝統的建造物群保存事業 第7章（P.325～P.326）参照</p> <p>●歴史的町並み再生事業 第7章（P.327～P.338）参照</p>	<p>業として山中油店（国登録）の店舗の構造補強を行う。 （事業予定年度） 平成22年～平成23年</p> <p>●胡乱座修理事業 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として胡乱座（国登録）主屋の大屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理を行う。また、離れの大屋根の修理も順次行っていく。 （事業予定年度） 平成21年～平成23年</p> <p>●京都市指定登録文化財修理等助成事業 第7章（P.312）参照</p> <p>●伝統的建造物群保存事業 第7章（P.312～P.313）参照</p> <p>●歴史的町並み再生事業 第7章（P.314～P.325）参照</p>
<p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</p> <p>●文化財展示施設 文化財の展示施設として、京都市考古資料館がある。同館は、京都市内の遺跡から発掘された埋蔵文化財資料のうち、特に重要なものを展示するため、昭和54年に開設された施設である。常設展示とともに、特別展示（年1回）と、重要な発掘成果が得られた際に速報展を行っている。この他、京都市では、埋蔵文化財の収蔵庫を市内9箇所に設けている。このうち、平成20年に設置した淀水垂収蔵庫には、資料の閲覧スペース等が設けられており、普及啓発事業にも活用する予定である。 また、京都市学校歴史博物館では、京都市内の旧番組小学校に伝わる歴史資料、学区出身の芸術家から寄贈された美術工芸品を収蔵し、常設展・企画展によって一般に公開している。同施設には、明治初期の番組小学校遺構である旧成徳小学校玄関車寄（国登録文化財）が移築されている。</p> <p>●文化財建造物の一般公開及び展示施設への活用 建造物や遺跡・名勝地などの文化財保存・活用施設としては、二条城、旧武徳殿〔重要文化財〕、無鄰庵〔国指定名勝〕、旧柳原銀行〔京都市登録文化財〕、京都芸術センター（旧京都市立明倫小学校）〔国登録文化財〕、京都国際マンガミュージアム（旧</p>	<p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</p> <p>●文化財展示施設 文化財の展示施設として、京都市考古資料館がある。同館は、京都市内の遺跡から発掘された埋蔵文化財資料のうち、特に重要なものを展示するため、昭和54年に開設された施設である。常設展示とともに、特別展示（年1回）と、重要な発掘成果が得られた際に速報展を行っている。この他、京都市では、埋蔵文化財の収蔵庫を市内9箇所に設けている。このうち、平成20年に設置した淀水垂収蔵庫には、資料の閲覧スペース等が設けられており、普及啓発事業にも活用する予定である。 また、京都市学校歴史博物館では、京都市内の旧番組小学校に伝わる歴史資料、学区出身の芸術家から寄贈された美術工芸品を収蔵し、常設展・企画展によって一般に公開している。同施設には、明治初期の番組小学校遺構である旧成徳小学校玄関車寄（国登録文化財）が移築されている。</p> <p>●文化財建造物の一般公開及び展示施設への活用 建造物や遺跡・名勝地などの文化財保存・活用施設としては、二条城、旧武徳殿〔重要文化財〕、無鄰庵〔国指定名勝〕、旧柳原銀行〔京都市登録文化財〕、京都芸術センター（旧京都市立明倫小学校）〔国登録文化財〕、京都国際マンガミュージアム（旧</p>

新 (P291)	旧 (P283)
<p>災まちづくりを推進する。_</p> <p>また、重点地区内に位置する世界遺産の構成要素を中心とした文化財について、先に述べた新景観政策における規制によって、その周辺環境の保全を図っていく。こうした景観行政と文化財保護行政の連携を積極的に推進し、文化財の周辺環境の保全に努める。</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>●ソフト面における防災体制の整備</p> <p>京都市は、伝統的な木造建築物が密集する中に文化財が存在するという都市特性から、これまでも、大規模火災に伴う文化財の焼失が危惧されてきた。このため、数多くの貴重な文化財が点在する京都市域を火災等の災害から守るため、消防体制の整備に力を入れ、昭和31年から他都市には例のない、全家庭への防火訪問を実施し、昭和32年には全国に先駆けて、文化財が所在する区域における喫煙・たき火等の制限及び制限札の掲出を制度化するとともに京都市独自の文化財防火運動を展開してきた。昭和48年には全国唯一の「文化財係」を消防本部に設置し、文化財への指導体制の強化を図っている。</p> <p>また、「京都市地域防災計画」を策定し、災害時及び震災時における、文化財についての応急対策のマニュアルを作成している。同計画に基づき災害時における文化財防災体制を整えている。</p> <p>さらに、京都市消防局では、文化財所有者と地域住民が協力を行う体制を確立する「文化財市民レスキュー体制」の整備を進めている。現在、市内<u>236</u>ヶ所（<u>平成23年2月</u>）において体制が構築され、こうした体制に対して、育成指導を行い、自主的活動の促進を図っている。</p> <p>●ハード面における防災体制の整備</p> <p>文化財の災害を予防するための防災設備等の整備については、国宝・重要文化財への防災設備の設置が、文化庁の国庫補助事業として進められている。京都市の文化財保護条例による市指定文化財については、助成制度により、防災設備の設置を積極的に進めている。</p> <p>また、京都市では、多数の国宝・重要文化財や、伝統的建造物群が存在する東山区清水地区の防災事業として「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」（平成18～22年度）を実施中であり、大規模貯水槽や配水管の設置事業を進めている。</p> <p>本事業は、歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることが可能となり、文化財や歴史的な町並みを活かしたまちづくりの推進につながる。</p>	<p>災まちづくりを推進する。_</p> <p>また、重点地区内に位置する世界遺産の構成要素を中心とした文化財について、先に述べた新景観政策における規制によって、その周辺環境の保全を図っていく。こうした景観行政と文化財保護行政の連携を積極的に推進し、文化財の周辺環境の保全に努める。</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>●ソフト面における防災体制の整備</p> <p>京都市は、伝統的な木造建築物が密集する中に文化財が存在するという都市特性から、これまでも、大規模火災に伴う文化財の焼失が危惧されてきた。このため、数多くの貴重な文化財が点在する京都市域を火災等の災害から守るため、消防体制の整備に力を入れ、昭和31年から他都市には例のない、全家庭への防火訪問を実施し、昭和32年には全国に先駆けて、文化財が所在する区域における喫煙・たき火等の制限及び制限札の掲出を制度化するとともに京都市独自の文化財防火運動を展開してきた。昭和48年には全国唯一の「文化財係」を消防本部に設置し、文化財への指導体制の強化を図っている。</p> <p>また、「京都市地域防災計画」を策定し、災害時及び震災時における、文化財についての応急対策のマニュアルを作成している。同計画に基づき災害時における文化財防災体制を整えている。</p> <p>さらに、京都市消防局では、文化財所有者と地域住民が協力を行う体制を確立する「文化財市民レスキュー体制」の整備を進めている。現在、市内<u>235</u>ヶ所（<u>平成21年8月</u>）において体制が構築され、こうした体制に対して、育成指導を行い、自主的活動の促進を図っている。</p> <p>●ハード面における防災体制の整備</p> <p>文化財の災害を予防するための防災設備等の整備については、国宝・重要文化財への防災設備の設置が、文化庁の国庫補助事業として進められている。京都市の文化財保護条例による市指定文化財については、助成制度により、防災設備の設置を積極的に進めている。</p> <p>また、京都市では、多数の国宝・重要文化財や、伝統的建造物群が存在する東山区清水地区の防災事業として「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」（平成18～22年度）を実施中であり、大規模貯水槽や配水管の設置事業を進めている。</p> <p>本事業は、歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることが可能となり、文化財や歴史的な町並みを活かしたまちづくりの推進につながる。</p>

新 (P293)

調査し、文化財等の制度によって保存、活用を図るためには、多くの人材が必要であるが、そうした専門性を有した人材は不足している。このため、京都市では、平成20年度から文化財マネージャー制度を創設し、未指定・未登録文化財を含めた広義の文化財について、調査や保存、活用に携わることのできる民間の人材を、育成する事業を行っている。

平成20年、京都市文化財保護課、NPO 法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターの3者により京都市文化財マネージャー育成実行委員会を設立した。建築士をはじめとした建築的素養を有する民間の人材を対象とし、年1回、京都市文化財マネージャー育成講座（66時間）を開催している。講座修了生のうち、希望する者を、京都市が京都市文化財マネージャーに登録している。（平成23年3月末現在で142名を登録済である。）

今後、狭義の文化財にとどまらない景観形成やまちづくりの資源となる文化財的建造物の調査、保存・活用のための活動に、文化財マネージャーを活用する予定である。また、文化財マネージャーが、自身の活動において文化財に関する知識を活かすことによって、歴史的建造物の修理・改修等の質が向上し、総体として文化財保護に資することが期待される。

オ みやこ文化財愛護委員

より多くの市民が文化財を身近なものとして親しみ、文化財保護に対する理解と認識を深めることを目的として、平成20年度よりみやこ文化財愛護委員制度を実施している。文化財愛護への熱意を持つ市民を募集し、各種文化財の講座を開催する（50名）。修了者には文化財の保存・活用事業に参画してもらうことを期待している。

カ 文化財建造物保存技術普及啓発事業

平成13年に文化庁が創設した「ふるさと文化財の森構想」事業の助成を受け、京都市は平成15年度に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置した。日本の伝統的建造物には屋根材に植物材料（檜皮葺、柿葺、茅葺）の建築が数多いが、近年、檜林・茅場等の減少や職人の後継者不足によって、材料となる檜皮や茅などの供給が不足している。同センターは、材料の安定供給を図ることを目的として、原皮師（檜の皮を剥ぐ職人）をはじめとする職人の育成や、檜皮葺、柿葺、茅葺に関する普及啓発を行うための施設として建設された。



写真 6-1 京都市文化財保存技術研修センター

旧 (P285)

調査し、文化財等の制度によって保存、活用を図るためには、多くの人材が必要であるが、そうした専門性を有した人材は不足している。このため、京都市では、平成20年度から文化財マネージャー制度を創設し、未指定・未登録文化財を含めた広義の文化財について、調査や保存、活用に携わることのできる民間の人材を、育成する事業を行っている。

平成20年、京都市文化財保護課、NPO 法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターの3者により京都市文化財マネージャー育成実行委員会を設立した。建築士をはじめとした建築的素養を有する民間の人材を対象とし、京都市文化財マネージャー育成講座（66時間）を開催する。講座修了生のうち、希望する者を、京都市が京都市文化財マネージャーに登録する予定である。

今後、狭義の文化財にとどまらない景観形成やまちづくりの資源となる文化財的建造物の調査、保存・活用のための活動に、文化財マネージャーを活用する予定である。また、文化財マネージャーが、自身の活動において文化財に関する知識を活かすことによって、歴史的建造物の修理・改修等の質が向上し、総体として文化財保護に資することが期待される。

オ みやこ文化財愛護委員

より多くの市民が文化財を身近なものとして親しみ、文化財保護に対する理解と認識を深めることを目的として、平成20年度よりみやこ文化財愛護委員制度を実施している。文化財愛護への熱意を持つ市民を募集し、各種文化財の講座を開催する（50名）。修了者には文化財の保存・活用事業に参画してもらうことを期待している。

カ 文化財建造物保存技術普及啓発事業

平成13年に文化庁が創設した「ふるさと文化財の森構想」事業の助成を受け、京都市は平成15年度に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置した。日本の伝統的建造物には屋根材に植物材料（檜皮葺、柿葺、茅葺）の建築が数多いが、近年、檜林・茅場等の減少や職人の後継者不足によって、材料となる檜皮や茅などの供給が不足している。同センターは、材料の安定供給を図ることを目的として、原皮師（檜の皮を剥ぐ職人）をはじめとする職人の育成や、檜皮葺、柿葺、茅葺に関する普及啓発を行うための施設として建設された。



写真 6-1 京都市文化財保存技術研修センター

新 (P298)

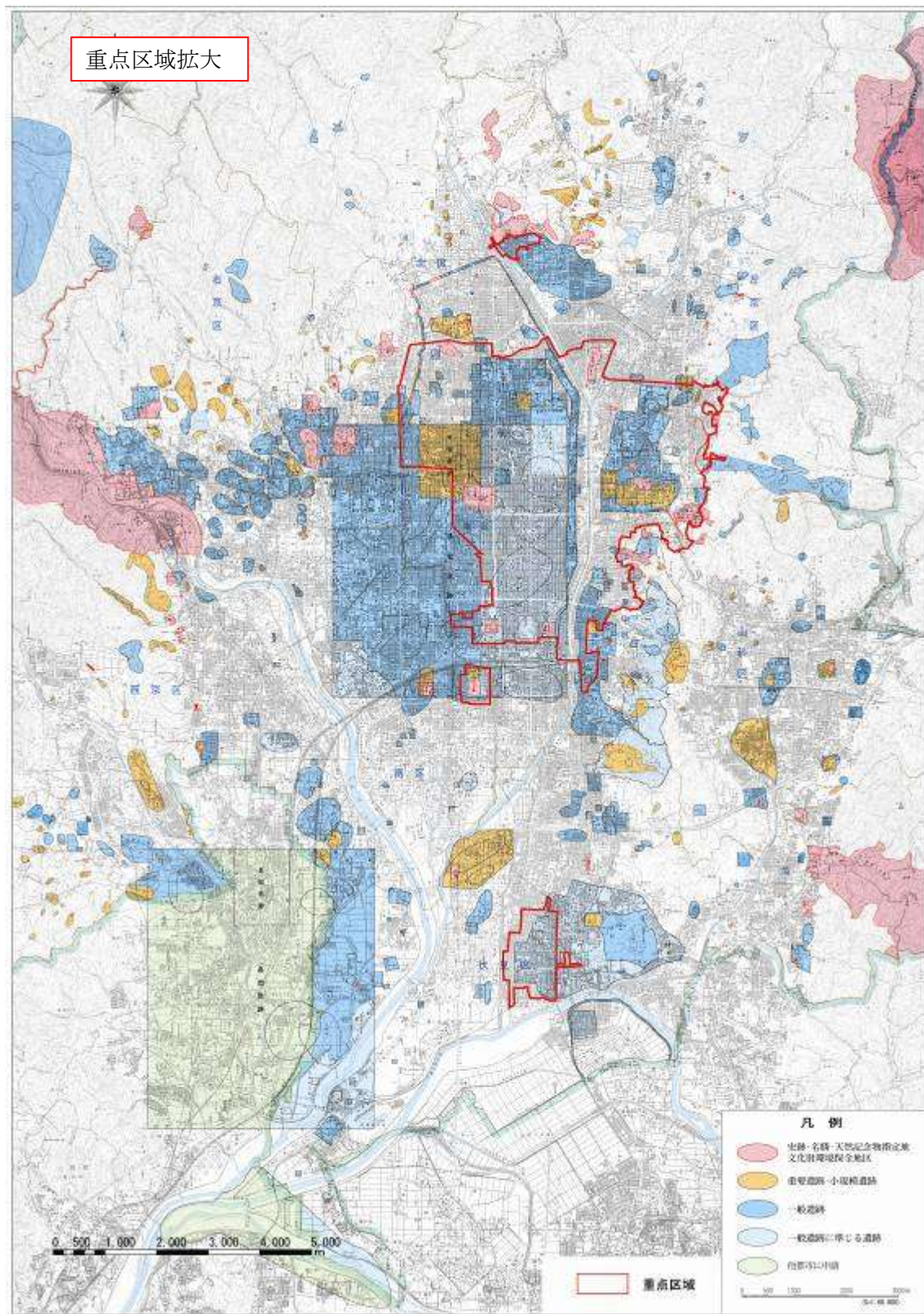


图 6-1 京都市遺跡地図

旧 (P290)

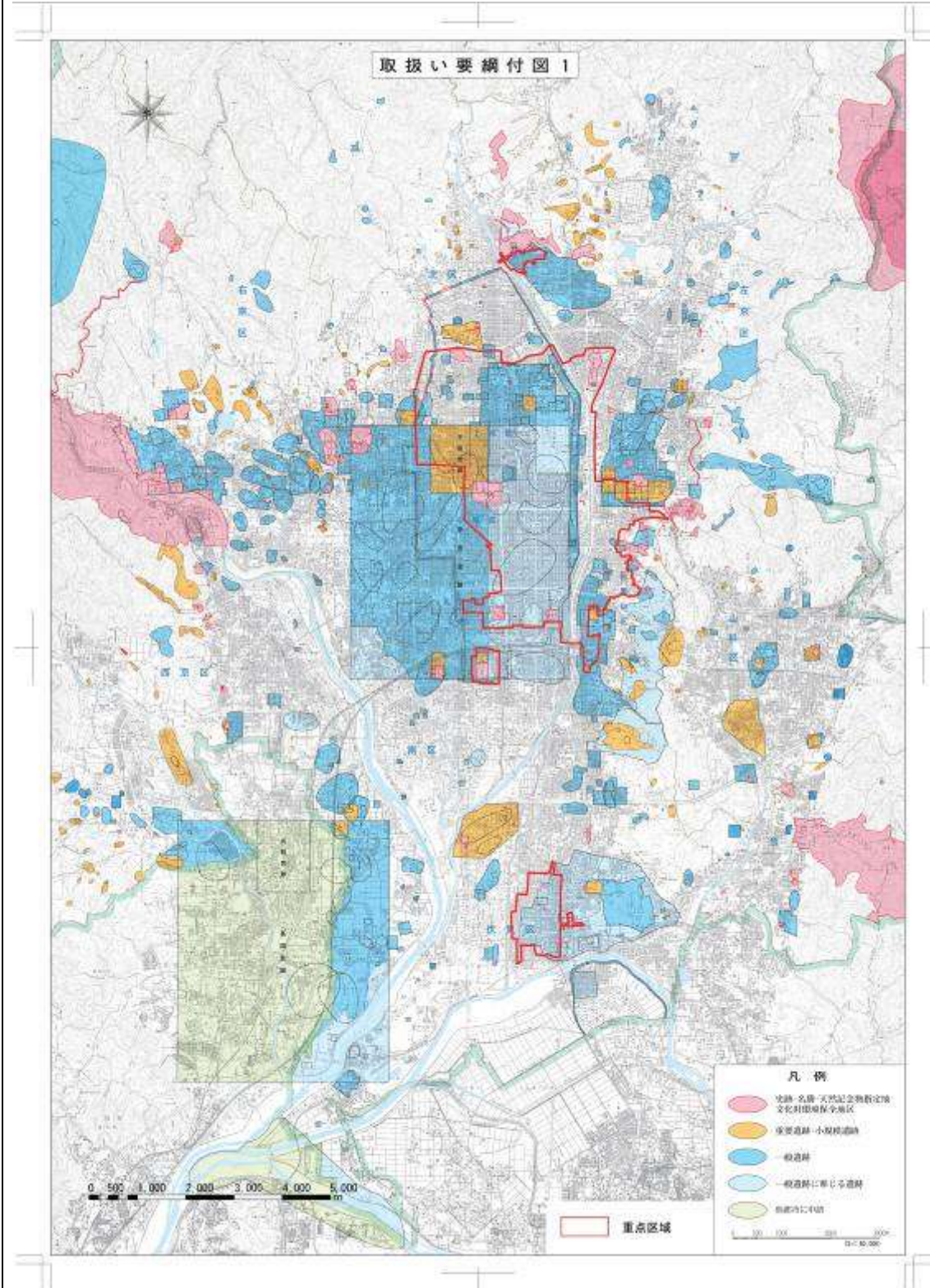


图 6-1 京都市遺跡地図

新 (P302)

イ 小川通周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 小川通周辺地区	H25～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区宝鏡院東町～上京区禅昌院町地内

(事業内容)

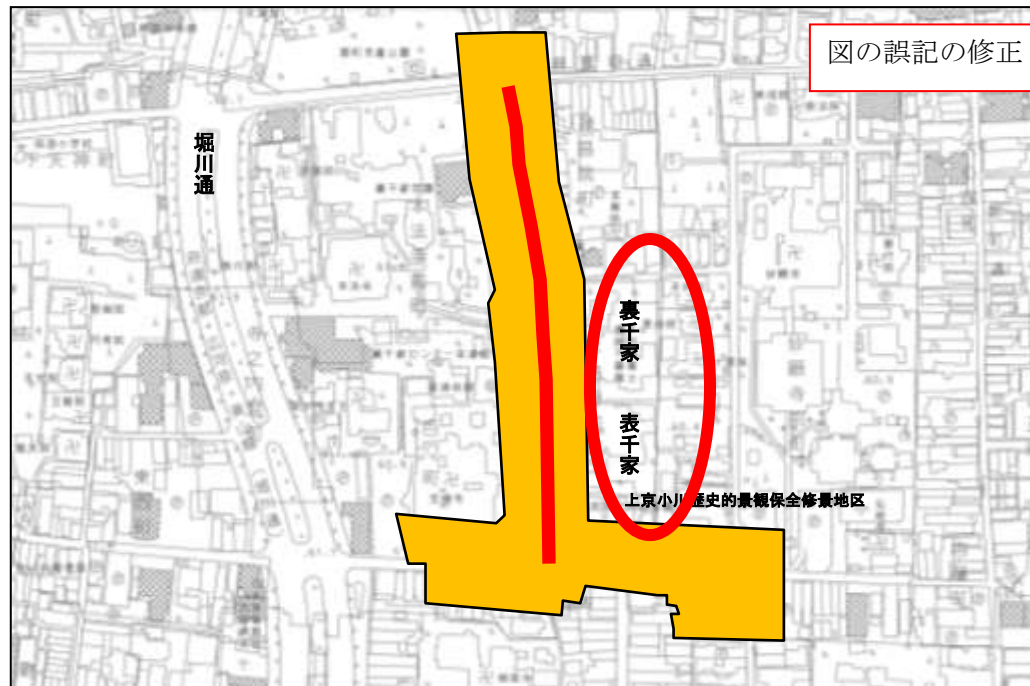
上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-2 小川通



旧 (P293)

イ 小川通周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 小川通周辺地区	H25～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区宝鏡院東町～上京区禅昌院町地内

(事業内容)

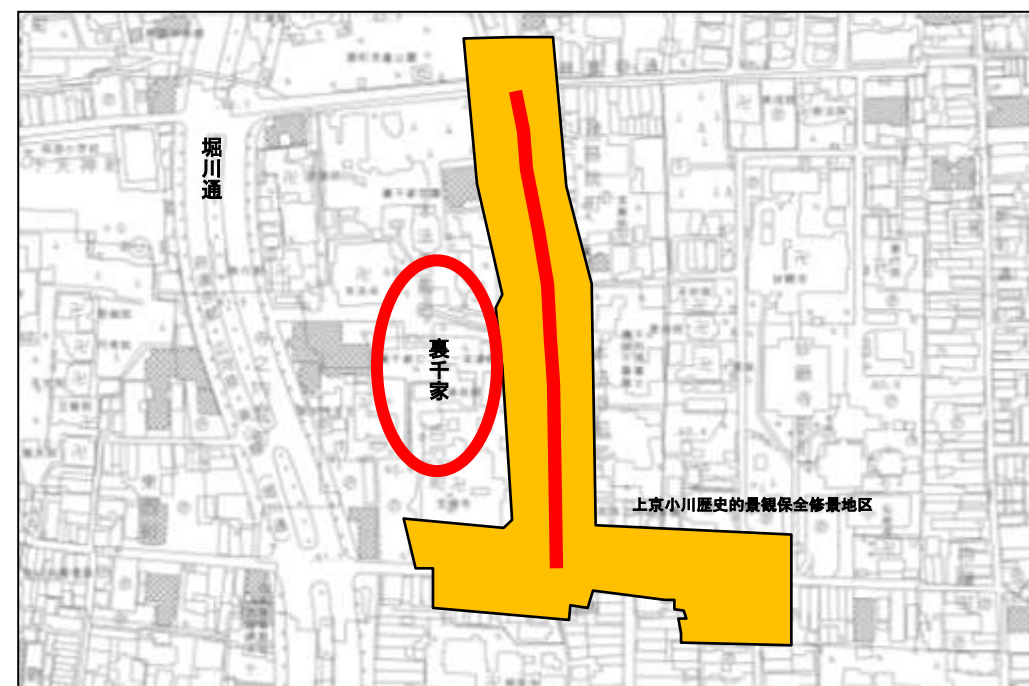
上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-2 小川通



新 (P303)



図の誤記の修正



ウ 三条地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 三条周辺地区	H23～H28	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 中京区石橋町～中京区橋東詰町地内

(事業内容)

近世、近代を通じて京都のメインストリートである三条通及び祇園祭の鉾が通行する新町通並びに室町通の約2,870m区間において、道路修景整備及び一部無電柱化を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置している区域で、その一部は三条通界わい景観整備地区に指定されている。近代の歴史的な建造物と京町家とが交じり合う独特な風情を



写真7-3 三条周辺地区

旧 (P297-298)



ウ 三条地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 三条周辺地区	H23～H28	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 中京区石橋町～中京区橋東詰町地内

(事業内容)

近世、近代を通じて京都のメインストリートである三条通及び祇園祭の鉾が通行する新町通並びに室町通の約2,870m区間において、道路修景整備及び一部無電柱化を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置している区域で、その一部は三条通界わい景観整備地区に指定されている。近代の歴史的な建造物と京町家とが交じり合う独特な風情を



写真7-3 三条周辺地区

新 (P307)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に、その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化等事業	嵯峨积迦堂： H20～ <u>H22</u> 仁和寺： <u>H21～H22</u> <u>切通し：H21～H22</u> <u>清水寺：H21～H24</u> <u>銀閣寺：H21～</u> <u>嵯峨鳥居本：H23～</u> <u>渡月橋南詰：H24～</u>	嵯峨积迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助（国土交通省） 嵯峨积迦堂，仁和寺， <u>銀閣寺</u> H21：交通安全事業統合補助（国土交通省） <u>切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）</u> <u>清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）</u>

（事業主体）京都市

（事業区域）世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵯峨积迦堂：右京区嵯峨积迦堂門前南中院町～右京区嵯峨积迦堂大門町地内

仁和寺：右京区御室小松野町他地内

切通し：東山区清本町他地内

清水寺：東山区清水一丁目他地内

銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内

嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内

渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

（事業内容）

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺，伝統的建造物群保存地区など）について，電線共同溝の整備や架空線整理，無電柱化事業を推進している。平成22年度末までに約5.8 kmの無電柱化が完了している。

平成23年度以降については，引き続き，無電柱化推進候補路線中，諸条件が整った路線から，無電柱化を推進していく予定である。

旧 (P297-298)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に、その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化等事業	嵯峨积迦堂： H20～ <u>H21</u> 仁和寺： <u>H21</u>	嵯峨积迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助（国土交通省） 嵯峨积迦堂，仁和寺 H21：交通安全事業統合補助（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵯峨积迦堂：右京区嵯峨积迦堂門前南中院町～右京区嵯峨积迦堂大門町地内

仁和寺：御室小松野町他地内

（事業内容）

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺，伝統的建造物群保存地区など）について，電線共同溝の整備や架空線整理，電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進している。平成20年度までに約5.3 kmの無電柱化が完了している。

平成21年度以降については，第6期無電柱化推進計画に基づき，引き続き緊急輸送道路など，ネットワークが図られる幹線系路線と，歴史的町並みや観光振興に資する箇所などの景観系路線を整備していく予定である。

新 (P308)

イ 無電柱化事業（国直轄事業）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化事業	<u>S61～</u>	国直轄事業

（事業主体）国土交通省

（事業区域）国土交通省所管国道

（事業内容）

京都は日本屈指の観光都市であり，その魅力を最大限に引き出すためにも，美しい景観と一体となる道路整備が必要である。そのため，国道9号，国道24号等で電線共同溝の整備を進めている。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

無電柱化事業は，京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。本事業を推進していくことで，歴史的な町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。

旧 (P298)

イ 無電柱化事業（国直轄事業）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化事業	<u>東山：H15～H22</u>	国直轄事業
	<u>伏見：H18～H23</u>	

（事業主体）国土交通省

（事業区域）東山：京都府京都市東山区慈法院庵町～東山区朱雀町

伏見：京都府京都市伏見区深草西浦町～伏見区豊後橋町

（事業内容）

京都は日本屈指の観光都市であり，その魅力を最大限に引き出すためにも，美しい景観と一体となる道路整備が必要である。そのため，国道1号の東山五条地区，国道24号の伏見地区などで電線共同溝の整備を進めている。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

無電柱化事業は，京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。本事業を推進していくことで，歴史的な町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。

新 (P309)

旧 (P298-299)

(3) 間伐材を利用した道路付属物の整備事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
横断防止柵等への間伐材活用事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産・二条城周辺等

(事業内容)

京都市では、「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向けた取組の一環として、間伐材を利用した道路付属物等の設置に取り組んでいる。

平成20年度には、「堀川水辺環境整備事業」において間伐材を利用したベンチ等を設置した。

平成21年度では、世界文化遺産・二条城の周辺において、平成22年度では、東本願寺前にて間伐材を利用した横断防止柵を設置した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

世界文化遺産や観光地等の周辺において、市内産木材の間伐材を利用した横断防止柵等を設置することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりが推進される。

(3) 間伐材を利用した道路付属物の整備事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
横断防止柵等への間伐材活用事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産・二条城周辺

(事業内容)

京都市では、「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向けた取組の一環として、間伐材を利用した道路付属物等の設置に取り組んでいる。

平成20年度には、「堀川水辺環境整備事業」において間伐材を利用したベンチ等を設置した。

平成21年度では、世界文化遺産・二条城の周辺において、間伐材を利用した横断防止柵の設置を予定している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

世界文化遺産や観光地等の周辺において、市内産木材の間伐材を利用した横断防止柵等を設置することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりが推進される。

新 (P311)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識の整備	S30年代～	市単独事業 H16 は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇 国語表記化

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの4箇国語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真7-5 観光案内標識

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード 推進事業	H23～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進める。また、モデル地域「①中心市

旧 (P300-301)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内、標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識の整備	S30年代～	市単独事業 H16 は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇 国語表記化

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の4箇国語表記化及び維持管理を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの4箇国語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真7-5 観光案内標識

新 (P312)

街地：御池通，烏丸通，四条通，新京極通に囲まれたエリア，②周辺観光地：南禅寺エリア」の整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では，市内全域に観光案内標識を整備しているが，デザイン，表記内容の不統一や京都の町並みとの不調和，観光案内標識の不足などの問題がある。快適な受入環境の整備のため，観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることで，歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや，人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

イ ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	H20～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区を除く市域全体

(事業内容)

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち，駅やバス停と観光地，又は観光地相互をわかりやすく案内するため，観光案内標識（観光案内図板，案内標識，駒札）を充実させる。

事業は区単位で行い，各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し，整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に，東山区を除く全10区で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は，駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに，それぞれが点として単独で存在しているため，観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め，市内の回遊性の向上を図ることにより，文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
観光案内標識のネットワーク化の推進(東山区)	H18～	H18 は国土施策創発調査費(国土交通省) H19 以降は東山3K協力金会議等の財源を活用

旧 (P301)

イ ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	H20～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区を除く市域全体

(事業内容)

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち，駅やバス停と観光地，又は観光地相互をわかりやすく案内するため，観光案内標識（観光案内図板，案内標識，駒札）を充実させる。

事業は区単位で行い，各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し，整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に，東山区を除く全10区で実施を予定している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は，駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに，それぞれが点として単独で存在しているため，観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め，市内の回遊性の向上を図ることにより，文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
観光案内標識のネットワーク化の推進(東山区)	H18～	H18 は国土施策創発調査費(国土交通省) H19 以降は東山3K協力金会議等の財源を活用

新 (P313)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区
(事業内容)

東山区では、平成18年度に「東山地域観光案内図板等ネットワーク化検討委員会」を設けて、「観光案内版のネットワーク化方針に関する調査」を実施した。平成19年度は、同検討委員会を発展させて、「東山地域観光ネットワーク化推進協議会」を設置し、調査で明らかになった課題の解決に向けて観光案内標識デザイン・アイデア募集などを実施し、最優秀デザインを選定した。

平成20年度から、東山3K協力金会議と連携し、五条通の電線地中化に併せて設置される地上機器（トランス）に陶板製（清水焼）の観光案内標識を設置するための協議を始め、平成21年10月に、「清水五条陶板の散歩道」として整備した。

今後は、旧五条通である松原通の無電柱化工事に併せて設置される地上機器（トランス）に陶板製（清水焼）の案内標識を設置する「(仮称)松原通陶板の散歩道」の整備を行うなど、来訪者の視点に立った目的地への円滑な誘導を図るために、東山3K（観光・交通・環境）協力金会議をはじめ地域の様々な団体等と連携して、最優秀デザインを活かした観光案内標識を設置する予定である。

具体的には、国道1号線の五条通（川端通～東大路通間）の無電柱化工事に併せて設置される地上機器（トランス）に、清水焼の産地の特色を活かして、陶板による案内標識を設置したり、旧五条通である松原通を中心に、清水寺までの参詣道に沿って案内標識を設置する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより歴史的資源への理解の促進につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。また、観光案内標識を優れたデザインとすることにより歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



最優秀デザイン
「京都のカタチ」



地上機器に設置された陶板製の案内板

旧 (P301-302)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区
(事業内容)

東山区では、平成18年度に「東山地域観光案内図板等ネットワーク化検討委員会」を設けて、「観光案内版のネットワーク化方針に関する調査」を実施した。平成19年度は、同検討委員会を発展させて、「東山地域観光ネットワーク化推進協議会」を設置し、調査で明らかになった課題の解決に向けて観光案内標識デザイン・アイデア募集などを実施し、最優秀デザインを選定した。



最優秀デザイン
「京都のカタチ」

今後は、来訪者の視点に立った目的地への円滑な誘導を図るために、東山3K（観光・交通・環境）協力金会議をはじめ地域の様々な団体等と連携して、最優秀デザインを活かした観光案内標識を設置する予定である。

具体的には、国道1号線の五条通（川端通～東大路通間）の無電柱化工事に併せて設置される地上機器（トランス）に、清水焼の産地の特色を活かして、陶板による案内標識を設置したり、旧五条通である松原通を中心に、清水寺までの参詣道に沿って案内標識を設置する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより歴史的資源への理解の促進につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。また、観光案内標識を優れたデザインとすることにより歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

新 (P314)

エ 「まちかどまっぷ」の整備

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「まちかどまっぷ」の整備事業	H21～	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）市内中心部

（事業内容）

市内中心部の主要交差点及び駅出入口の歩道上に京の童歌をモチーフとした「まちかどまっぷ」を設置し、観光客及び通行者に現在位置や目的地の方向情報を提供する。

平成21年度

整備箇所及びデザインの検討

平成22年度～

設計・施工

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

「まちかどまっぷ」の設置により、京都のまちを表現した昔ながらの童歌に慣れ親しんでもらうとともに、回遊性の向上が図られ、各所に点在する歴史的な建造物や、文化に親しんでもらうことにつながり、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

旧 (P302)

エ 「まちかどまっぷ」の整備

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「まちかどまっぷ」の整備事業	H21～ <u>H23</u>	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）市内中心部

（事業内容）

市内中心部の主要交差点及び駅出入口の歩道上に京の童歌をモチーフとした「まちかどまっぷ」を設置し、観光客及び通行者に現在位置や目的地の方向情報を提供する。

平成21年度

整備箇所及びデザインの検討

平成22～23年度

設計・施工

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

「まちかどまっぷ」の設置により、京都のまちを表現した昔ながらの童歌に慣れ親しんでもらうとともに、回遊性の向上が図られ、各所に点在する歴史的な建造物や、文化に親しんでもらうことにつながり、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

新 (P315)

(6) 交通環境・駐車場等整備

交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

ア「歩くまち・京都」の推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	H18～	H18～H20 地方道路整備臨時交付金補助事業(国土交通省)、 <u>H21～H22 市単独事業、H23～社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省)</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 歴史的都心地区(四条通, 河原町通, 御池通及び烏丸通に囲まれた地区) を中心とした「まちなか」

(事業内容)

【都心部(歴史的都心地区)における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区(四条通, 河原町通, 御池通及び烏丸通に囲まれた地区) を中心とした「まちなか」において, 平成18年度から四条通の歩道拡幅と公共交通優先化をはじめとする, 安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など, 人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。



写真 7-6 歩いて楽しいまちなか戦略

歴史的都心地区の位置



平成19年10月には, 歴史的都心地区において, 四条通の歩道拡幅や路線バス・タクシー専用化などを内容とする社会実験を実施した。

平成20年度以降, 四条通や河原町通など, 通り別や物流に関するワーキンググループを設置し, 四条通の歩道拡幅や細街路における通過交通の抑制など, 課題の解決

旧 (P303)

(6) 交通環境・駐車場等整備

交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

ア「歩くまち・京都」の推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	H18～	H18～H20 地方道路整備臨時交付金補助事業(国土交通省) <u>H21～地域活力基盤創造交付金(国土交通省)</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 歴史的都心地区

(四条通, 河原町通, 御池通及び烏丸通に囲まれた地区)

(事業内容)

【都心部(歴史的都心地区)における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区(四条通, 河原町通, 御池通及び烏丸通に囲まれた地区)において, 自動車渋滞や自転車問題(放置自転車, 走行マナーなど)をはじめとする交通問題を解決し, 自動車に過度に依存しない, 歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち・京都」の実現を目指し, 「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。



写真 7-6 歩いて楽しいまちなか戦略

歴史的都心地区の位置



平成18年5月に, 地元住民, 商業関係者及び関係機関など, 様々の立場の皆様が参画する「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会を発足するとともに, 歴史的都心地区における交通施策について検討するため, 平成20年3月以降, 四条通や河原町通など, 通り別のワーキンググル

新 (P316)

に向けた検討を進めている。

また、平成20年度は、「まちかど駐輪場」の設置や道路案内標識の変更による迂回誘導策の実施、また、歴史的都心地区（「京なか」）における賑わいの創出と公共交通の利用促進を目的とした情報誌「京なか歩く」を発行した。

平成21年度は、四条通の歩道拡幅に向けて、地元住民の皆様や関係機関と協議を行うとともに、歴史的都心地区及び周辺部において、通過交通のための道路ではない「人が主役のまちなか道路」を実現するため、自動車速度を低減させるための道路改良や自動車流入規制のルール化等、地元住民が主体となったワークショップを開催し、具体的な方策を検討した。

平成22年度は、四条通の歩道拡幅の着実な実施を目指し、バス、荷捌き、タクシー、一般車両、細街路の交通処理への様々な対応策を個別に行い、交通量や駐車台数の変化、走行経路などの調査結果を検証する交通社会実験を実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れる。このため、観光地や都心部では、渋滞が引き起こされるとともに、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況も生じている。

当該取組を進めることにより、歴史都市に相応しい歩行者の賑わいによるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」が推進される。

イ 新・駐車場整備計画の策定

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
新・駐車場整備計画の策定	H19～H22	<u>H20～H21</u> 街路交通調査費補助（国土交通省）

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

本市では、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」こと中心へと転換し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年1月に策定した。

この理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現に向け、これまでの自動車駐車需要に供給を合わせていた駐車施設に係る計画を、自動車利用抑制の観点に立った計画へと見直すため、「京都市駐車場整備連絡協議会」において検討

旧 (P304)

ープを設置し、四条通の歩道拡幅や細街路における通過交通の抑制など、課題の解決に向けた検討を進めている。

平成19年10月には、協議会での議論を踏まえ、歴史的都心地区において、四条通のトランジットモール化（路線バス・タクシー専用）を想定した社会実験を実施した。

また、平成20年度は、「まちかど駐輪場」の設置や道路案内標識の変更による迂回誘導策の実施、また、歴史的都心地区（「京なか」）における賑わいの創出と公共交通の利用促進を目的とした情報誌「京なか歩く」を発行した。

平成21年度は、四条通の歩道拡幅の道路詳細設計の着手に向けて、地元住民の皆様や関係機関と協議を行うとともに、歴史的都心地区及び周辺部において、通過交通のための道路ではない「人が主役のまちなか道路」を実現するため、自動車速度を低減させるための道路改良や自動車流入規制のルール化等、地元住民が主体となったワークショップを開催し、具体的な方策を検討してい

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れる。このため、観光地や都心部では、渋滞が引き起こされるとともに、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況も生じている。

当該取組を進めることにより、歴史都市に相応しい歩行者の賑わいによるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

イ 新・駐車場整備計画の策定

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
新・駐車場整備計画の策定	H19～H21	街路交通調査費補助（国土交通省）

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

本市では、駐車場整備に係る取組として、平成9年2月に「駐車場整備地区における駐車場整備計画」を策定し、整備の推進を進めてきた。これにより、路上駐車やうろつき交通は減少した一方で、結果としてクルマの流入が促進されている側面もあり、道路混雑や歩行者の安全性の悪化、環境問題などの問題が生じているため、現在の駐車場整備計画を見直し、自動車流入抑制の観点等を踏まえた新たな駐車場整備計画を策定する。

新 (P317)

を進め、「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」を改定した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」にふさわしい新たな「駐車場整備計画」を策定することにより、歴史的な町並みにふさわしい道路環境の実現に寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

ウ 観光地交通対策

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光地交通対策	H13～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 嵐山・東山

(事業内容)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地区で平成13年度から、東山地区で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

【観光地(嵐山・東山)における「歩いて楽しいまち」の推進】

嵐山・東山両地区において、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、自動車の流入抑制と公共交通の利用促進を図るため、周辺自治体等との連携したパークアンドライドを展開するとともに、観光バスの駐車予約制やシャトルバスの運行、また京都府警が実施する臨時交通規制とも連携した交通対策を実施している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、年間約5000万人多くの観光客が訪れ、その内の約3割がマイカーを利用されている。特に11月は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、クルマと歩行者



嵐山・東山地区

対策の様子

旧 (P305)

これまで、学識経験者による「新・駐車場整備計画」策定業務研究会の開催、駐車実態調査の実施、学識経験者や有識者、駐車場関係団体、市民公募委員等からなる「京都市駐車場整備連絡協議会」を開催し、「新・駐車場整備計画」の策定に向けて協議を進めてきた。

今後、引続き協議会を開催し、パブリックコメントを実施した後、「新・駐車場整備計画」を策定する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「人が主役」の「歩いて楽しいまち」にふさわしい新たな「駐車場整備計画」を策定することにより、歴史的な町並みにふさわしい道路環境の実現に寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

ウ 観光地交通対策

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光地交通対策	H13～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 嵐山・東山

(事業内容)

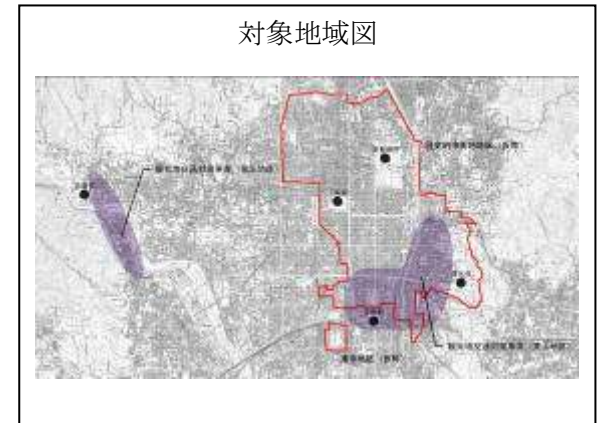
歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を図るため、秋の観光ピーク期に、平成13年度から嵐山地区で、平成16年度から東山地区で、地元及び京都府警等の関係機関と連携し、パーク&ライドや臨時交通規制などを実施し、渋滞の緩和や地区内交通の円滑化などに一定の効果を挙げている。

【観光地(嵐山・東山)における「歩いて楽しいまち」の推進】

嵐山・東山において、「歩いて楽しいまち」の実現に向け、パーク&ライドや臨時交通規制などの交通対策の定着を図る必要があるため、引き続き、地元及び京都府警等の関係機関と連携し、交通の円滑化等を図る交通対策を推進する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れる。このため、観光地では、渋滞が引き起こされるとともに、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況も生じている。



対象地域図

新 (P318)

が錯綜する状況が生じている。

当該取組により、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」が推進される。

エ 都心部放置自転車等対策アクションプログラム

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
都心部放置自転車等対策アクションプログラム	H18～H22	H18 市単独事業 H19～H22 まちづくり交付金（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）都心部（先斗町通，綾小路通，両替町通，押小路通に囲まれた地域）

（事業内容）

「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」は、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、平成18年度に実態調査を行い、策定したもので、平成18年度から平成22年度までの5年間で、以下のプログラムに集中的に取り組んだ。

○ 駐輪スペース確保のプログラム

アクション1 2, 500台分の公共自転車等駐車場の整備

都心部への流入自転車などの受け皿の核として、2, 500台分の公共自転車等駐車場を整備する。

アクション2 自転車駐車場付置義務の見直し（強化）

集客施設に対する自転車駐車場の付置義務を見直し、自転車利用者の目的地である店舗等の集客施設に、より広く自転車駐車場設置の義務を果たしてもらう。

アクション3 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

自転車等駐車場を確保していくためには、民有地の活用や民間事業者の参入促進を図る必要があるため、都心部や駅周辺など放置自転車が多く、自転車等駐車場が不足している地域における民間自転車等駐車場の整備に対する助成金制度を創設する。

○ 駐輪マナー向上のプログラム

アクション4 地域との協働による啓発・監視活動

地域住民，商業関係者，鉄道事業者及び行政機関により、「都心部放置自転車追放協議会」を設置し，啓発活動を行う。また，協議会の実践活動として定期的な啓発活動や日常的な監視活動を継続的に実施するとともに，啓発・監視と撤去の連携，連動を図ることにより，協働による放置自転車の追放，防止に

旧 (P306)

当該取組を進めることにより、歴史都市・京都に相応しい歩行者の賑わいによるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

エ 都心部放置自転車等対策アクションプログラム

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
都心部放置自転車等対策アクションプログラム	H18～H22	H18 市単独事業 H19～H22 まちづくり交付金（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）都心部（先斗町通，綾小路通，両替町通，押小路通に囲まれた地域）

（事業内容）

「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」は、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、H18年度に実態調査を行い、策定したもので、H18～H22の5年間で、以下のプログラムを集中的に取り組んでいく。

○ 駐輪スペース確保のプログラム

アクション1 2, 500台分の公共自転車等駐車場の整備

都心部への流入自転車などの受け皿の核として、公共空間を活用し、2, 500台分の公共自転車等駐車場を整備する。

アクション2 自転車駐車場付置義務の見直し（強化）

集客施設に対する自転車駐車場の付置義務を見直し、自転車利用者の目的地である店舗等の集客施設に、より広く自転車駐車場設置の義務を果たしてもらう。

アクション3 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

自転車等駐車場を確保していくためには、民有地の活用や民間事業者の参入促進を図る必要があるため、都心部や駅周辺など放置自転車が多く、自転車等駐車場が不足している地域における民間自転車等駐車場の整備に対する助成金制度を創設する。

○ 駐輪マナー向上のプログラム

アクション4 地域との協働による啓発・監視活動

地域住民，商業関係者，鉄道事業者及び行政機関により、「都心部放置自転車追放協議会」を設置し，啓発活動を行う。また，協議会の実践活動として定期的な啓発活動や日常的な監視活動を継続的に実施するとともに，啓発・監視と撤去の連携，連動を図ることにより，協働による放置自転車の追放，防止に

新 (P320)

(7) 御菌橋改修事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
御菌橋改修事業	H21～(未定)	市単独事業

(事業主体) 京都市

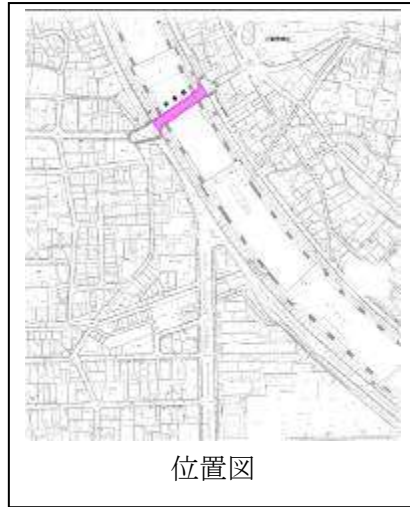
(事業区域) 御菌橋

(事業内容)

御菌橋を拡幅する改修工事を実施する。

御菌橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成21年度、平成22年度には予備設計を行い、橋梁形式を決定した。平成23年度以降、詳細設計に向けた準備を進めていく。



位置図

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御菌橋の由来は、葵祭のために設置される仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから分かるように、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御菌橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ることができる。



写真7-7 御菌橋1



写真7-8 御菌橋2

旧 (P308)

(7) 御菌橋改修事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
御菌橋改修事業	H21～(未定)	市単独事業

(事業主体) 京都市

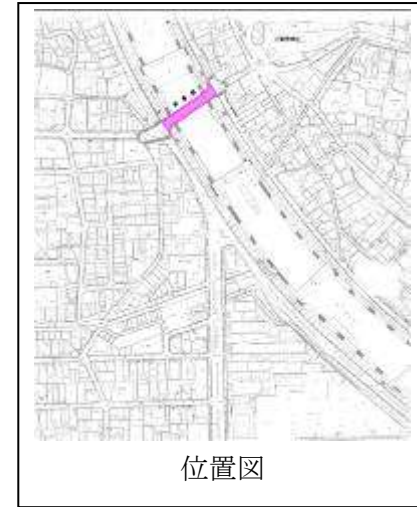
(事業区域) 御菌橋

(事業内容)

御菌橋を拡幅する改修工事を実施する。

御菌橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成21年度には予備設計を行い、橋梁形式を決定し、平成22年度以降の詳細設計、施工につなげていく。



位置図

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御菌橋の由来は、葵祭のために設置される、仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから分かるように、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御菌橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ることができる。



写真7-7 御菌橋1



写真7-8 御菌橋2

新 (P321)

(8) 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

貴重な文化財や京都ならではの町並みを火災から守り後世に引き継ぐため、面的かつ広域に守る防災水利整備を行う。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
文化財とその周辺を守る防災水利整備事業	H18～H23	消防防災施設整備費補助金(消防庁), <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</u> (H21までまちづくり交付金)(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水地域(産寧坂伝統的建造物群保存地区を含む。)

(事業内容)

全国最大規模の耐震型防火水槽や耐震性に優れた配水管,誰もが容易に活用できる市民用消火栓等を整備するとともに,地域住民の防災力の向上を目指した訓練等の取組を進める。

消防防災施設整備費補助金

: 防火水槽に係る部分

社会資本整備総合交付金(H21までまちづくり交付金)

: 防火水槽以外の部分

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では,平成18年度から23年度までの6箇年で,一般火災はもとより震災時の大火に対しても消火及び延焼防止を行うことができる新たな防災水利を,国宝や重要文化財が集積する東山区清水地域において,整備している。

大容量の防火水槽から配水管を地域一帯に敷設するとともに,誰もが使いやすい市民用消火栓を多数配置することにより,地域住民の防災力を最大限生かして,歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることができ,文化財や歴史的な町並みを活かした歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



青色 平成18年度から平成22年度(整備済み)
緑色 平成23年度(整備予定)

写真7-9 防災水利整備事業1



写真7-10 防災水利整備事業2

旧 (P309)

(8) 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

貴重な文化財や京都ならではの町並みを火災から守り後世に引き継ぐため、面的かつ広域に守る防災水利整備を行う。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
文化財とその周辺を守る防災水利整備事業	H18～H22	消防防災施設整備費補助金(消防庁), <u>まちづくり交付金</u> (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水地域(産寧坂伝統的建造物群保存地区を含む。)

(事業内容)

全国最大規模の耐震型防火水槽や耐震性に優れた配水管,誰もが容易に活用できる市民用消火栓等を整備するとともに,地域住民の防災力の向上を目指した訓練等の取組を進める。

消防防災施設整備費補助金

: 防火水槽に係る部分

まちづくり交付金

: 防火水槽以外の部分

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では,平成18年度から22年度までの5箇年で,一般火災はもとより震災時の大火に対しても消火及び延焼防止を行うことができる新たな防災水利を,国宝や重要文化財が集積する東山区清水地域において,整備している。

大容量の防火水槽から配水管を地域一帯に敷設するとともに,誰もが使いやすい市民用消火栓を多数配置することにより,地域住民の防災力を最大限生かして,歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることができ,文化財や歴史的な町並みを活かした歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



青色 平成18年度から平成20年度(整備済み)
緑色 平成21,22年度(整備予定)

写真7-9 防災水利整備事業1



写真7-10 防災水利整備事業2

新 (P323)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
二之丸御殿他構造及び破損調査工事業	H18～H22	国宝（建造物）二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 （文化財関係国庫補助事業）
<u>二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業</u>	<u>H23～H25</u>	<u>重要文化財（建造物）二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業</u> <u>（文化財関係国庫補助事業）</u>

（事業主体）京都市

（事業区域）二条城二之丸御殿，東大手門，本丸御殿

（事業内容）

平成18～22年度において，国庫補助事業として，二条城二之丸御殿，東大手門，本丸御殿の構造及び耐震性能の調査，破損調査を実施し，構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお，同事業は学識経験者による修理委員会を設置し，指導助言を得て進めている。



写真 7-13 二条城

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

二条城は世界文化遺産であり，京都市の歴史的風致において核となる存在であるため，その保存修理を進めることは，歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し，歴史的建造物を守り育て，活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	H21～H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅 史跡等・登録記念物・ <u>歴史の道保存整備</u> 保存修理事業 （文化財関係国庫補助事業）

（事業主体）京都市

旧 (P311)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
二之丸御殿他構造及び破損調査工事業	H18～H22	国宝（建造物）二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 （文化財関係国庫補助事業）

（事業主体）京都市

（事業区域）二条城二之丸御殿，東大手門，本丸御殿

（事業内容）

二条城の国指定建造物の保存修理事業の一環で，国庫補助事業として，二条城二之丸御殿，東大手門，本丸御殿の構造及び耐震性能の調査，破損調査を実施し，構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行う。調査工事や修理方針については，学識経験者による修理委員会を設置し，指導助言を得て進めている。平成23年度以降，本格的な保存修理事業を実施する予定である。



写真 7-13 二条城

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

二条城は世界文化遺産であり，京都市の歴史的風致において核となる存在であるため，その保存修理を進めることは，歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し，歴史的建造物を守り育て，活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	H21～H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅 史跡等・登録記念物保存修理事業 （文化財関係国庫補助事業）

（事業主体）京都市

新 (P324)

(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅 (主屋, 附属屋他)

(事業内容)

国庫補助事業として,京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理 (平成21～22年度), 便所・表門, 中門等の解体修理 (平成21～23年度) を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

岩倉具視幽棲旧宅は, 岩倉地区の文化, 観光の資源の核となっている。よってその修理事業は, 京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに, 岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
名勝無鄰庵庭園の整備	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園

(事業内容)

無鄰庵は本市の貴重な文化財であり, 保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。平成19年度から「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を開催して保存管理計画等について議論を進め, 平成23年3月に開催した第4回検討委員会において一定の方向性を定めた。



写真 7-14-2 名勝無鄰庵庭園

今後, 中長期的な整備に向けた対応策を検討していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し, 七代目小川治兵衛の作庭による広大な庭園を持つ邸宅として知られ, 現在は京都市の施設として公開している。周辺には, 同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し, 固有の景観を形成している。当該施設の整備を図ることにより, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P311-312)

(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅 (主屋, 附属屋他)

(事業内容)

国庫補助事業として,京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理 (平成21～22年度), 便所・表門, 中門等の解体修理 (平成21～23年度) を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。



写真 7-14 岩倉具視幽棲旧宅

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岩倉具視幽棲旧宅は, 岩倉地区の文化, 観光の資源の核となっている。よってその修理事業は, 京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに, 岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

新 (P325)

旧 (P312-313)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市指定登録文化財修理等助成事業	S58～	市単独事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 京都市指定・登録文化財

(事業内容)

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真 7-15 長江家住宅 (京都市指定文化財)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は、歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し、これらを保全することにより、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
伝統的建造物群保存事業	S51～	文化財関係国庫補助事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 伝統的建造物群保存地区内

(事業内容)

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定するもので、現在、産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に指定されている。嵯峨鳥居本を除く3地区が重点区域内にある。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市指定登録文化財修理等助成事業	S58～	市単独事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 京都市指定・登録文化財

(事業内容)

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真 7-15 杉本家住宅 (京都市指定文化財)

(平成20年度修理事業補助金交付実績: 建造物6件, 美術工芸4件, 民俗5件, 記念物10件)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財は、建造物92件, 記念物91件, 民俗文化財62件, 美術工芸品215件, 文化財環境保全地区9件にのぼる。

これら文化財の保護は、歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し、これらを保全することにより、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
伝統的建造物群保存事業	S51～	文化財関係国庫補助事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 伝統的建造物群保存地区内

(事業内容)

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定するもので、現在、産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に指定されている。嵯峨鳥居本を除く3地区が重点区域内にある。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

新 (P339)

ク 姉小路界わい地区街なみ環境整備事業

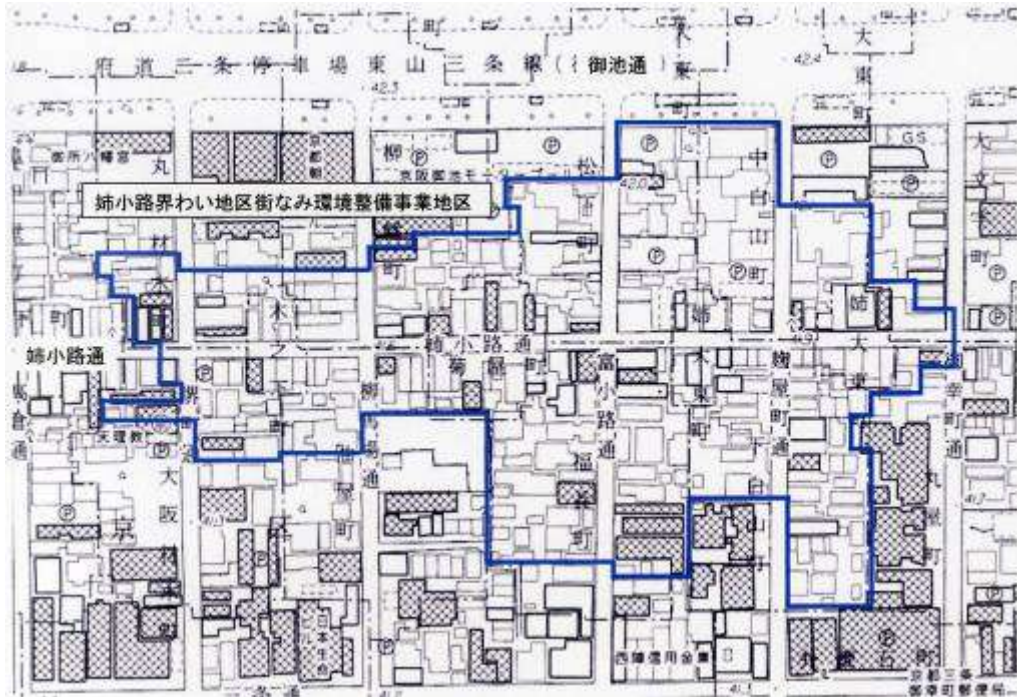
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
姉小路界わい地区街なみ環境整備事業	H16～H25	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省) (H21 まで街なみ環境整備事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 姉小路界わい地区

(事業内容)

界わいに住む人及びなりわいを営む人の総意によるまちづくりの実現に向け、落ち着いた中低層の街なみを維持しつつ、京町家と調和した街なみを創造し、「居住」と「なりわい」と「文化性」のバランスを維持しつつ、地域の活力や魅力を高めることを目的としている。街なみ環境整備事業計画に基づき、平成16年から25年までの事業期間で、住宅等の建築物や建築設備等の修景等を行う、通り景観改善事業等を行っていく。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

姉小路界わい地区は、京都市のほぼ中心に位置しており、様々な業種の老舗と小さな商店、町家が中低層の良好な町並みを形成している。平成12年には、まちづくりの指針として「姉小路界限町式目 (平成版)」を策定するなど、地域住民のまちづくりや町並みに対する関心も高い。

本事業を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進

旧 (P326)

キ 姉小路界わい地区街なみ環境整備事業

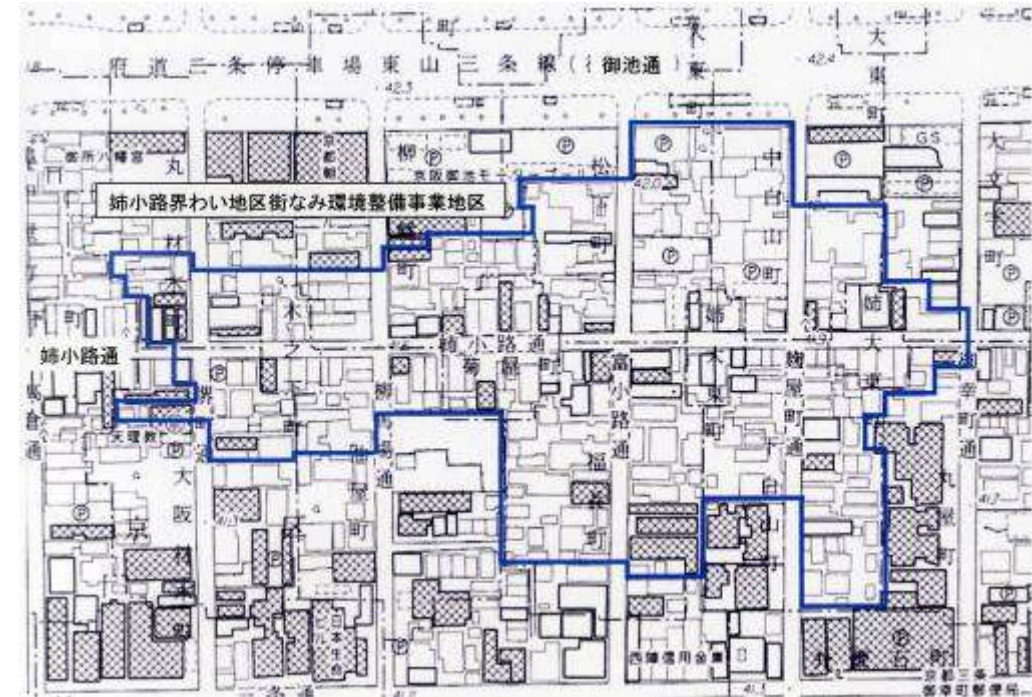
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
姉小路界わい地区街なみ環境整備事業	H16～H25	街なみ環境整備事業 (国交省補助事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 姉小路界わい地区

(事業内容)

界わいに住む人及びなりわいを営む人の総意によるまちづくりの実現に向け、落ち着いた中低層の街なみを維持しつつ、京町家と調和した街なみを創造し、「居住」と「なりわい」と「文化性」のバランスを維持しつつ、地域の活力や魅力を高めることを目的としている。街なみ環境整備事業計画に基づき、平成16年から25年までの事業期間で、住宅等の建築物や建築設備等の修景等を行う、通り景観改善事業等を行っていく。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

姉小路界わい地区は、京都市のほぼ中心に位置しており、様々な業種の老舗と小さな商店、町家が中低層の良好な町並みを形成している。平成12年には、まちづくりの指針として「姉小路界限町式目 (平成版)」を策定するなど、地域住民のまちづくりや町並みに対する関心も高い。

本事業を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進

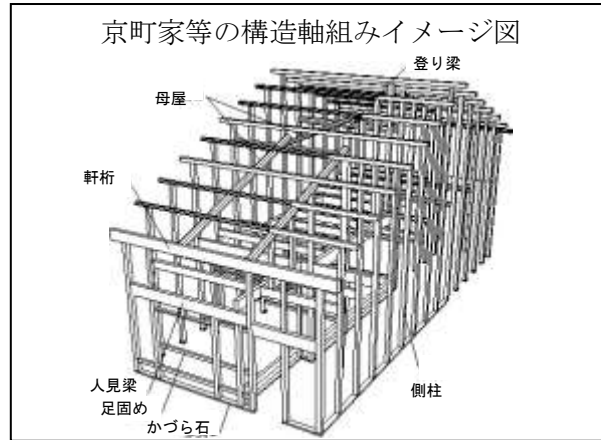
新 (P340)

される。

ㄨ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等（伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの）について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行（昭和25年）以前に建築されており、その後に建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家耐震診断士派遣事業	H19～	<u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u> <u>（H21まで地域住宅交付金）</u> （国土交通省）

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	<u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u> <u>（H21まで地域住宅交付金）</u> （国土交通省） 京都府木造住宅耐震改修事業（京都府）

(事業主体) 京町家等の居住者、居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された京

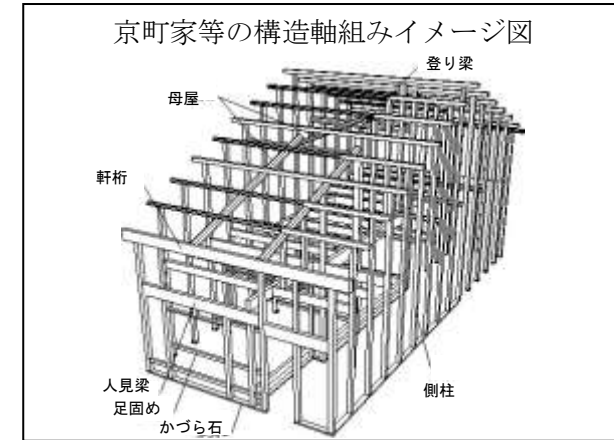
旧 (P327)

される。

ㄨ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等（伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの）について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行（昭和25年）以前に建築されており、その後に建築された木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進され、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家耐震診断士派遣事業	H19～	<u>地域住宅交付金</u> （国土交通省）

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	<u>地域住宅交付金</u> （国土交通省） 京都府木造住宅耐震改修事業（京都府）

(事業主体) 京町家等の居住者等

(事業区域) ※景観地区、伝統的建造物群保存地区

※景観重要建造物の場合は、区域の限定はない

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された上

新 (P341)

町家等、景観重要建造物 又は歴史的風致形成建造物 の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家改修助成モデル事業	H18～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施

（事業主体）所有者等

（事業区域）市域全体

（事業内容）

財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。



○ 京町家改修助成モデル事業

景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。

○ 京町家活動助成モデル事業

京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。

○ 寄付促進のための取組

ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的な PR、寄付者へのインセンティブ柵の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することにより、歴史的町なみ景観の保全を図り、

旧 (P328)

記事業区域内の京町家等 又は 景観重要建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

ケ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家改修助成モデル事業	H18～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施

（事業主体）所有者等

（事業区域）市域全体

（事業内容）

財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。



○ 京町家改修助成モデル事業

景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。

○ 京町家活動助成モデル事業

京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。

○ 寄付促進のための取組

ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的な PR、寄付者へのインセンティブ柵の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することにより、歴史的町なみ景観の保全を図り、

新 (P342)

歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

サ 京町家まちづくり調査

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家まちづくり調査	H20～H21	市 単独 事業

(事業主体) 京都市, (財)京都市景観・まちづくりセンター, 立命館大学
 (事業区域) 戦前に市街化された地域, 旧街道沿い
 (事業内容)

京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え、現在も職住共存の暮らしの場である京町家は、過去2回の調査結果により、都心部等の町家が約13% (年間約2%) の割合で消失していることが判明し、その保全・活用策が課題となっている。

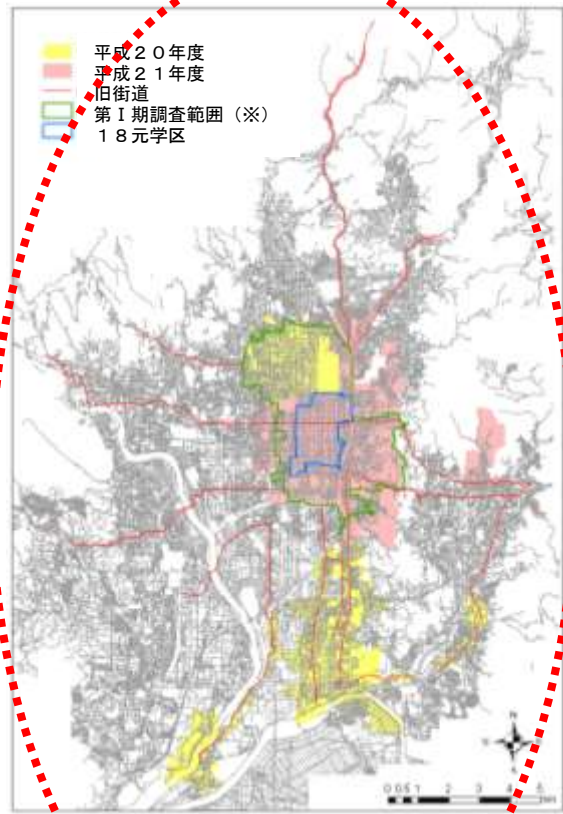
実効ある施策立案に反映するため、京町家の専門家や関連団体、市民ボランティアの協力を得て、市域に残存する全ての京町家 (調査対象として推定5万件を推定) を対象とする「京町家まちづくり調査」を平成20年度より2箇年で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致の構成要素である京町家に関わる様々な課題を把握し、その保全・活用のための実効ある制度・仕組みの立案に役立てることにより、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-25-1,2 京町家まちづくり調査 1, 2



※ 第I期調査範囲
 上京区、中京区、東山区及び下京区で、明治後期に市街化された元学区の範囲であり、平成7～8年度に実施された市民調査「木の文化都市：京都の伝統的都市居住の作法と様式に関する研究」と平成10年度「京町家まちづくり調査」の範囲を併せたものである。

旧 (P329)

歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

コ 京町家まちづくり調査

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家まちづくり調査	H20～H21	市 独自 事業

(事業主体) 京都市, (財)京都市景観・まちづくりセンター, 立命館大学
 (事業区域) 戦前に市街化された地域, 旧街道沿い
 (事業内容)

京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え、現在も職住共存の暮らしの場である京町家は、過去2回の調査結果により、都心部等の町家が約13% (年間約2%) の割合で消失していることが判明し、その保全・活用策が課題となっている。

現在、実効ある施策立案に反映するため、京町家の専門家や関連団体、市民ボランティアの協力を得て、市域に残存する全ての京町家 (調査対象として推定5万件を推定) を対象とする「京町家まちづくり調査」を**実施している。**

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致の構成要素である京町家に関わる様々な課題を把握し、その保全・活用のための実効ある制度・仕組みの立案に役立てることにより、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

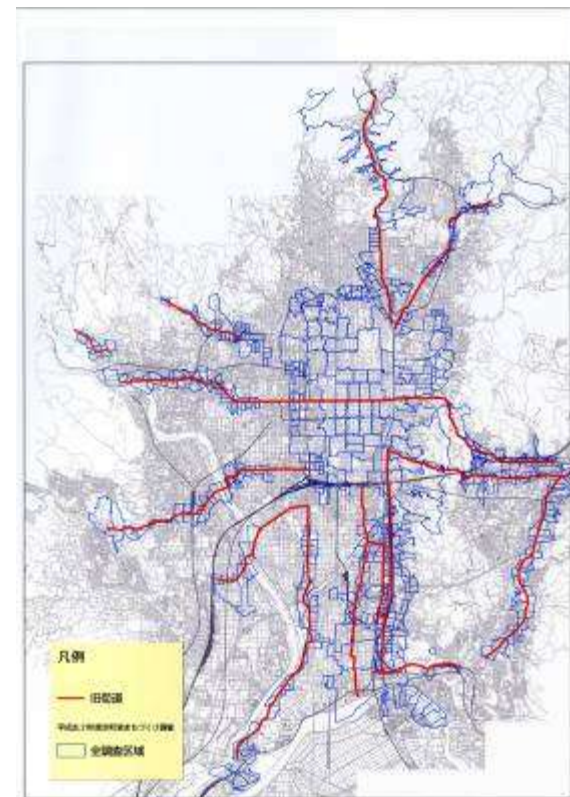


写真 7-24, 25 京町家まちづくり調査 1, 2



調査対象：戦前に市街化された地域, 旧街道沿い

新 (P343)

旧

シ 未指定文化財庭園の調査

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きいのになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P344)

(2) 自然・歴史的景観の保全

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業	S42～	古都保存統合補助事業（国土交通省）
歴史的風土特別保存地区内の施設整備事業	S49～	古都保存統合補助事業（国土交通省）
歴史的風土特別保存地区内買入地の維持管理	S42～	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）歴史的風土特別保存地区

（事業内容）

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年4月15日施行）第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内で、現状変更行為が不許可となったため、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、土地所有者から当該土地の買入れの申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものについて、買入れを行っている。平成23年度以降についても、買入れを行っていく予定である。

また、歴史的風土特別保存地区内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備を行っていく。

さらに、同法第12条に基づき、買入れた土地の歴史的風土を維持保存するため適正に管理を行っていく。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都には、歴史的に重要な建物や史跡等が、周囲の自然環境と一体となって古都における伝統と文化が感じられる景観を形成している地域が多数存在する。このため、京都市では、三方の山並みや、その山すそ部等の地域で、歴史的に意義が高く、景観上も重要な地域を歴史的風土保存区域に指定し、その中で特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。

それらの地区において現状変更行為を厳しく規制し、買入れを行うとともに、適切な維持管理を行うことが、伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなる。そして、ひいては自然と共生し、「木の文化」を大切にすまらづくりを推進することにつ



写真 7-26 歴史的風土保存地区 空撮

旧 (P330)

(2) 自然・歴史的景観の保全

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業	S42～	古都保存統合補助事業（国土交通省）
歴史的風土特別保存地区内の施設整備事業	S49～	古都保存統合補助事業（国土交通省）
歴史的風土特別保存地区内買入地の維持管理	S42～	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）歴史的風土特別保存地区

（事業内容）

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年4月15日施行）第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内で、現状変更行為が不許可となったため、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、土地所有者から当該土地の買入れの申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものについて、買入れを行っている。平成21年度以降についても、買入れを行っていく予定である。

また、歴史的風土特別保存地区内においてその歴史的風土の保存に関連して必要と

される施設の整備を行っていく。

さらに、同法第12条に基づき、買入れた土地の歴史的風土を維持保存するため適正に管理を行っていく。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都には、歴史的に重要な建物や史跡等が、周囲の自然環境と一体となって古都における伝統と文化が感じられる景観を形成している地域が多数存在する。このため、京都市では、三方の山並みや、その山すそ部等の地域で、歴史的に意義が高く、景観上も重要な地域を歴史的風土保存区域に指定し、その中で特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。

それらの地区において現状変更行為を厳しく規制し、買入れを行うとともに、適切な維持管理を行うことが、伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなる。そして、ひいては自然と共生し、「木の文化」を大切にすまらづくりを推進することにつ



写真 7-26 歴史的風土保存地区 空撮

新 (P345)

ながる。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
三山森林景観保全・再生ガイドラインの作成	H21～ <u>H23</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(位置及び区域) 歴史的風土特別保存地区, 第1種自然風景保全地区等

(事業内容)

京都市の市街地を囲む三山の森林について, 植生・地形・土壌等の自然的条件の基礎調査, 文化・歴史的側面の調査を行い, 三山を立地類型ごとに区分するとともに, 景観・斜面防災・地域生態系の重要性に応じた区域図, 4種類の技術指針を盛り込んだガイドラインを作成した。

今後は, 三山の現状と課題や景観・環境・観光資源としての重要性, ガイドラインに示されているこれからの森林景観づくりの方向性などを広く市民や事業者, 森林所有者等に周知し, 浸透させることにより, 森林景観の保全・再生に対する市民的な機運を高め, 協働による森林景観づくりを推進していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市の市街地を取り巻く三方の山並みを構成する森林等は, 京都の町とそこを流れる川の流れと一体となって山紫水明と形容される特有の優れた都市の風景を形成しており, 本市の景観を構成する重要な要素であり, 京都の人々にとって, かけがえのないものである。また, 世界文化遺産をはじめとする多くの寺社や歴史的建造物などが三山の山麓部に位置し, 森林と一体となって, 趣ある景観と風趣, 荘厳な雰囲気醸し出している。

しかしながら, 近年, 人々の暮らしが森林と密接な関係を持たなくなったため, 三山の森林の植生が変化してきている。

このため, 三山の森林のあるべき方向性と森林像を選択的に抽出する「森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき, 京都らしい美しい森林と豊かな自然環境をもつ森林として再生し, 歴史都市・京都にふさわしい森林景観の形成を目指すとともに, 自然との共生, 「木の文化」を大切にするまちづくりに取り組むことにより, 京都の自然環境と一体となった景観及び歴史的風致を維持・向上させる。

旧 (P331)

ながる。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
三山森林景観保全・再生ガイドラインの作成	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(位置及び区域) 歴史的風土特別保存地区, 第1種自然風景保全地区等

(事業内容)

京都市の市街地を囲む三山の森林について, 植生・地形・地勢・土壌等の自然的条件の基礎調査, 社会的環境調査, 文化・歴史的側面の調査を行い, 三山の森林景観の在り様を示す図面及び許可・指導等に使用する基準等を盛り込んだガイドラインを作成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市の市街地を取り巻く三方の山並みを構成する森林等は, 京都の町とそこを流れる川の流れと一体となって山紫水明と形容される特有の優れた都市の風景を形成しており, 本市の景観を構成する重要な要素であり, 京都の人々にとって, かけがえのないものである。また, 世界文化遺産をはじめとする多くの寺社や歴史的建造物などが三山の山麓部に位置し, 森林と一体となって, 趣ある景観と風趣, 宗教的で荘厳な雰囲気醸し出している。

しかし, 現在, 京都の人々の暮らしが森林と密接な関係を持たなくなったため, 京都盆地周辺の森林の植生が変化してきている。

そこで, 三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした「森林景観保全・再生ガイドライン」を作成し, 現状変更行為の規制と誘導及び京都市所有緑地での維持管理とが相まって, 歴史都市・京都にふさわしい森林景観の形成を目指すとともに, 自然と共生し, 「木の文化」を大切にするまちづくりを推進し, 京都の自然環境と一体となった景観及び歴史的風致を維持・向上させる。

新 (P346)

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
優良屋外広告物誘導事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	～	市単独事業 (委託事業は H16 まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成並びに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物を除却できる法的権限を少年補導委員会の単位会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」(愛称「京(みやこ)・輝き隊」)を創設し、市内一円で活動を展開している。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。市民と協働で是正、除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

旧 (P332)

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物を撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
優良屋外広告物誘導事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	～	市単独事業 (委託事業は H16 まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成ならびに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物を除却できる法的権限を少年補導委員会の単位会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」愛称「京(みやこ)・輝き隊」を創設し、市内一円で展開している。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や、電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。一般市民と協働で是正除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

新 (P347)

(4) まちの活性化, 魅力の発信事業

ア 職住共存地区整備推進事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
職住共存地区整備推進事業	H10~ <u>H22</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 職住共存地区

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
<u>まちづくりに係る調査・企画・支援事業</u>	<u>H23~</u>	<u>市単独事業</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成 10 年から行ってきた職住共存地区整備推進事業では, 都心再生の先導地区として位置付けた職住共存地区において, 地域協働型地区計画を活用した取組を展開してきた。これまでに, 修徳学区, 本能学区, 明倫学区, 有隣学区において地域協働型地区計画を策定している。

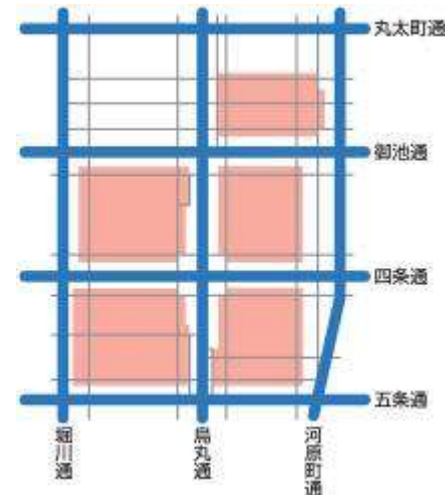
平成 22 年度で職住共存地区整備推進事業は終了し, この取組を市域全体へと展開するため, 「地域協働型地区計画」等を活用し, 住民・企業・行政のパートナーシップにより, 個性ある地域まちづくりへの支援を推進する。

また, 職住共存地区等のすでに地区計画を策定している地区については, その実現化に向けて検討等の支援を継続する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都では, 職住共存地区をはじめとした多くの地域で, 昔から住民自治の伝統があり, 地域による活発な自治活動が行われ, また, それぞれの地域で歴史的建造物や伝統行事, 景観, 生活文化等, 個性あふれる資源が培われてきた。

そういった地域において, 地域住民等との協働により「地域協働型地区計画」等を活用したまちのビジョンづくりを行うことで, 地域の歴史, まちなみ, 生活文化等への意識が高まり, 歴史都市・京都に相応しい地域力によるまちづくりが推進される。



職住共存地区

旧 (P333)

(4) まちの活性化, 魅力の発信事業

ア 職住共存地区整備推進事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
職住共存地区整備推進事業	H10~	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 職住共存地区

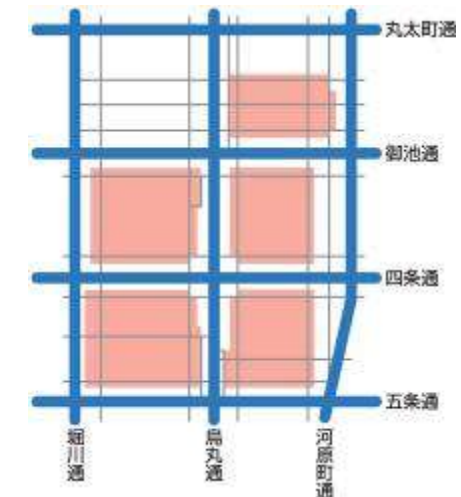
(事業内容)

職住共存地区において, 住民・企業・行政のパートナーシップにより, 「地域協働型地区計画」を活用し, 個性ある地域まちづくりを推進する。

これまでに, 修徳学区, 本能学区, 明倫学区において地域協働型地区計画を策定し, 現在, 有隣学区において策定に向けた取り組みを進めている。今後も, 学区単位を基本として, 地域ごとの計画の策定を推進すると共に, すでに策定している地区については, その実現化に向けて検討を進める。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

職住共存地区は, 職住共存の形態を維持しながら, 京都の都市活力を中心となって支えてきた地区であり, 文化資源や歴史に根ざした独特のまちなみや生活文化が残ってきた地区である。しかし, 近年和装産業など本市の活力を支えてきた産業活力低下や, 町家の減少と高層マンションの増加によるまちなみ景観の変容等が課題となっている。このような地区において, 地域住民等との共同作業により, 職と住, 新と旧が調和したまちづくりの実現に向けて「地域協働型地区計画」を活用してまちづくりを行うことで, 地区の歴史, まちなみ, 生活文化等への意識が高まり, 地域力によるまちづくりが推進される。



職住共存地区

イ 岡崎地域活性化の推進

岡崎地域は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が集積した地域であり、京都を代表する文化・交流ゾーンとして年間500万人以上の方々が来訪している。岡崎地域の優れたポテンシャルの更なる活用と岡崎地域で展開されつつある関連施策の融合による、地域の活性化の羅針盤となる「岡崎地域活性化ビジョン」を平成23年3月に策定した。このビジョンに基づき、琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。



岡崎地域活性化の核となる施設が集積エリア



事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
官民連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	H23～	H23 都市環境改善支援事業（国土交通省）、H24～民間まちづくり活動推進事業（国土交通省）

（事業主体）京都市、エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」、その他（民間施設・事業者等）

（事業区域）岡崎地域及びその周辺

（事業内容）

「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するため、地域の施設や団体、事業者、行政、専門家などで構成するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が平成23年7月に設立された。この協議会による魅力創出事業や情報発信など、地域全体の魅力向上に向けた様々な取組を行う。

新 (P349)

旧

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都会館再整備	H24～H26	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都会館

(事業内容)

京都会館は、第4回内国勸業博覧会跡地に整備された文教地区に、昭和35年に建設されたもので、日本を代表するモダニズム建築家・前川國男氏による建築としても知られている。

しかし、開館後50年以上が経過し、各設備や舞台機能を含めた施設全体に老朽化が進むとともに、近年の施設利用者や来場者の利用ニーズにこたえきれていない状況となっている。

このため、平成23年6月に再整備基本計画を策定し、既存の建物を活用して全面改修を行うことを基本とし、一部、舞台機能や音響面で課題の大きい第一ホールについてのみ建て替えを行うことで、「岡崎地域活性化ビジョン」に掲げる文化・交流拠点としての機能強化に取り組んでいく。

また、評価の高い既存の建物価値を次代に継承し、周辺への景観にも配慮したものとなるよう、有識者による「京都会館の建物価値継承に係る検討委員会」を開催しており、岡崎地域の風致・景観の向上に寄与できるよう、また、現在検討を進めている京都岡崎の文化的景観の取組の方向に沿うものとなるよう、景観に十分配慮した再整備を進めていく。



写真 7-24-1 京都会館



写真 7-24-2 京都会館

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市動物園再整備事業	H21～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市

新 (P350)

旧

(事業区域) 京都市動物園

(事業内容)

京都市動物園は明治36年に全国で2番目に開園し、市民の寄付金と市債により建設された動物園としては最も古い歴史を持ち、今日まで、水と緑豊かな京都を代表する文化ゾーンである岡崎の地で、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に愛されてきた。

開園以来100年以上経過した施設は老朽化が著しく、新しい時代に適した施設のリニューアルが望まれており、都心部の近くに立地する利便性を活かしながら、動物たちの環境を大切につくり、幸福に暮らす動物たちを来園者が間近でみることができる「近くて楽しい動物園」を目指して、再整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風あふれる地域であり、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。

岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することで、地域力を活用しながら、歴史的な地域資源や建造物を活かし、風情や品格のある更なる魅力的なまちづくりが推進される。

中でも、今回再整備を予定している京都会館や京都市動物園は地域の重要な構成要素の一つとして市民に親しまれている。

歴史的・文化的価値のある京都会館を可能な限り活かして再整備を図り、後世に継承するとともに、歴史ある京都市動物園を魅力ある施設として再整備することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P351)

旧 (P333-334)

ウ ニューツーリズム創出事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
ニューツーリズム創出事業	H19～	市単独事業

（事業主体）各実施団体

（事業区域）市域全体

（事業内容）

平成19年度から、観光客の「時期的な集中」「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、京都の隠れた観光資源の発掘のための取組支援を行う「京都市ニューツーリズム創出事業」を展開している。

支援する具体的な内容は、地域団体等が取り組む事業の初期・追加経費に対する補助や、企画・進行管理等を助言するアドバイザーの派遣、事業のPR支援、その3点をパッケージにしてサポートする。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都のまちは、文化財の宝庫であり、加えて市内の各地域に根ざした行事や祭礼などが伝統文化として脈々と息づいている。このような、京都の隠れた観光資源の発掘及び取り組み支援を行うことにより、各地域の歴史的風致を再認識し、さらに京都観光の新たな魅力として発信することにより、観光客の「時期的な集中」「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興や地域の活性化に寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。

エ 東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成	H20～H21	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）東山区

（事業内容）

東山区の魅力あふれる優れた地域資源（東山区の歴史や文化、産業、暮らしなど）を学区単位で地域と連携して発掘・再発見するとともに、発掘した地域資源を整理・編集し、印刷物等で情報発信することにより、歴史的な資源を活用したまちづくりを推進する。

平成20年度から学区ごとに地域資源の発掘を進め、東山区80周年という節目の年である平成21年度に、その内容を東山の光・宝・誇りとして後世に残すため、「東山区80周年記念誌」として発行した。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

イ ニューツーリズム創出事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
ニューツーリズム創出事業	H19～	市単独事業

（事業主体）各実施団体

（事業区域）市域全体

（事業内容）

平成19年度から、観光客の「時期的な集中」「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、京都の隠れた観光資源の発掘のための取組支援を行う「京都市ニューツーリズム創出事業」を展開している。

支援する具体的な内容は、地域団体等が取り組む事業の初期・追加経費に対する補助や、企画・進行管理等を助言するアドバイザーの派遣、事業のPR支援、その3点をパッケージにしてサポートする。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都のまちは、文化財の宝庫であり、加えて市内の各地域に根ざした行事や祭礼などが伝統文化として脈々と息づいている。このような、京都の隠れた観光資源の発掘及び取り組み支援を行うことにより、各地域の歴史的風致を再認識し、さらに京都観光の新たな魅力として発信することにより、観光客の「時期的な集中」「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興や地域の活性化に寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。

ウ 東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成	H20～H21	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）東山区

（事業内容）

東山区の魅力あふれる優れた地域資源（東山区の歴史や文化、産業、暮らしなど）を学区単位で地域と連携して発掘・再発見するとともに、発掘した地域資源を整理・編集し、印刷物等で情報発信することにより、歴史的な資源を活用したまちづくりを推進する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

新 (P352)

東山区民は、学区単位の様々な団体の取り組みに見られるように、これまでも自立性の高い住民自治の伝統を守っているが、観光地ならではの問題や少子高齢化などが、地域のまちづくりの課題となっている。こうした中、地域住民による主体的な地域資源の発掘・再発見を通じて、住民自らによる歴史的な景観や魅力あるまちづくりの維持・向上に寄与するとともに、広く情報発信することにより、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。



東山区 80周年記念誌

オ 下京区内全域スタンプラリー

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
下京区内全域スタンプラリー	H21～H21	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）下京区

（事業内容）

京都らしい風情とたたずまいを色濃く残す下京区では、130周年の節目を機に、町衆の良き伝統と地域の絆を守り、次の世代に引き継いでいくことを目指し、「歩いて！しもぎょう スタンプラリー」を開催する。

下京区全域を対象に、区民の方々に地域の名所ポイントを選出していただくほか、新たな観光ルートを発掘し、歩いて楽しんでもらえるスタンプラリーを実施する。当日はボランティアとして多くの地元住民に協力いただき、ガイド等を行ってもらう。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

本事業は、広く市民の参加を得て企画、実施するものであり、地域の魅力や歴史的価値を再認識する機会になるとともに、地域コミュニティの再生や賑わい拠点の創出など多様な効果が期待でき、地域力によるまちづくりが推進される。

カ 京都・花灯路

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都・花灯路	H14～	市単独事業

（事業主体）

京都・花灯路推進協議会（京都府、京都市、京都商工会議所、京都仏教会、（社）京都市観光協会、（財）京都文化交流コンベンションビューロー）

（事業内容）

旧 (P334-335)

東山区民は、学区単位の様々な団体の取り組みに見られるように、これまでも自立性の高い住民自治の伝統を守っているが、観光地ならではの問題や少子高齢化などが、地域のまちづくりの課題となっている。こうした中、地域住民による主体的な地域資源の発掘・再発見を通じて、住民自らによる歴史的な景観や魅力あるまちづくりの維持・向上に寄与するとともに、広く情報発信することにより、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。

エ 下京区内全域スタンプラリー

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
下京区内全域スタンプラリー	H21～H21	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）下京区

（事業内容）

京都らしい風情とたたずまいを色濃く残す下京区では、130周年の節目を機に、町衆の良き伝統と地域の絆を守り、次の世代に引き継いでいくことを目指し、「歩いて！しもぎょう スタンプラリー」を開催する。

下京区全域を対象に、区民の方々に地域の名所ポイントを選出していただくほか、新たな観光ルートを発掘し、歩いて楽しんでもらえるスタンプラリーを実施する。当日はボランティアとして多くの地元住民に協力いただき、ガイド等を行ってもらう。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

本事業は、広く市民の参加を得て企画、実施するものであり、地域の魅力や歴史的価値を再認識する機会になるとともに、地域コミュニティの再生や賑わい拠点の創出など多様な効果が期待でき、地域力によるまちづくりが推進される。

オ 京都・花灯路

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都・花灯路	H14～	市単独事業

（事業主体）

京都・花灯路推進協議会（京都府、京都市、京都商工会議所、京都仏教会、（社）京都市観光協会、（財）京都文化交流コンベンションビューロー）

（事業内容）

新 (P353)

京都を代表する寺院，神社をはじめとする歴史的文化遺産や町並みなどを，日本情緒豊かな陰影ある「露地行灯」の灯りと，いけばな作品の「花」でつなぎ，京都ならではの雅を醸し出す。「灯り」と「花」による演出を基本手法にして，訪れる人々が「安らぎ」と「華やぎ」を体感できるようなスケールの大きな夜の時・空間を創出する。重点区域内では，東山地域（東山花灯路）で行われている。

また，平成19年度からは，自然エネルギーで発電されたクリーンな電力「京グリーン電力」をライトアップの一部に利用することにより，環境に配慮した事業となるよう努めている（平成20年度からは全ての電力に使用）。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当該事業は，京都の夜の風物詩として定着しつつある。京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより新たな賑わいを創出するとともに，歴史的建造物をめぐり，歴史的資源や町並みを実際に感じることで，京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となる。そして，ひいては歴史的建造物を守り育て，活かしたまちづくりが推進される。

キ 保勝会事業補助

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
保勝会事業補助	S43～	市単独事業

（事業主体）各保勝会

（事業区域）市域全体

（事業内容）

保勝会（京都市内の観光景勝地を維持し，発展させるために，それぞれの地域住民によって自主的に組織された団体）が行う地域の清掃活動やイベントの開催，散策コースの紹介等の活動に対し，補助金を交付する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

保勝会への補助金の交付を通じて，歴史的風致を形成している観光景勝地の維持・発展に寄与することはもとより，そこに暮らす地域の人々の自主的な活動を支援することにより地元活力を活かした継続的な取組につながる。そして，ひいては地域力によるまちづくりが推進される。

旧 (P335-336)

京都を代表する寺院，神社をはじめとする歴史的文化遺産や町並みなどを，日本情緒豊かな陰影ある「露地行灯」の灯りと，いけばな作品の「花」でつなぎ，京都ならではの雅を醸し出す。「灯り」と「花」による演出を基本手法にして，訪れる人々が「安らぎ」と「華やぎ」を体感できるようなスケールの大きな夜の時・空間を創出する。重点区域内では，東山地域（東山花灯路）で行われている。

また，平成19年度からは，自然エネルギーで発電されたクリーンな電力「京グリーン電力」をライトアップの一部に利用することにより，環境に配慮した事業となるよう努めている。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当該事業は，新しい京都の夜の風物詩として定着しつつある。京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより新たな賑わいを創出するとともに，歴史的建造物をめぐり，歴史的資源や町並みを実際に感じることで，京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となる。そして，ひいては歴史的建造物を守り育て，活かしたまちづくりが推進される。

カ 保勝会事業補助

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
保勝会事業補助	S43～	市単独事業

（事業主体）各保勝会

（事業区域）市域全体

（事業内容）

保勝会（京都市内の観光景勝地を維持し，発展させるために，それぞれの地域住民によって自主的に組織された団体）が行う地域の清掃活動やイベントの開催，散策コースの紹介等の活動に対し，補助金を交付する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

保勝会への補助金の交付を通じて，歴史的風致を形成している観光景勝地の維持・発展に寄与することはもとより，そこに暮らす地域の人々の自主的な活動を支援することにより地元活力を活かした継続的な取組につながる。そして，ひいては地域力によるまちづくりが推進される。

新 (P354)	旧 (P337)																																	
<p>(5) 文化財・伝統文化等の保全・活性化事業</p> <p>歴史的な町並みの中で営まれる伝統産業や伝統文化を保全することは、歴史的風致を維持する上で重要であり、これらの伝統的な営みを維持し、活性化するためにも普及・啓発を行い、全国に京都の魅力を発信する。</p> <p>ア 伝統産業</p> <p>(7) 伝統産業技術の保存・継承</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市伝統産業技術功労者顕彰制度</td> <td>S42～</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>京都市伝統産業技術後継者育成制度</td> <td>S42～ (H15～制度見直)</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td><u>京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度</u></td> <td><u>H22～</u></td> <td><u>市単独事業</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）京都市 （事業区域）市域全体 （事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都市伝統産業技術功労者顕彰制度 伝統産業の振興・発展の基礎づくりを推進するため、永年にわたり、伝統技術の維持発展に尽くした技術者を表彰し、功労金を支給する「京都市伝統産業技術功労者顕彰制度」を実施している。 ○ 京都市伝統産業技術後継者育成制度 伝統産業に携わる若手技術後継者の確保と養成を目的に、技術習得のための資金を交付する「京都市伝統産業技術後継者育成制度」を実施している。 ○ <u>京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度</u> <u>首都圏での作品発表の場を提供するなど、伝統産業業界において中核を担いつつある中堅技術者の意欲向上に資する京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度を実施している。</u> <p>（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由） 伝統産業を支える技術者を育成・表彰していくことによって、伝統産業技術及び関係業界の振興・発展・継承に努めることが、伝統産業を活かしたまちづくりの推進につながる。</p> <p>(4) 「伝統産業の日」関連事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「伝統産業の日」関連事業</td> <td>H14～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	京都市伝統産業技術功労者顕彰制度	S42～	市単独事業	京都市伝統産業技術後継者育成制度	S42～ (H15～制度見直)	市単独事業	<u>京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度</u>	<u>H22～</u>	<u>市単独事業</u>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	「伝統産業の日」関連事業	H14～	市単独事業	<p>(5) 文化財・伝統文化等の保全・活性化事業</p> <p>歴史的な町並みの中で営まれる伝統産業や伝統文化を保全することは、歴史的風致を維持する上で重要であり、これらの伝統的な営みを維持し、活性化するためにも普及・啓発を行い、全国に京都の魅力を発信する。</p> <p>ア 伝統産業</p> <p>(7) 伝統産業技術の保存・継承</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市伝統産業技術功労者顕彰制度</td> <td>S42～</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>京都市伝統産業技術後継者育成制度</td> <td>S42～ (H15～制度見直)</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）京都市 （事業区域）市域全体 （事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都市伝統産業技術功労者顕彰制度 伝統産業の振興・発展の基礎づくりを推進するため、永年にわたり、伝統技術の維持発展に尽くした技術者を表彰し、功労金を支給する「京都市伝統産業技術功労者顕彰制度」を実施している。 ○ 京都市伝統産業技術後継者育成制度 伝統産業に携わる若手技術後継者の確保と養成を目的に、技術習得のための資金を交付する「京都市伝統産業技術後継者育成制度」を実施している。 <p>（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由） 伝統産業を支える技術者を育成・表彰していくことによって、伝統産業技術及び関係業界の振興・発展・継承に努めることが、伝統産業を活かしたまちづくりの推進につながる。</p> <p>(4) 「伝統産業の日」関連事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「伝統産業の日」関連事業</td> <td>H13～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	京都市伝統産業技術功労者顕彰制度	S42～	市単独事業	京都市伝統産業技術後継者育成制度	S42～ (H15～制度見直)	市単独事業	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	「伝統産業の日」関連事業	H13～	市単独事業
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）																																
京都市伝統産業技術功労者顕彰制度	S42～	市単独事業																																
京都市伝統産業技術後継者育成制度	S42～ (H15～制度見直)	市単独事業																																
<u>京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度</u>	<u>H22～</u>	<u>市単独事業</u>																																
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）																																
「伝統産業の日」関連事業	H14～	市単独事業																																
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）																																
京都市伝統産業技術功労者顕彰制度	S42～	市単独事業																																
京都市伝統産業技術後継者育成制度	S42～ (H15～制度見直)	市単独事業																																
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）																																
「伝統産業の日」関連事業	H13～	市単独事業																																

新 (P355)

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめっせ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都市は、最もきもの似合う街と言え、きもの着用が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真 7-28 伝統産業の日

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 京都市伝統産業ふれあい館の運営

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市伝統産業ふれあい館の運営	H8～	市単独事業

旧 (P337-338)

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめっせ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表徴であり、京都市は、最もきもの似合う街と言え、きもの着用が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄や一部地域での人力車の乗車を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真 7-28 伝統産業の日

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 京都市伝統産業ふれあい館の運営

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市伝統産業ふれあい館の運営	H8～	市単独事業

新 (P357)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) 京の『匠』ふれあい事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京の『匠』ふれあい事業	H17～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

市民・児童・観光客等を対象とした伝統産業の職人さんによる制作体験教室等を実施する。

○ 伝統工芸・技の探訪事業

西陣織会館、京都伝統産業ふれあい館において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。

○ 京の『匠』先生派遣事業(体験活動推進事業にも掲載)

伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことによって、伝統産業の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ロ) 京ものきらめきチャレンジ事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京ものきらめきチャレンジ事業	H20～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の伝統産業を牽引するトップランナーを生み出すため、事業者等の創造的な活動を支援するものであり、マーケティングの視点や明確な戦略性の確立

旧 (P340)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) 京の『匠』ふれあい事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京の『匠』ふれあい事業	H17～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

市民・児童・観光客等を対象とした伝統産業の職人さんによる制作体験教室等を実施する。

○ 伝統工芸・技の探訪事業

西陣織会館、京都伝統産業ふれあい館において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。

○ 京の『匠』先生派遣事業(体験活動推進事業にも掲載)

伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことによって、伝統産業の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ロ) 京ものきらめきチャレンジ事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京ものきらめきチャレンジ事業	H20～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の伝統産業を牽引するトップランナーを生み出すため、事業者等の創造的な活動を支援するものであり、マーケティングの視点や明確な戦略性の確立

新 (P358)

により現代における伝統産業製品の需要を掘り起こし、事業活動をサポートする。公募制で、ターゲットや新商品開発、技術の新分野への利用、ブランドの構築などのテーマを設定し、事業者等が実施する新たな取組を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

ターゲットを明確にした市場の開拓を促し、伝統産業の活性化を図ることにより伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(キ) 和装産業活性化戦略プランの推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
和装産業活性化戦略プランの推進	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

京都市では、これまでの地元京都での取組に加え、国内最大の市場である首都圏を対象として、首都圏で活躍される方々等の参画により「和装産業活性化戦略プラン」を策定した。これに基づき、平成21年度以降、首都圏での新たな販路開拓やニーズを的確に捉えたきものづくりを目指した事業を展開する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

きものを身近なファッションの一つとして認知してもらい、着物の魅力を定着させること、また、きもの需要喚起を図り、「Made in 京都」のきもの購入へ着実に結びつけることによって、京都の伝統産業である和装産業全体の活性化を図り、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ク) 北区伝統ブランドいきいき発信事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
北区伝統ブランドいきいき発信事業	H21～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 北区

(事業内容)

京野菜や北山杉等の北区が誇る伝統ブランドを、地元関係団体と共に民間企業等とタイアップして広く全国に発信することにより、新たな需要を開拓し、北区の伝統ブランドの活性化を図る。

○ 北区「ほんまもん」PR事業

旧 (P341)

により現代における伝統産業製品の需要を掘り起こし、事業活動をサポートする。公募制で、ターゲットや新商品開発、技術の新分野への利用、ブランドの構築などのテーマを設定し、事業者等が実施する新たな取組を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

ターゲットを明確にした市場の開拓を促し、伝統産業の活性化を図ることにより伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(キ) 和装産業活性化戦略プランの推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
和装産業活性化戦略プランの推進	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

京都市では、首都圏をターゲットにした販路拡大を目指し、首都圏で活躍される方々に呼びかけ、平成20年度に「和装産業活性化戦略プラン」策定委員会を立ち上げ、年度末には「和装産業活性化戦略プラン」を策定した。これに基づき、平成21年度以降には事業を展開していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

平成21年度には、最大の市場であり、情報発信の要である「首都圏」で、「大人の女性」をメインターゲットに、日本最大級のファッションイベントへのきもの出展や、ファッション誌とタイアップした京都のきもの特集、首都圏のオフィス街・ショッピング街での「きものファッションショー」といった話題性のある事業を展開し、日本のきもの産業を牽引する「Made in KYOTO」のきもの魅力を戦略的に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

きものを身近なファッションの一つとして認知してもらい、着物の魅力を定着させること、また、きもの需要喚起を図り、「Made in KYOTO」のきもの購入へ着実に結びつけることによって、京都の伝統産業である和装産業全体の活性化を図り、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ク) 北区伝統ブランドいきいき発信事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
北区伝統ブランドいきいき発信事業	H21～H23	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 北区

(事業内容)

京野菜や北山杉等の北区が誇る伝統ブランドを、地元関係団体と共に民間企業等とタイアップして広く全国に発信することにより、新たな需要を開拓し、北区の伝統ブランドの活性化を図る。

○ 北区「ほんまもん」PR事業

新 (P359)

朝市の開催やマップ、パンフレットの作成・配布等を通じて、北区で生産されている京野菜等、身近にある「ほんまもん」の魅力を発信し、地産地消の推進、そして全国に北区の魅力をPRする。

○ 北山杉オブジェ制作コンペティション事業

プロの建築家や建築を学ぶ学生等を対象に、北山杉を活用した新たな建築用途、作品を募集するとともに、一般市民を対象に、これまでにない新たな北山杉を使ったアイデアを募集し、これらの作品等を通じて、北山地域のイメージや伝統産業を全国に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の伝統文化が再認識され、全国的にも「洋」に対して「和」が見直されつつある中、京都が誇る「伝統的なブランド」のもつ「ほんまもん」の魅力を発信することにより、新たな需要開拓を図り、伝統産業の更なる振興に寄与していくものであり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(ク) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市, (財) 自治総合センター

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道、華道、伝統芸能をはじめ、それらを支える伝統文化(着物、工芸品、楽器など)を、市民や観光客が気軽に鑑賞し、身近に触れ、体験できる機会を創出し、市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業 撮影：大島拓也

具体的には、「触れる」、「聴く」、「薫る」、「味わう」、「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開していく。

○ 京都創生座

平成19年度から、国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の機能として想

旧 (P342)

朝市の開催やマップ、パンフレットの作成・配布等を通じて、北区で生産されている京野菜等、身近にある「ほんまもん」の魅力を発信し、地産地消の推進、そして全国に北区の魅力をPRする。

○ 北山杉オブジェ制作コンペティション事業

プロの建築家や建築を学ぶ学生等を対象に、北山杉を活用した新たな建築用途、作品を募集するとともに、一般市民を対象に、これまでにない新たな北山杉を使ったアイデアを募集し、これらの作品等を通じて、北山地域のイメージや伝統産業を全国に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の伝統文化が再認識され、全国的にも「洋」に対して「和」が見直されつつある中、京都が誇る「伝統的なブランド」のもつ「ほんまもん」の魅力を発信することにより、新たな需要開拓を図り、伝統産業の更なる振興に寄与していくものであり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(ク) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市, (財) 自治総合センター

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道、華道、伝統芸能をはじめ、それらを支える伝統文化(着物、工芸品、楽器など)を、市民や観光客が気軽に鑑賞し、身近に触れ、体験できる機会を創出し、市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業 撮影：大島拓也

具体的には、「触れる」、「聴く」、「嗅ぐ」、「味わう」、「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を、平成21年秋から22年3月頃まで展開していく。

○ 京都創生座

平成19年度から、国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の機能として想

新 (P360)

定している事業を先行的に試行し、センターのイメージを明らかにするためのモデル事業として「京都創生座」を実施している。

平成20年度においては、「京都創生座」の公演に加え、更に幅広い角度から伝統文化の魅力をもっと多くの人々に理解いただくため、伝統芸能を楽しむためのレクチャー公演「伝統芸能ことはじめ」なども実施している。

平成21年度以降は、「五感で感じる和の文化事業」の中の一事業として総合的な伝統芸能の公演を展開していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶道、華道、伝統芸能、伝統工芸をはじめとする和の文化は、様々な文化が重なり合い、支えあって形成され、受け継がれてきた。これらの文化は京都の町や人々の生活の中に、教養やたしなみとして息づいて根を下ろし培われてきたが、近年のライフスタイルの変化等により、市民側の文化に身近に触れる機会が減少している。

「五感で感じる和の文化事業」を展開することによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(2) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

秋の約1ヶ月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行う。

また、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行っていくほか、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかける。(なお平成23年度は第26回国民文化祭・京都2011の開催に伴いこれに集約するが、24年度以降は従来スタイルで開催する予定である。)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活

旧 (P343)

定している事業を先行的に試行し、センターのイメージを明らかにするためのモデル事業として「京都創生座」を実施している。

平成20年度においては、「京都創生座」の公演に加え、更に幅広い角度から伝統文化の魅力をもっと多くの人々に理解いただくため、伝統芸能を楽しむためのレクチャー公演「伝統芸能ことはじめ」なども実施している。

平成21年度以降は、「五感で感じる和の文化事業」の中の一事業である、「聴く」事業として総合的な伝統芸能の公演を展開していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶道、華道、伝統芸能、伝統工芸をはじめとする和の文化は、様々な文化が重なり合い、支えあって形成され、受け継がれてきた。これらの文化は京都の町や人々の生活の中に、教養やたしなみとして息づいて根を下ろし培われてきたが、近年のライフスタイルの変化等により、市民側の文化に身近に触れる機会が減少している。

「五感で感じる和の文化事業」を展開することによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(2) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

秋の約1ヶ月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行う。

京都ならではの神社仏閣等を舞台に、伝等芸能をはじめとした様々な文化イベントを展開する「京の華舞台」等の中心的なイベントの他、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行っていく。また、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかける。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活

新 (P361)

かしたまちづくりを推進することにつながる。

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都観世会館

(事業内容)

大蔵流茂山社中の協力のもと、市民の皆様が親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成19年度で50周年を迎え、200回を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(シ) 京都薪能

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都薪能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市, 京都能楽会

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

毎年6月上旬に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成23年で第

旧 (P344)

かしたまちづくりを推進することにつながる。

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都観世会館

(事業内容)

大蔵流茂山社中の協力のもと、市民の皆様が親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成19年度で50周年を迎え、200回を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(シ) 京都薪能

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都薪能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市, 京都能楽会

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

毎年6月1, 2日に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成21年で第

新 (P362)

6.2回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ス) 花街の伝統芸能保存育成事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
花街の伝統芸能保存育成事業	H8～	市単独事業 <u>（京都府からの助成も有）</u>

（事業主体）財団法人京都伝統伎芸振興財団

（事業区域）五花街

（事業内容）

花街の伝統芸能を保存・継承することを目的として設立された「財団法人京都伝統伎芸振興財団（おおきに財団）」の行う伝統芸能保存・育成事業を助成する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

「京の芸舞妓」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統芸能を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統芸能を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(セ) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 （京都府からの助成も有）
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 （京都府からの助成も有）

（事業主体）

葵 祭：葵祭行列保存会

時代祭：平安講社

（事業内容）

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

- 葵祭
葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。

- 時代祭
時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。また、衣装・祭

旧 (P345)

6.0回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ス) 花街の伝統芸能保存育成事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
花街の伝統芸能保存育成事業	H8～	市単独事業

（事業主体）財団法人京都伝統伎芸振興財団

（事業区域）五花街

（事業内容）

花街の伝統芸能を保存・継承することを目的として設立された「財団法人京都伝統伎芸振興財団（おおきに財団）」の行う伝統芸能保存・育成事業を助成する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

「京の芸舞妓」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統芸能を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統芸能を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(セ) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 （京都府からの助成も有）
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 （京都府からの助成も有）

（事業主体）

葵 祭：葵祭行列保存会

時代祭：平安講社

（事業内容）

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

- 葵祭
葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。

- 時代祭
時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。また、衣装・祭

新 (P363)

具などの整備を柱とする「時代祭活性化助成事業」を、府市協調により平成17年度を初年度とする5ヵ年計画で実施する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

これらの伝統的な祭礼を支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対しての助成を行うことで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 伝統文化体験総合推進事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
伝統文化体験総合推進事業		市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都に息づく伝統文化、伝統芸能、伝統産業を児童・生徒が直接体験する学校教育活動を推進することにより、わが国の伝統と文化を理解し、それらを尊重する態度の育成を図る。

具体的には、伝統産業を主題とした副読本「わたしたちの伝統産業」の作成、放課後や長期休業期間中等を利用した伝統文化などにかかわる「京の雅探検隊(京の子ども「かがやき」創造事業)」、小中学校を対象とした伝統産業等にか

かわる**方々**による授業「京の『匠』ふれあい事業」の他、京都**三太**祭の見学等がある。また、教職員を対象に伝統文化をテーマとした研修講座を開設するなど、教職員の指導**力**の向上を目指している。



写真 7-32 伝統文化体験総合推進事業 1

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子**ども**

たちに伝統文化や伝統産業を直接体験する機会を創出することにより、これらに対する理解を深め、京都の文化を尊重する心を育て、伝統文化、伝統産業の次代の担い手を育てることにつながる。そして、これらにより文化芸術や伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-33 伝統文化体験総合推進事業 2

(ウ) 上京区の伝統文化をまるごと体験！！

旧 (P345-346)

具などの整備を柱とする「時代祭活性化助成事業」を、府市協調により平成17年度を初年度とする5ヵ年計画で実施する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

これらの伝統的な祭礼を支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対しての助成を行うことで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 伝統文化体験総合推進事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
伝統文化体験総合推進事業		市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都に息づく伝統文化、伝統芸能、伝統産業を児童・生徒が直接体験する学校教育活動を推進することにより、わが国の伝統と文化を理解し、それらを尊重する態度の育成を図る。

具体的には、伝統産業を主題とした副読本「わたしたちの伝統産業」

の作成、放課後や長期休業期間中等を利用した伝統文化などにかかわる「京の雅探検隊(京の子ども「かがやき」創造事業)」、小中学校を対象とした伝統産業等にかかわ

る**人々**による授業「京の『匠』ふれあい事業」の他、京都**の**祭の見学等がある。また、教職員を対象に伝統文化をテーマとした研修講座を開設するなど、教職員の指導

の向上を目指している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子**供**たちに伝統文化や伝統産業を直接体験する機会を創出することにより、これらに対する理解を深め、京都の文化を尊重する心を育て、伝統文化、伝統産業の次代の担い手を育てることにつながる。そして、これらにより文化芸術や伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-32 伝統文化体験総合推進事業 1



写真 7-33 伝統文化体験総合推進事業 2

(ウ) 上京区の伝統文化をまるごと体験！！

新 (P365)



写真 7-34 東山区ふれあい文化鑑賞会 1 写真 7-35 東山区ふれあい文化鑑賞会 2

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

史跡や文化財が集積している東山区において、昭和58年から継続的に実施されている事業であり、市民が文化財に対する理解を深めることで、地域の文化財に対する関心や愛着を育み、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P348)



写真 7-34 東山区ふれあい文化鑑賞会 1 写真 7-35 東山区ふれあい文化鑑賞会 2

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

史跡や文化財が集積している東山区において、昭和58年から継続的に実施されている事業であり、市民が文化財に対する理解を深めることで、地域の文化財に対する関心や愛着を育み、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

新 (P366)

旧 (P349)

(6) 世界歴史都市連盟を通じた京都の魅力発信

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	H6～	任意団体（世界歴史都市連盟）の事業

（事業主体）世界歴史都市連盟

（事業内容）

① 世界歴史都市連盟の活動

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が事務局を務めている。連盟の主な活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」の開催や機関紙の刊行などである。

② 次回歴史都市会議開催に向けた取組

次回の「第13回世界歴史都市会議」は、平成24年度にベトナムのフエ市で開催予定である。第13回会議に先立ち、平成23年度には、理事会を同市で開催する予定である。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展に寄与する。

(6) 世界歴史都市連盟を通じた京都の魅力発信

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	H6～	任意団体（世界歴史都市連盟）の事業

（事業主体）世界歴史都市連盟

（事業内容）

① 世界歴史都市連盟の活動

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が事務局を務めている。連盟の主な活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」の開催や機関紙の刊行などである。

② 次回歴史都市会議開催に向けた取組

次回の「第12回世界歴史都市会議」は、平成22年度に奈良市で開催予定である。その公式プログラムの視察行程に本市が組み込まれるよう働きかけるため、平成21年度の理事会の際に、各理事都市の代表者を京都に招待し、京都の魅力を発信する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展に寄与する。

新 (P367)	旧 (P349-350)												
<p>(7) 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業</p> <table border="1" data-bbox="192 252 1133 394"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業</td> <td>H20～<u>H22</u></td> <td><u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u> <u>（H21まで地域住宅交付金）</u>（国土交通省）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）京都市 （事業区域）市域全体 （事業内容） 京都市では、「環境モデル都市行動計画」において、「木の文化を大切にすまち・京都」戦略を掲げており、これを推進するため、平成20年12月に「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議を設置した。平成21年度は、下記の3つのテーマについて、市民会議に設けたプロジェクトチームを中心に検討し、市民会議として成果を取りまとめ、平成22年度以降の具体的な取組につなげていく。</p> <p>① 「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」検討プロジェクトチーム 京都らしい景観と調和した環境負荷の少ない建築物の認証基準の作成及びこれを核とした認証制度の設計</p> <p>② 「平成の京町家」検討プロジェクトチーム 良好な景観との調和を目指した低炭素建築物としてのモデル住宅の開発・建設等</p> <p>③ 「森と緑」検討プロジェクトチーム 日々の暮らしの中で「木の文化」を大切にすための具体的な行動や方法の検討</p> <p>（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由） 本市の4分の3を占める森林は、山紫水明といわれる京都の美しい自然景観を形作り、また、京町家等に代表される木造家屋への木材供給源という京都を特徴づける「木の文化」の中心である。 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業における検討及び具体的な取組が、京都の歴史的建造物や伝統文化、伝統産業と密接な関係を持つ森林の保全とともに、京都の人々との関わりを強め、歴史都市・京都の自然景観・町並み景観を向上させ、自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりが推進される。そして更に、京都全体の歴史的風致そのものを維持向上させることにつながる。</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業	H20～ <u>H22</u>	<u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u> <u>（H21まで地域住宅交付金）</u> （国土交通省）	<p>(7) 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業</p> <table border="1" data-bbox="1626 252 2567 394"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業</td> <td>H20～</td> <td><u>地域住宅交付金</u>（国土交通省）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）京都市 （事業区域）市域全体 （事業内容） 京都市では、「環境モデル都市行動計画」において、「木の文化を大切にすまち・京都」戦略を掲げており、これを推進するため、平成20年12月に「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議を設置した。平成21年度は、下記の3つのテーマについて、市民会議に設けたプロジェクトチームを中心に検討し、市民会議として成果を取りまとめ、平成22年度以降の具体的な取組につなげていく。</p> <p>① 「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」検討プロジェクトチーム 京都らしい景観と調和した環境負荷の少ない建築物の認証基準の作成及びこれを核とした認証制度の設計</p> <p>② 「平成の京町家」検討プロジェクトチーム 良好な景観との調和を目指した低炭素建築物としてのモデル住宅の開発・建設等</p> <p>③ 「森と緑」検討プロジェクトチーム 日々の暮らしの中で「木の文化」を大切にすための具体的な行動や方法の検討</p> <p>（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由） 本市の4分の3を占める森林は、山紫水明といわれる京都の美しい自然景観を形作り、また、京町家等に代表される木造家屋への木材供給源という京都を特徴づける「木の文化」の中心である。 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業における検討及び具体的な取組が、京都の歴史的建造物や伝統文化、伝統産業と密接な関係を持つ森林の保全とともに、京都の人々との関わりを強め、歴史都市・京都の自然景観・町並み景観を向上させ、自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりが推進される。そして更に、京都全体の歴史的風致そのものを維持向上させることにつながる。</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業	H20～	<u>地域住宅交付金</u> （国土交通省）
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業	H20～ <u>H22</u>	<u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u> <u>（H21まで地域住宅交付金）</u> （国土交通省）											
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業	H20～	<u>地域住宅交付金</u> （国土交通省）											

新 (P372)

史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 挽木町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観保全修景地区, 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	
<u>19</u>	<u>丹波屋</u>		<u>京都市上京区</u> <u>黒門通上長者</u> <u>町上る榎町</u> <u>383 他</u>	
<u>20</u>	<u>キンシ正宗</u> <u>堀野記念館</u> <u>(旧堀野家</u> <u>本宅)</u>		<u>京都市中京区</u> <u>堺町通二条上</u> <u>る亀屋町 172</u> <u>他</u>	

旧 (P353)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 挽木町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観保全修景地区, 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	

新 (P373)

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
<u>21</u>	<u>きんせ旅館</u>		<u>京都市下京区</u> <u>西新屋敷太夫</u> <u>町79 他</u>	

新 (P375)

旧 (P355)

資料・図版・写真 リスト

資料・図版・写真 リスト

1 引用・参考文献リスト

計画策定の基礎資料となる京都市の歴史的風致に関する引用・参考文献としては、以下のとおりである。

1 引用・参考文献リスト

計画策定の基礎資料となる京都市の歴史的風致に関する引用・参考文献としては、以下のとおりである。

【市史】

- 「京都の歴史1 平安の新京」 昭和54年 1月
- 「京都の歴史2 中世の明暗」 昭和54年 2月
- 「京都の歴史3 近世の胎動」 昭和54年 3月
- 「京都の歴史4 桃山の開花」 昭和54年 6月
- 「京都の歴史5 近世の展開」 昭和54年 7月
- 「京都の歴史6 伝統の定着」 昭和54年 9月
- 「京都の歴史7 維新の激動」 昭和54年10月
- 「京都の歴史8 古都の近代」 昭和55年 1月
- 「京都の歴史9 世界の京都」 昭和55年 2月
- 「京都の歴史10 年表・事典」 昭和55年 3月

【市史】

- 「京都の歴史1 平安の新京」 昭和54年 1月
- 「京都の歴史2 中世の明暗」 昭和54年 2月
- 「京都の歴史3 近世の胎動」 昭和54年 3月
- 「京都の歴史4 桃山の開花」 昭和54年 6月
- 「京都の歴史5 近世の展開」 昭和54年 7月
- 「京都の歴史6 伝統の定着」 昭和54年 9月
- 「京都の歴史7 維新の激動」 昭和54年10月
- 「京都の歴史8 古都の近代」 昭和55年 1月
- 「京都の歴史9 世界の京都」 昭和55年 2月
- 「京都の歴史10 年表・事典」 昭和55年 3月

- 「史料 京都の歴史1 概説」 平成 3年 3月
- 「史料 京都の歴史2 考古」 昭和58年 3月
- 「史料 京都の歴史3 政治・行政」 昭和54年 1月
- 「史料 京都の歴史4 市街・生業」 昭和56年 1月
- 「史料 京都の歴史5 社会・文化」 昭和59年 3月
- 「史料 京都の歴史6 北区」 平成 5年 1月
- 「史料 京都の歴史7 上京区」 昭和55年 3月
- 「史料 京都の歴史8 左京区」 昭和60年11月
- 「史料 京都の歴史9 中京区」 昭和60年 1月
- 「史料 京都の歴史10 東山区」 昭和62年 3月
- 「史料 京都の歴史11 山科区」 昭和63年 3月
- 「史料 京都の歴史12 下京区」 昭和56年12月
- 「史料 京都の歴史13 南区」 平成 4年 1月
- 「史料 京都の歴史14 右京区」 平成 6年 1月
- 「史料 京都の歴史15 西京区」 平成 6年10月
- 「史料 京都の歴史16 伏見区」 平成 3年 1月

- 「史料 京都の歴史1 概説」 平成 3年 3月
- 「史料 京都の歴史2 考古」 昭和58年 3月
- 「史料 京都の歴史3 政治・行政」 昭和54年 1月
- 「史料 京都の歴史4 市街・生業」 昭和56年 1月
- 「史料 京都の歴史5 社会・文化」 昭和59年 3月
- 「史料 京都の歴史6 北区」 平成 5年 1月
- 「史料 京都の歴史7 上京区」 昭和55年 3月
- 「史料 京都の歴史8 左京区」 昭和60年11月
- 「史料 京都の歴史9 中京区」 昭和60年 1月
- 「史料 京都の歴史10 東山区」 昭和62年 3月
- 「史料 京都の歴史11 山科区」 昭和63年 3月
- 「史料 京都の歴史12 下京区」 昭和56年12月
- 「史料 京都の歴史13 南区」 平成 4年 1月
- 「史料 京都の歴史14 右京区」 平成 6年 1月
- 「史料 京都の歴史15 西京区」 平成 6年10月
- 「史料 京都の歴史16 伏見区」 平成 3年 1月

「京都市政史 第1巻 市政の形成」平成21年3月

「京都市政史 第1巻 市政の形成」平成21年3月

【建造物関連調査報告書】

- 「京都市文化財ブックス 第17集 京の礎」平成15年2月
- 「京都市文化財ブックス 第20集 京の城 洛中・洛外の城郭」平成18年3月
- 「京都市の文化財 第22集」 平成16年 9月
- 「京都市の文化財 第23集」 平成17年11月
- 「京都市の近代化遺産 産業遺産編」 平成17年 7月
- 「京都市の近代化遺産 近代建築編」 平成18年 6月
- 「旧武徳殿主屋修理工事報告書」 昭和62年 3月

【建造物関連調査報告書】

- 「京都市文化財ブックス 第17集 京の礎」平成15年2月
- 「京都市文化財ブックス 第20集 京の城 洛中・洛外の城郭」平成18年3月
- 「京都市の文化財 第22集」 平成16年 9月
- 「京都市の文化財 第23集」 平成17年11月
- 「京都市の近代化遺産 産業遺産編」 平成17年 7月
- 「京都市の近代化遺産 近代建築編」 平成18年 6月

【歴史的町並み関連 調査報告書】

- 「嵯峨野鳥居本町なみ調査報告」 昭和51年 3月
- 「上賀茂町なみ調査報告」 昭和53年 3月
- 「市街地景観整備調査報告書 三条通り烏丸通り」 昭和58年3月

【歴史的町並み関連 調査報告書】

- 「嵯峨野鳥居本町なみ調査報告」 昭和51年 3月
- 「上賀茂町なみ調査報告」 昭和53年 3月
- 「市街地景観整備調査報告書 三条通り烏丸通り」 昭和58年3月
- 「祇園新橋町なみ調査報告」 平成4年3月

新 (P378)	旧 (P358)
<p>新川達郎（同志社大学）、菊池静香（同志社大学） 京都府鴨川条例（仮称）シンポジウム 基調講演 資料 講師 新川達郎（同志社大学大学院 総合政策科学研究科長） 平成18年11月 京都府</p> <p>「京の花街」昭和52年6月，渡会 恵介，大陸書房 「京都 舞子と芸妓の奥座敷」平成13年10月，相原恭子，文芸春秋 「日本の古典芸能2 雅楽 王朝の宮廷芸能」1970年2月， 藝能史研究会 編，平凡社</p> <p>「京都文化の座標」昭和60年10月，林屋辰三郎，人文書院 <u>「琵琶湖疏水」昭和63年3月，京都市上下水道局水道部疏水事務所</u> <u>「公爵山縣有朋傳 下巻」昭和8年2月1日，山縣有朋公記念事業會</u> <u>「植治の庭」平成2年10月，尼崎 博正 編，田畑 みなお 撮影，淡交社</u> <u>「近代京都における住宅の発展に関する考察—吉田神楽岡町を事例として—」</u> <u>1980年，中川等</u> <u>「近代化産業遺産群 続33—近代化産業遺産群が紡ぎ出す先人たちの物語—」</u> <u>平成20年度，経済産業省</u></p> <p>「淀の歴史と文化」1994年9月，西川幸治 編，淀観光協会 「新版 京・伏見歴史の旅」2003年9月 山本眞嗣 著，水野克比古 撮影，山川出版社 『源氏物語』の京都を歩く」2008年12月 山折哲雄 監修，榎野修 著，PHP研究所 発行</p> <p>「歴史の町なみ 京都編」昭和54年6月 保存修景計画研究会 著者代表：西川幸治，日本放送出版協会</p> <p>「新撰 京の魅力 街道を歩く 京への道」2004年4月 文：植條則夫，写真：小笠原敏孝，淡交社</p> <p>「京の野菜 味と育ち」昭和63年11月，林義雄・岩城由子，ナカニシヤ出版 「京都の大路小路」1994年5月，監修：千宗室，森谷尅久，小学館 「京都愛宕山と火伏せの祈り」2006年3月，八木透 編，昭和堂 「京都千年— 四季と風土」昭和59年8月，邦光史郎，講談社出版研究所 「ビジュアル・ワイド 京都の大路小路」2003年7月，監修：森谷尅久，小学館 「新撰 京の魅力 京野菜を楽しむ」2003年2月， 文：上田耕司，写真：星川新一，淡交社</p> <p>「京の伝統野菜と旬野菜」2003年6月， 高嶋四郎 編著，京の伝統野菜保存ミッション 編，トンボ出版</p> <p>「現代にいきづく京の伝統野菜」2006年10月，菊池昌治，誠文堂新光社 「文化的景観（北山杉の林業景観）保存・活用事業報告書」 平成18年2月，文化庁・(財)京都市文化観光資源保護財団 「北山杉の林業景観」：季刊まちづくり11号 平成18年6月 協力：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 (有)クッド研究所／(株)学芸出版社企画・編集</p> <p>「京都の伝統民家と町家」京都府立大教授 大場修 (財)京都市文化観光資源保護財団会報</p> <p>「京都新聞」掲載記事 『京都おもしろ宣言 葵祭3 行列支える』平成19年5月10日記事 『祇園祭・神幸祭』平成20年7月17日記事</p> <p><u>「日出新聞」掲載記事</u> <u>『山縣侯爵別荘の引水鐵管』明治28年8月8日</u></p> <p>「京都名所むかし案内 絵とき「都名所図会」」2008年4月，本渡章，創元社 「彩色みやこ名勝図会」2009年4月，白幡洋三郎，京都新聞出版センター 「建築大辞典」昭和49年，金春国雄 編，彰国社</p>	<p>新川達郎（同志社大学）、菊池静香（同志社大学） 京都府鴨川条例（仮称）シンポジウム 基調講演 資料 講師 新川達郎（同志社大学大学院 総合政策科学研究科長） 平成18年11月 京都府</p> <p>「京の花街」昭和52年6月，渡会 恵介，大陸書房 「京都 舞子と芸妓の奥座敷」平成13年10月，相原恭子，文芸春秋 「日本の古典芸能2 雅楽 王朝の宮廷芸能」1970年2月， 藝能史研究会 編，平凡社</p> <p>「京都文化の座標」昭和60年10月，林屋辰三郎，人文書院</p> <p>「淀の歴史と文化」1994年9月，西川幸治 編，淀観光協会 「新版 京・伏見歴史の旅」2003年9月 山本眞嗣 著，水野克比古 撮影，山川出版社 『源氏物語』の京都を歩く」2008年12月 山折哲雄 監修，榎野修 著，PHP研究所 発行</p> <p>「歴史の町なみ 京都編」昭和54年6月 保存修景計画研究会 著者代表：西川幸治，日本放送出版協会</p> <p>「新撰 京の魅力 街道を歩く 京への道」2004年4月 文：植條則夫，写真：小笠原敏孝，淡交社</p> <p>「京の野菜 味と育ち」昭和63年11月，林義雄・岩城由子，ナカニシヤ出版 「京都の大路小路」1994年5月，監修：千宗室，森谷尅久，小学館 「京都愛宕山と火伏せの祈り」2006年3月，八木透 編，昭和堂 「京都千年— 四季と風土」昭和59年8月，邦光史郎，講談社出版研究所 「ビジュアル・ワイド 京都の大路小路」2003年7月，監修：森谷尅久，小学館 「新撰 京の魅力 京野菜を楽しむ」2003年2月， 文：上田耕司，写真：星川新一，淡交社</p> <p>「京の伝統野菜と旬野菜」2003年6月， 高嶋四郎 編著，京の伝統野菜保存ミッション 編，トンボ出版</p> <p>「現代にいきづく京の伝統野菜」2006年10月，菊池昌治，誠文堂新光社 「文化的景観（北山杉の林業景観）保存・活用事業報告書」 平成18年2月，文化庁・(財)京都市文化観光資源保護財団 「北山杉の林業景観」：季刊まちづくり11号 平成18年6月 協力：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 (有)クッド研究所／(株)学芸出版社企画・編集</p> <p>「京都の伝統民家と町家」京都府立大教授 大場修 (財)京都市文化観光資源保護財団会報</p> <p>「京都新聞」掲載記事 『京都おもしろ宣言 葵祭3 行列支える』平成19年5月10日記事 『祇園祭・神幸祭』平成20年7月17日記事</p> <p>「京都名所むかし案内 絵とき「都名所図会」」2008年4月，本渡章，創元社 「彩色みやこ名勝図会」2009年4月，白幡洋三郎，京都新聞出版センター 「建築大辞典」昭和49年，金春国雄 編，彰国社</p>

新 (P379)

「京都大辞典」昭和59年，佐藤隆研・奈良本辰也・吉田光邦ほか編，淡交社
 「京都市の地名」2001年7月，平凡社
 「日本民俗大辞典 上」平成11年
 福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司 神田より子・中込睦子・渡邊欣雄 編
 吉川弘文館
 「日本民俗大辞典 下」平成12年
 福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司 神田より子・中込睦子・渡邊欣雄 編
 吉川弘文館
 「祭の事典」2006年6月，佐藤和彦 保田博通 編，東京堂出版

【その他 引用・参考URL】

「京都市 観光文化情報システム」
<http://kaiwai.city.kyoto.jp/raku/sight.php>
 「京都市歴史資料館 フィールド・ミュージアム京都」
http://www.city.kyoto.jp/somu/rekishi/fm/_index.html
 「京都市観光協会」 <http://www.kyokanko.or.jp/>
 「かおり風景100選 環境省」
<http://www.env.go.jp/air/kaori/index.htm>
 「京都放送」 <http://www.kbs-kyoto.co.jp/>
 「京都通百科事典」 <http://www.kyototsuu.jp/>
 「鴨川納涼床協同組合」 <http://www.kyoto-yuka.com/>
 「華道総合情報サイト」 <http://saihoumishouryu.jp/>
 「金剛能楽堂」 <http://www.kongou-net.com/>
 「下鴨神社 賀茂御祖神社」 <http://www.shimogamo-jinja.or.jp/>
 「八坂神社」 <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/yasaka/>
 「平安神宮」 <http://www.heianjingu.or.jp/>
 「本願寺」 <http://www.hongwanji.or.jp/>
 「三千院」 <http://www.sanzenin.or.jp/>
 「京町家 net」 <http://www.kyomachiya.net/>
 「おおきに財団」 <http://www.ookinizaidan.com/>
[「財団法人 京都府剣道連盟」 http://kyoto-kenren.or.jp/index.html](http://kyoto-kenren.or.jp/index.html)

【その他 資料提供他】

京都御苑 環境省，京都御苑 国民公園協会，五条坂陶器祭運営協議会，華道家元 池坊，月の桂，葱常，南座，関西電力，柗家，分銅屋足袋，中京郵便局，楽只苑，陶点晴かわさき，洛陽織物，西本願寺，八坂神社，教王護国寺（東寺）

2 図版リスト

図1-1	京都の地形	
図1-2	近畿地方における京都市	出典 京都の景観／京都市
図1-3	土地利用方針図（都市計画マスタープラン）	出典 京都市の都市計画／京都市
図1-4	四行八門制宅地割	出典 平安遷都1200年記念 甦る平安京／京都市
図1-5	平安時代・院政以前の様子	出典 京都の歴史1
図1-6	室町時代の京都	出典 京都の歴史3
図1-7	応仁・文明の大乱後～天正14年（1586）頃の様子	出典 京都の歴史4
図1-8	両側町 概念変遷図	出典 京都の景観／京都市
図1-9	“御土居”に囲まれた京都の町	出典 京都の歴史4

旧 (P359)

「京都大辞典」昭和59年，佐藤隆研・奈良本辰也・吉田光邦ほか編，淡交社
 「京都市の地名」2001年7月，平凡社
 「日本民俗大辞典 上」平成11年
 福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司 神田より子・中込睦子・渡邊欣雄 編
 吉川弘文館
 「日本民俗大辞典 下」平成12年
 福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司 神田より子・中込睦子・渡邊欣雄 編
 吉川弘文館
 「祭の事典」2006年6月，佐藤和彦 保田博通 編，東京堂出版

【その他 引用・参考URL】

「京都市 観光文化情報システム」
<http://kaiwai.city.kyoto.jp/raku/sight.php>
 「京都市歴史資料館 フィールド・ミュージアム京都」
http://www.city.kyoto.jp/somu/rekishi/fm/_index.html
 「京都市観光協会」 <http://www.kyokanko.or.jp/>
 「かおり風景100選 環境省」
<http://www.env.go.jp/air/kaori/index.htm>
 「京都放送」 <http://www.kbs-kyoto.co.jp/>
 「京都通百科事典」 <http://www.kyototsuu.jp/>
 「鴨川納涼床協同組合」 <http://www.kyoto-yuka.com/>
 「華道総合情報サイト」 <http://saihoumishouryu.jp/>
 「金剛能楽堂」 <http://www.kongou-net.com/>
 「下鴨神社 賀茂御祖神社」 <http://www.shimogamo-jinja.or.jp/>
 「八坂神社」 <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/yasaka/>
 「平安神宮」 <http://www.heianjingu.or.jp/>
 「本願寺」 <http://www.hongwanji.or.jp/>
 「三千院」 <http://www.sanzenin.or.jp/>
 「京町家 net」 <http://www.kyomachiya.net/>
 「おおきに財団」 <http://www.ookinizaidan.com/>

【その他 資料提供他】

京都御苑 環境省，京都御苑 国民公園協会，五条坂陶器祭運営協議会，華道家元 池坊，月の桂，葱常，南座，関西電力，柗家，分銅屋足袋，中京郵便局，楽只苑，陶点晴かわさき，洛陽織物，西本願寺，八坂神社，教王護国寺（東寺）

2 図版リスト

図1-1	京都の地形	
図1-2	近畿地方における京都市	出典 京都の景観／京都市
図1-3	土地利用方針図（都市計画マスタープラン）	出典 京都市の都市計画／京都市
図1-4	四行八門制宅地割	出典 平安遷都1200年記念 甦る平安京／京都市
図1-5	平安時代・院政以前の様子	出典 京都の歴史1
図1-6	室町時代の京都	出典 京都の歴史3
図1-7	応仁・文明の大乱後～天正14年（1586）頃の様子	出典 京都の歴史4
図1-8	両側町 概念変遷図	出典 京都の景観／京都市
図1-9	“御土居”に囲まれた京都の町	出典 京都の歴史4

新 (P381)			旧 (P361)		
図2-28	京町家のつくりの例「表家造」	イラスト 谷直樹・増井正哉「まち祇園祭すまい」思文閣出版1994年	図2-28	京町家のつくりの例「表家造」	イラスト 谷直樹・増井正哉「まち祇園祭すまい」思文閣出版1994年
図2-29	京都の町内における家々の間取りと設備	出典 「日本都市史入門Ⅰ空間」高橋康夫・吉田伸之編 東京大学出版会 1989年, 近世京都の町並-文化5年, 指物屋町-小川保	図2-29	京都の町内における家々の間取りと設備	出典 「日本都市史入門Ⅰ空間」高橋康夫・吉田伸之編 東京大学出版会 1989年, 近世京都の町並-文化5年, 指物屋町-小川保
図2-30	三条油小路町西側町並絵巻【部分】	京都府立総合資料館 所蔵	図2-30	三条油小路町西側町並絵巻【部分】	京都府立総合資料館 所蔵
図2-31	京都番組区画図(明治2年正月晦日改正)	作成 京都市学校歴史博物館	図2-31	京都番組区画図(明治2年正月晦日改正)	作成 京都市学校歴史博物館
図2-32	京都御苑・二条城 位置図		図2-32	京都御苑・二条城 位置図	
図2-33	京都御苑		図2-33	京都御苑	
図2-34	二条城		図2-34	二条城	
図2-35	伝統産業を支える地域		図2-35	伝統産業を支える地域	
図2-36	五条坂・やきもののまち		図2-36	五条坂・やきもののまち	
図2-37	西陣		図2-37	西陣	
図2-38	友禅		図2-38	友禅	
図2-39	歴史を刻んだ市場・市		図2-39	歴史を刻んだ市場・市	
図2-40-1	錦市場の位置	出典 「京都歴史アトラス」1994年, 足利健亮 編, 中央公論新社	図2-40-1	錦市場の位置	出典 「京都歴史アトラス」1994年, 足利健亮 編, 中央公論新社
図2-40-2	錦の町並と町家	出典 「京都歴史アトラス」1994年, 足利健亮 編, 中央公論新社	図2-40-2	錦の町並と町家	出典 「京都歴史アトラス」1994年, 足利健亮 編, 中央公論新社
図2-41	弘法さん		図2-41	弘法さん	
図2-42	天神さん		図2-42	天神さん	
図2-43	京都の五花街		図2-43	京都の五花街	
図2-44	上七軒		図2-44	上七軒	
図2-45	上七軒(拡大図)		図2-45	上七軒(拡大図)	
図2-46	上七軒 京都府下遊郭由緒(明治初期)	京都府立総合資料館 所蔵	図2-46	上七軒 京都府下遊郭由緒(明治初期)	京都府立総合資料館 所蔵
図2-47	祇園甲部, 祇園東		図2-47	祇園甲部, 祇園東	
図2-48	宮川町		図2-48	宮川町	
図2-49	先斗町		図2-49	先斗町	
図2-50	文化・芸術のまち京都(具体事例箇所)		図2-50	文化・芸術のまち京都(具体事例箇所)	
図2-51	東遊(八坂神社)		図2-51	東遊(八坂神社)	
図2-52	宗祖降誕会 祝賀能(西本願寺)		図2-52	宗祖降誕会 祝賀能(西本願寺)	
図2-53	京都薪能(平安神宮)		図2-53	京都薪能(平安神宮)	
図2-54	顔見世興行(南座)		図2-54	顔見世興行(南座)	
図2-55	京都の月釜(例)		図2-55	京都の月釜(例)	
図2-56	三千家と藪内家		図2-56	三千家と藪内家	
図2-57	六角堂(頂法寺)と池坊		図2-57	六角堂(頂法寺)と池坊	
図2-58	献花の儀(伏見稲荷大社)		図2-58	献花の儀(伏見稲荷大社)	
図2-59	寺町通		図2-59	寺町通	
図2-60	新門前		図2-60	新門前	
図2-61-1	院政の頃の白河	出典 京都の歴史2 中世の明暗	図2-61	琵琶湖疏水	
図2-61-2	琵琶湖疏水		図2-62	岡崎と疏水	
図2-61-3	琵琶湖疏水と邸宅群				
図2-62	文教施設				

新 (P387)				旧 (P366-367)			
写真 2-90	伏見稲荷献花祭 2	提供	池坊	写真 2-90	伏見稲荷献花祭 2	提供	池坊
写真 2-91	寺町通の店舗	協力	熊谷道具處, 藝林荘	写真 2-91	寺町通の店舗	協力	熊谷道具處, 藝林荘
写真 2-92	新門前の店舗			写真 2-92	新門前の店舗		
写真 2-93	琵琶湖疏水	出典	京都の景観/京都市	写真 2-93	琵琶湖疏水	出典	京都の景観/京都市
写真 2-94	蹴上発電所 (非公開)	出典 協力	京都の景観/京都市 関西電力株式会社	写真 2-94	蹴上発電所 (非公開)	出典 協力	京都の景観/京都市 関西電力株式会社
写真 2-95	<u>哲学の道</u>			写真 2-95	<u>南禅寺舟溜り</u>		
写真 2-96	南禅寺水路閣			写真 2-96	南禅寺水路閣		
写真 2-97-1	京都市美術館 庭園			写真 2-97	京都市美術館 庭園		
写真 2-97-2	<u>邸宅の町並み</u>			写真 2-98	京都薪能		
写真 2-97-3	<u>名勝 無鄰庵庭園</u>			写真 2-99	時代祭 (平安神宮前)		
写真 2-97-4	<u>春に行われる芽摘み (名勝無鄰庵庭園)</u>			写真 2-100	大鳥居		
写真 2-98	京都薪能			写真 2-101	京都市美術館		
写真 2-99	時代祭 (平安神宮前)			写真 2-102	京都会館		
写真 2-100	大鳥居			写真 2-103	画廊と鳥居		
写真 2-101-1	京都市美術館			写真 2-104	三条通		
写真 2-101-2	<u>旧武徳殿</u>			写真 2-105	分銅屋足袋	協力	分銅屋足袋
写真 2-101-3	<u>旧武徳殿での演武大会の様子 1</u>	協力	京都府剣道連盟	写真 2-106	柊家旅館	協力	柊家旅館
写真 2-101-4	<u>旧武徳殿での演武大会の様子 2</u>	提供	京都府剣道連盟	写真 2-107	旧日本銀行京都支店	提供	京都府京都文化博物館
写真 2-102-1	京都会館			写真 2-108	中京郵便局	協力	中京郵便局
写真 2-102-2	<u>京都市動物園</u>			写真 2-109	淀城跡の石垣	出典	京都の景観/京都市
写真 2-102-3	<u>京都大学本部構内正門・時計台</u>	提供	京都大学	写真 2-110	酒蔵の町並み		
写真 2-103-1	画廊と鳥居			写真 2-111	十石舟	出典	京都の景観/京都市
写真 2-103-2	<u>良好な住宅群 (谷川住宅群)</u>			写真 2-112	西山から大沢の池, 広沢の池		
写真 2-104	三条通			写真 2-113	嵯峨野の風景		
写真 2-105	分銅屋足袋	協力	分銅屋足袋	写真 2-114	大沢の池 大覚寺	出典 協力	源氏物語フォト CD 大覚寺
写真 2-106	柊家旅館	協力	柊家旅館	写真 2-115	大堰川 渡月橋	出典	京都の景観/京都市
写真 2-107	旧日本銀行京都支店	提供	京都府京都文化博物館	写真 2-116	嵯峨野の土産物店		
写真 2-108	中京郵便局	協力	中京郵便局	写真 2-117	鞍馬の町並みと自然		
写真 2-109	淀城跡の石垣	出典	京都の景観/京都市	写真 2-118	貴船の納涼床		
写真 2-110	酒蔵の町並み			写真 2-119	大原の町並み		
写真 2-111	十石舟	出典	京都の景観/京都市	写真 2-120	しそ畑	出典	源氏物語フォト CD
写真 2-112	西山から大沢の池, 広沢の池			写真 2-121	八瀬の町並み		
写真 2-113	嵯峨野の風景			写真 2-122	伏見稲荷 参道		
写真 2-114	大沢の池 大覚寺	出典 協力	源氏物語フォト CD 大覚寺	写真 2-123	檜原の町並み	出典	京都の景観/京都市
写真 2-115	大堰川 渡月橋	出典	京都の景観/京都市	写真 2-124	嵯峨鳥居本の町並み	出典	京都の景観/京都市
写真 2-116	嵯峨野の土産物店			写真 2-125	鳥羽街道と増田徳兵衛商店	協力	増田徳兵衛商店
写真 2-117	鞍馬の町並みと自然			写真 2-126	山の風景		
写真 2-118	貴船の納涼床						
写真 2-119	大原の町並み						
写真 2-120	しそ畑	出典	源氏物語フォト CD				
写真 2-121	八瀬の町並み						
写真 2-122	伏見稲荷 参道						
写真 2-123	檜原の町並み	出典	京都の景観/京都市				
写真 2-124	嵯峨鳥居本の町並み	出典	京都の景観/京都市				
写真 2-125	鳥羽街道と増田徳兵衛商店	協力	増田徳兵衛商店				
写真 2-126	山の風景						

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P389)			旧 (P368-369)		
写真 7-1-2	周辺道路 (道路修景整備事業)		写真 7-1-2	周辺道路 (道路修景整備事業)	
写真 7-2	小川通 (道路修景整備事業)		写真 7-2	小川通 (道路修景整備事業)	
写真 7-3	三条周辺地区 (道路修景整備事業)		写真 7-3	三条周辺地区 (道路修景整備事業)	
写真 7-4	清水周辺地区 (道路修景整備事業)		写真 7-4	清水周辺地区 (道路修景整備事業)	
写真 7-5	観光案内標識		写真 7-5	観光案内標識	
写真 7-6	歩いて楽しいまちなか戦略		写真 7-6	歩いて楽しいまちなか戦略	
写真 7-7	御菌橋 1		写真 7-7	御菌橋 1	
写真 7-8	御菌橋 2		写真 7-8	御菌橋 2	
写真 7-9	防災水利整備事業 1		写真 7-9	防災水利整備事業 1	
写真 7-10	防災水利整備事業 2		写真 7-10	防災水利整備事業 2	
写真 7-11	淀城跡公園 1		写真 7-11	淀城跡公園 1	
写真 7-12	淀城跡公園 2		写真 7-12	淀城跡公園 2	
写真 7-13	二条城 (歴史的建造物の保存・再生事業)		写真 7-13	二条城 (歴史的建造物の保存・再生事業)	
写真 7-14-1	岩倉具視幽棲旧宅 (歴史的建造物の保存・再生事業)		写真 7-14	岩倉具視幽棲旧宅 (歴史的建造物の保存・再生事業)	
写真 7-14-2	名勝無鄰庵庭園		写真 7-15	杉本家住宅 (京都市指定文化財)	
写真 7-15	長江家住宅 (京都市指定文化財)		写真 7-16	黄桜酒蔵	
写真 7-16	黄桜酒蔵		写真 7-17	吉田宗兵衛邸	
写真 7-17	吉田宗兵衛邸		写真 7-18	鳥彌三	
写真 7-18	鳥彌三		写真 7-19	佐々木邸	
写真 7-19	佐々木邸		写真 7-20	上七軒歌舞練場	
写真 7-20	上七軒歌舞練場		写真 7-21	月桂冠旧本社	
写真 7-21	月桂冠旧本社		写真 7-22	山中油店	
写真 7-22	山中油店		写真 7-23	胡乱座	
写真 7-23	胡乱座		写真 7-24	京町家まちづくり調査 1	
写真 7-24-1	京都会館		写真 7-25	京町家まちづくり調査 2	
写真 7-24-2	京都会館		写真 7-26	歴史的風土保存地区 空撮	
写真 7-25-1	京町家まちづくり調査 1		写真 7-27	屋外広告物の簡易除却	
写真 7-25-2	京町家まちづくり調査 2		写真 7-28	伝統産業の日	
写真 7-26	歴史的風土保存地区 空撮		写真 7-29	京都市伝統産業ふれあい館	
写真 7-27	屋外広告物の簡易除却		写真 7-30	五感で感じる和の文化事業	撮影：大島拓也
写真 7-28	伝統産業の日		写真 7-31	市民狂言会	撮影：清水俊洋
写真 7-29	京都市伝統産業ふれあい館		写真 7-32	伝統文化体験総合推進事業 1	
写真 7-30	五感で感じる和の文化事業	撮影：大島拓也	写真 7-33	伝統文化体験総合推進事業 2	
写真 7-31	市民狂言会	撮影：清水俊洋	写真 7-34	東山区ふれあい文化鑑賞会 1	
写真 7-32	伝統文化体験総合推進事業 1		写真 7-35	東山区ふれあい文化鑑賞会 2	
写真 7-33	伝統文化体験総合推進事業 2				
写真 7-34	東山区ふれあい文化鑑賞会 1				
写真 7-35	東山区ふれあい文化鑑賞会 2				

新(別表-11)

	種別	名称	所在地	告示年月日
123	重要文化財	二条城二之丸:東大手門[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:東南隅櫓[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:東南隅櫓北方多門塀	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:桃山門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:南中仕切門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北大手門[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北中仕切門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北方多門塀	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:鳴子門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城本丸:御殿玄関	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿御書院	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿御常御殿	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿台所及び雁之間	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:櫓門[附 袖塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
124	重要文化財	梅小路機関車庫	下京区観喜寺町	平 16.12.10
127	重要文化財	八坂神社石鳥居[石造明神鳥居]	東山区祇園町北側	大 2.4.14
	重要文化財	八坂神社本殿	東山区祇園町北側	明 44.4.17
	重要文化財	八坂神社末社蛭子社社殿	東山区祇園町北側	明 44.4.17
	重要文化財	八坂神社楼門	東山区祇園町北側	明 41.4.23
128	重要文化財	表千家祖堂	上京区小川通寺之内上る本法寺前町 597	昭 51.5.20
132	重要文化財	伏見稲荷大社御茶屋	伏見区深草藪ノ内町	昭 2.4.25
	重要文化財	伏見稲荷大社本殿	伏見区深草藪ノ内町	明 42.4.5
133	重要文化財	福王子神社鳥居[石造明神鳥居]	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
	重要文化財	福王子神社拝殿	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
	重要文化財	福王子神社本殿[附 棟札 1 枚・石燈籠 2 基]	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
135	重要文化財	平野神社本殿[第一・二殿/附 棟札 2 枚]	北区平野宮本町	大 11.4.13
	重要文化財	平野神社本殿[第三・四殿]	北区平野宮本町	大 11.4.13
136	重要文化財	報土寺表門	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町	昭 60.5.18
	重要文化財	報土寺本堂[附 棟札 1 枚]	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町	昭 60.5.18
137	重要文化財	宝篋印塔(鶴の塔)[石造宝篋印塔]	上京区御車道清和院口上る梶井町 448-4	昭 36.6.7
138	重要文化財	峰定寺仁王門[附 棟札 8 枚]	左京区花背原地町	明 37.2.18
	重要文化財	峰定寺本堂及び供水所[附 棟札 7 枚]	左京区花背原地町	明 37.2.18

旧(別表-11)

	種別	名称	所在地	告示年月日
123	重要文化財	二条城二之丸:東大手門[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:東南隅櫓[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:東南隅櫓北方多門塀	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:桃山門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:南中仕切門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北大手門[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北中仕切門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北方多門塀	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:鳴子門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城本丸:御殿玄関	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿御書院	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿御常御殿	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿台所及び雁之間	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:櫓門[附 袖塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
124	重要文化財	梅小路機関車庫	下京区観喜寺町	平 16.12.10
127	重要文化財	八坂神社石鳥居[石造明神鳥居]	東山区祇園町北側	大 2.4.14
	重要文化財	八坂神社本殿	東山区祇園町北側	明 44.4.17
	重要文化財	八坂神社末社蛭子社社殿	東山区祇園町北側	明 44.4.17
	重要文化財	八坂神社楼門	東山区祇園町北側	明 41.4.23
128	重要文化財	表千家祖堂	上京区小川通寺之内上る本法寺前町 597	昭 51.5.20
132	重要文化財	伏見稲荷大社御茶屋	伏見区深草藪ノ内町	昭 2.4.25
	重要文化財	伏見稲荷大社本殿	伏見区深草藪ノ内町	明 42.4.5
133	重要文化財	福王子神社鳥居[石造明神鳥居]	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
	重要文化財	福王子神社拝殿	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
	重要文化財	福王子神社本殿[附 棟札 1 枚・石燈籠 2 基]	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
135	重要文化財	平野神社本殿[第一・二殿/附 棟札 2 枚]	北区平野宮本町	大 11.4.13
	重要文化財	平野神社本殿[第三・四殿]	北区平野宮本町	大 11.4.13
136	重要文化財	報土寺表門	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町	昭 60.5.18
	重要文化財	報土寺本堂[附 棟札 1 枚]	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町	昭 60.5.18
137	重要文化財	宝篋印塔(鶴の塔)[石造宝篋印塔]	上京区御車道清和院口上る梶井町 448-4	昭 36.6.7
138	重要文化財	峰定寺仁王門[附 棟札 8 枚]	左京区花背原地町	明 37.2.18
	重要文化財	峰定寺本堂及び供水所[附 棟札 7 枚]	左京区花背原地町	明 37.2.18

新(別表-15)

	種別	名称	所在地	告示年月日
164	重要文化財	曼殊院庫裏	左京区一乗寺竹ノ内町	昭 51.5.20
	重要文化財	曼殊院書院[附 茶室 1 棟]	左京区一乗寺竹ノ内町	昭 12.7.29
	重要文化財	曼殊院本堂[附 廊下 1 棟]	左京区一乗寺竹ノ内町	昭 12.7.29
167	重要文化財	真珠庵庫裏	北区紫野大徳寺町	昭 37.6.21
	重要文化財	真珠庵通仙院[附 廊下 1 棟]	北区紫野大徳寺町	明 33.4.7
	重要文化財	真珠庵本堂[附 玄関 1 棟・表門 1 棟・東門 1 棟]	北区紫野大徳寺町	明 33.4.7
168	重要文化財	真正極樂寺本堂[附 真如堂瓦方之帳 1 冊]	左京区浄土寺真如町	昭 61.5.24
169	重要文化財	聚光院茶室	北区紫野大徳寺町	昭 16.5.4
	重要文化財	聚光院本堂[附 玄関 1 棟]	北区紫野大徳寺町	昭 49.5.21
171	重要文化財	靈雲院書院	右京区花園妙心寺町	明 39.4.14
<u>172</u>	<u>重要文化財</u>	<u>杉本家住宅主屋[附 棟札 1 枚, 御本宅積り書 1 冊]</u>	<u>下京区綾小路通新町西入矢田町 116</u>	<u>平 22.6.29</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>杉本家住宅大蔵</u>	<u>下京区綾小路通新町西入矢田町 116</u>	<u>平 22.6.29</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>杉本家住宅隅蔵</u>	<u>下京区綾小路通新町西入矢田町 116</u>	<u>平 22.6.29</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>杉本家住宅中蔵</u>	<u>下京区綾小路通新町西入矢田町 116</u>	<u>平 22.6.29</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>杉本家住宅[附 旧米蔵, 旧漬物小屋, 高堀]</u>	<u>下京区綾小路通新町西入矢田町 116</u>	<u>平 22.6.29</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>杉本家住宅(宅地)</u>	<u>下京区綾小路通新町西入矢田町 116</u>	<u>平 22.6.29</u>
<u>173</u>	<u>重要文化財</u>	<u>清流亭主屋</u>	<u>左京区南禅寺下河原町 43-5</u>	<u>平 22.6.29</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>清流亭寄付</u>	<u>左京区南禅寺下河原町 43-5</u>	<u>平 22.6.29</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>清流亭立礼席</u>	<u>左京区南禅寺下河原町 43-5</u>	<u>平 22.6.29</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>清流亭[附 正門, 裏門]</u>	<u>左京区南禅寺下河原町 43-5</u>	<u>平 22.6.29</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>清流亭(宅地)</u>	<u>左京区南禅寺下河原町 43-5</u>	<u>平 22.6.29</u>
<u>174</u>	<u>重要文化財</u>	<u>平安神宮大極殿</u>	<u>左京区岡崎西天王町</u>	<u>平 22.12.24</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>平安神宮東西歩廊(2棟)</u>	<u>左京区岡崎西天王町</u>	<u>平 22.12.24</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>平安神宮蒼龍楼</u>	<u>左京区岡崎西天王町</u>	<u>平 22.12.24</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>平安神宮白虎楼</u>	<u>左京区岡崎西天王町</u>	<u>平 22.12.24</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>平安神宮應天門</u>	<u>左京区岡崎西天王町</u>	<u>平 22.12.24</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>平安神宮[附龍尾壇石段及び石積, 彩色図面]</u>	<u>左京区岡崎西天王町</u>	<u>平 22.12.24</u>

旧(別表-15)

	種別	名称	所在地	告示年月日
164	重要文化財	曼殊院庫裏	左京区一乗寺竹ノ内町	昭 51.5.20
	重要文化財	曼殊院書院[附 茶室 1 棟]	左京区一乗寺竹ノ内町	昭 12.7.29
	重要文化財	曼殊院本堂[附 廊下 1 棟]	左京区一乗寺竹ノ内町	昭 12.7.29
167	重要文化財	真珠庵庫裏	北区紫野大徳寺町	昭 37.6.21
	重要文化財	真珠庵通仙院[附 廊下 1 棟]	北区紫野大徳寺町	明 33.4.7
	重要文化財	真珠庵本堂[附 玄関 1 棟・表門 1 棟・東門 1 棟]	北区紫野大徳寺町	明 33.4.7
168	重要文化財	真正極樂寺本堂[附 真如堂瓦方之帳 1 冊]	左京区浄土寺真如町	昭 61.5.24
169	重要文化財	聚光院茶室	北区紫野大徳寺町	昭 16.5.4
	重要文化財	聚光院本堂[附 玄関 1 棟]	北区紫野大徳寺町	昭 49.5.21
171	重要文化財	靈雲院書院	右京区花園妙心寺町	明 39.4.14

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新(別表-16)

別表1 京都市の重要文化財等の一覧(国指定史跡・名勝・天然記念物)

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	史跡	伊藤仁斎宅(古義堂)跡ならびに書庫	上京区東堀川通出水下る四丁目	大 11.3.8
2	名勝	円山公園	東山区河原町通八坂鳥居前下る下河原町	昭 6.10.21
3	名勝	円通寺庭園	左京区岩倉旗枝町	昭 29.3.20
4	名勝	燕庵庭園	下京区西洞院通北小路上る鍛冶屋町	昭 32.6.12
5	史跡	荷田春満旧宅	伏見区深草藪之内町	大 11.3.8
6	史跡	賀茂御祖神社境内	左京区下鴨泉川町	昭 58.3.29
7	史跡	賀茂別雷神社境内	北区上賀茂本山, 上賀茂神山, 上賀茂御園口町	平 5.9.22
8	史跡	檜原廃寺跡	西京区檜原内垣外町	昭 46.3.1 平 10.12.8
9	史跡	岩倉具視幽棲旧宅	左京区岩倉上蔵町	昭 7.3.25
10	名勝	旧円徳院庭園	東山区下河原高台寺門前下河原町	昭 51.1.21
11	史跡	旧二条離宮(二条城)	中京区二条通堀川西入二条城町	昭 14.11.30
12	史跡	教王護国寺境内	南区九条町	昭 9.3.13
13	名勝・史跡	玉鳳院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
14	特別名勝	金地院庭園	左京区南禅寺福地町	昭 18.2.19 昭 29.3.20
15	史跡	栗栖野瓦窯跡	左京区岩倉旗枝町	昭 9.1.22
16	名勝, 史跡	桂春院庭園	右京区花園寺ノ中町	昭 6.7.31
17	史跡, 名勝	孤蓬庵庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9
18	史跡	御土居	北区, 上京区, 中京区	昭 5.7.8 昭 40.10.27
19	史跡	高山寺境内	右京区梅ヶ畑ノ尾町	昭 41.2.23
20	史跡	高瀬川一之船入	中京区木屋町通二条下る西側一之船入町	昭 9.1.22
21	史跡, 名勝	高台寺庭園	東山区下河原町通八坂鳥居前下河原町	昭 2.6.14

旧(別表-16)

別表1 京都市の重要文化財等の一覧(国指定史跡・名勝・天然記念物)

	種別	名称	所在地	告示年月日
172	史跡	伊藤仁斎宅(古義堂)跡ならびに書庫	上京区東堀川通出水下る四丁目	大 11.3.8
173	名勝	円山公園	東山区河原町通八坂鳥居前下る下河原町	昭 6.10.21
174	名勝	円通寺庭園	左京区岩倉旗枝町	昭 29.3.20
175	名勝	燕庵庭園	下京区西洞院通北小路上る鍛冶屋町	昭 32.6.12
176	史跡	荷田春満旧宅	伏見区深草藪之内町	大 11.3.8
177	史跡	賀茂御祖神社境内	左京区下鴨泉川町	昭 58.3.29
178	史跡	賀茂別雷神社境内	北区上賀茂本山, 上賀茂神山, 上賀茂御園口町	平 5.9.22
180	史跡	檜原廃寺跡	西京区檜原内垣外町	昭 46.3.1 平 10.12.8
181	史跡	岩倉具視幽棲旧宅	左京区岩倉上蔵町	昭 7.3.25
183	名勝	旧円徳院庭園	東山区下河原高台寺門前下河原町	昭 51.1.21
184	史跡	旧二条離宮(二条城)	中京区二条通堀川西入二条城町	昭 14.11.30
186	史跡	教王護国寺境内	南区九条町	昭 9.3.13
187	名勝・史跡	玉鳳院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
189	特別名勝	金地院庭園	左京区南禅寺福地町	昭 18.2.19 昭 29.3.20
190	史跡	栗栖野瓦窯跡	左京区岩倉旗枝町	昭 9.1.22
192	名勝, 史跡	桂春院庭園	右京区花園寺ノ中町	昭 6.7.31
193	史跡, 名勝	孤蓬庵庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9
194	史跡	御土居	北区, 上京区, 中京区	昭 5.7.8 昭 40.10.27
195	史跡	高山寺境内	右京区梅ヶ畑ノ尾町	昭 41.2.23
196	史跡	高瀬川一之船入	中京区木屋町通二条下る西側一之船入町	昭 9.1.22
197	史跡, 名勝	高台寺庭園	東山区下河原町通八坂鳥居前下河原町	昭 2.6.14

【参考】 文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新(別表-17)

	種別	名称	所在地	告示年月日
22	名勝	今日庵(裏千家)庭園	上京区小川通寺之内上る本法寺前町	昭 32.7.10
23	史跡	山科本願寺南殿跡附山科本願寺土壘跡	山科区音羽伊勢宿町, 西野様子見町, 西野阿芸沢町, 西野大手大手先町	平 14.12.19
24	史跡	詩仙堂	左京一乗寺門口町, 一乗寺小谷町, 一乗寺松原町	昭 3.3.28
25	特別史跡 特別名勝	慈照寺(銀閣寺)庭園	左京区銀閣寺町	大 14.10.8 昭 27.10.11
26	史跡	慈照寺(銀閣寺)旧境内	左京区銀閣寺町	昭 6.2.20 昭 9.1.11
27	特別史跡, 特別名勝	鹿苑寺(金閣寺)庭園	北区金閣寺町	大 14.10.8 昭 27.10.11 昭 31.7.19
28	史跡	蛇塚古墳	右京区太秦面影町	昭 52.5.4
29	名勝	涉成園	下京区下数珠屋町通間之町東入東玉水町	昭 11.12.16
30	史跡, 名勝	真珠庵庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9
31	史跡	神泉苑	中京区御池通神泉苑東入門前町	昭 10.12.24
32	史跡	仁和寺御所跡	右京区御室大内	昭 13.8.8
33	史跡	随心院境内	山科区小野御霊町	昭 41.6.21
34	名勝	成就院庭園	東山区清水一丁目	昭 18.2.19
35	名勝	清風荘庭園	左京区田中関田町	昭 26.6.9
36	史跡	聖護院旧仮皇居	左京区聖護院中町	昭 10.12.24
37	史跡	西寺跡	南区唐橋西寺町	大 10.3.3 昭 41.3.22
38	史跡, 特別 名勝	西芳寺庭園	西京区松尾神ヶ谷町	大 12.3.7 昭 27.3.29
39	史跡	青蓮院旧仮御所	東山区粟田口三条坊町	昭 17.3.7
40	史跡	石川丈山墓	左京区一乗寺松原町	昭 3.1.18
41	史跡	船岡山	北区紫野北舟岡町	昭 43.2.15
42	名勝, 史跡	退蔵院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31

旧(別表-17)

	種別	名称	所在地	告示年月日
199	名勝	今日庵(裏千家)庭園	上京区小川通寺之内上る本法寺前町	昭 32.7.10
201	史跡	山科本願寺南殿跡附山科本願寺土壘跡	山科区音羽伊勢宿町, 西野様子見町, 西野阿芸沢町, 西野大手大手先町	平 14.12.19
204	史跡	詩仙堂	左京一乗寺門口町, 一乗寺小谷町, 一乗寺松原町	昭 3.3.28
205	特別史跡 特別名勝	慈照寺(銀閣寺)庭園	左京区銀閣寺町	大 14.10.8 昭 27.10.11
205	史跡	慈照寺(銀閣寺)旧境内	左京区銀閣寺町	昭 6.2.20 昭 9.1.11
206	特別史跡, 特別名勝	鹿苑寺(金閣寺)庭園	北区金閣寺町	大 14.10.8 昭 27.10.11 昭 31.7.19
208	史跡	蛇塚古墳	右京区太秦面影町	昭 52.5.4
211	名勝	涉成園	下京区下数珠屋町通間之町東入東玉水町	昭 11.12.16
215	史跡, 名勝	真珠庵庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9
216	史跡	神泉苑	中京区御池通神泉苑東入門前町	昭 10.12.24
218	史跡	仁和寺御所跡	右京区御室大内	昭 13.8.8
219	史跡	随心院境内	山科区小野御霊町	昭 41.6.21
220	名勝	成就院庭園	東山区清水一丁目	昭 18.2.19
222	名勝	清風荘庭園	左京区田中関田町	昭 26.6.9
223	史跡	聖護院旧仮皇居	左京区聖護院中町	昭 10.12.24
225	史跡	西寺跡	南区唐橋西寺町	大 10.3.3 昭 41.3.22
226	史跡, 特別 名勝	西芳寺庭園	西京区松尾神ヶ谷町	大 12.3.7 昭 27.3.29
227	史跡	青蓮院旧仮御所	東山区粟田口三条坊町	昭 17.3.7
228	史跡	石川丈山墓	左京区一乗寺松原町	昭 3.1.18
231	史跡	船岡山	北区紫野北舟岡町	昭 43.2.15
232	名勝, 史跡	退蔵院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31

新(別表-18)

	種別	名称	所在地	告示年月日
43	史跡	大覚寺御所跡	右京区嵯峨大沢町, 北嵯峨名古曾町, 嵯峨大覚寺門前登り町	昭 13.8.8
44	史跡, 特別名勝	大仙院書院庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9 昭 27.3.29
45	名勝	大仙院庭園	北区紫野大徳寺町	昭 30.2.3
46	名勝	大沢池附名古曾滝跡	右京区嵯峨大沢町, 北嵯峨八丈町, 北嵯峨名古曾町	大 11.3.8
47	史跡, 特別名勝	大徳寺方丈庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9 昭 27.3.29
48	史跡	醍醐寺境内	伏見区醍醐東大路町, 伽藍町ほか	昭 42.12.27 昭 58.3.28 平 17.7.14
49	特別史跡 特別名勝	醍醐寺三宝院庭園	伏見区醍醐東大路町	昭 2.6.14 昭 27.3.29
50	名勝	智積院庭園	東山区塩小路大和大路東入瓦町	昭 20.2.22
51	史跡	鳥羽殿跡	伏見区中島御所ノ内町ほか	昭 53.7.17
52	名勝	滴翠園	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 33.6.12
53	史跡	天皇の杜古墳	西京区御陵塚ヶ越町	大 11.3.8
54	史跡	天塚古墳	右京区太秦松本町	昭 53.3.3
55	史跡, 特別名勝	天龍寺庭園	右京区嵯峨天竜寺芒ノ馬場町	大 12.3.7 昭和 30.5.30
56	名勝, 史跡	東海庵書院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
57	史跡, 名勝	南禅院庭園	左京区南禅寺福地町	大 12.3.7
58	史跡	南禅寺境内	左京区南禅寺風呂山町, 草川町, 福地町	平 17.1.28
59	名勝	南禅寺方丈庭園	左京区南禅寺福地町	昭 26.6.9
60	特別名勝	二条城二之丸庭園	中京区二条通堀川西入二条城町	昭 14.11.30 昭 28.3.31

旧(別表-18)

	種別	名称	所在地	告示年月日
233	史跡	大覚寺御所跡	右京区嵯峨大沢町, 北嵯峨名古曾町, 嵯峨大覚寺門前登り町	昭 13.8.8
236	史跡, 特別名勝	大仙院書院庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9 昭 27.3.29
236	名勝	大仙院庭園	北区紫野大徳寺町	昭 30.2.3
237	名勝	大沢池附名古曾滝跡	右京区嵯峨大沢町, 北嵯峨八丈町, 北嵯峨名古曾町	大 11.3.8
238	史跡, 特別名勝	大徳寺方丈庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9 昭 27.3.29
239	史跡	醍醐寺境内	伏見区醍醐東大路町, 伽藍町ほか	昭 42.12.27 昭 58.3.28 平 17.7.14
239	特別史跡 特別名勝	醍醐寺三宝院庭園	伏見区醍醐東大路町	昭 2.6.14 昭 27.3.29
242	名勝	智積院庭園	東山区塩小路大和大路東入瓦町	昭 20.2.22
245	史跡	鳥羽殿跡	伏見区中島御所ノ内町ほか	昭 53.7.17
247	名勝	滴翠園	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 33.6.12
248	史跡	天皇の杜古墳	西京区御陵塚ヶ越町	大 11.3.8
249	史跡	天塚古墳	右京区太秦松本町	昭 53.3.3
250	史跡, 特別名勝	天龍寺庭園	右京区嵯峨天竜寺芒ノ馬場町	大 12.3.7 昭和 30.5.30
251	名勝, 史跡	東海庵書院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
252	史跡, 名勝	南禅院庭園	左京区南禅寺福地町	大 12.3.7
253	史跡	南禅寺境内	左京区南禅寺風呂山町, 草川町, 福地町	平 17.1.28
253	名勝	南禅寺方丈庭園	左京区南禅寺福地町	昭 26.6.9
254	特別名勝	二条城二之丸庭園	中京区二条通堀川西入二条城町	昭 14.11.30 昭 28.3.31

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新(別表-19)

	種別	名称	所在地	告示年月日
61	名勝	白沙村莊庭園	左京区浄土寺石橋町	平 15.8.27
62	名勝	不審庵(表千家)庭園	上京区小川通寺之内上る本法寺前町	昭 32.7.10
63	史跡	平安宮跡内裏跡・豊楽殿跡	上京区下立売通千本東入田中町, 中京区聚楽廻西町	昭 54.12.22 平 2.2.22
64	名勝	平安神宮神苑	左京区聖護院円頓美町, 岡崎最勝寺町, 岡崎入江町, 岡崎西天王町	昭 50.12.10
65	史跡	方広寺石塁および石塔	東山区茶屋町	昭 44.4.12 昭 52.2.26
66	特別名勝	法金剛院青女滝附五位山	右京区花園扇野町	昭 46.5.27 昭 62.3.4
67	特別名勝, 史跡	本願寺大書院庭園	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 9.12.28 昭 30.3.24
68	史跡	本願寺境内	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 6.3.23
69	名勝	本法寺庭園	上京区小川通寺之内上る本法寺前町	昭 61.6.16
70	史跡	妙心寺境内	右京区花園妙心寺町, 花園寺ノ中町, 花園大藪町	昭 44.10.29
71	名勝, 史跡	妙心寺庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
72	名勝	無鄰庵庭園	左京区南禅寺草川町	昭 26.6.9
73	史跡	頼山陽書斎(山紫水明処)	上京区東三本木通丸太町上る南町	大 11.3.8
74	名勝	龍安寺庭園	右京区竜安寺御陵ノ下町	昭 30.2.3
75	史跡, 特別名勝	龍安寺方丈庭園	右京区竜安寺御陵ノ下町	大 13.12.9 昭 29.3.20
76	名勝	靈雲院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
77	名勝	靈洞院庭園	東山区大和大路四条下る四丁目小松町	昭 52.6.1
78	名勝	雙ヶ岡	右京区御室双岡町	昭 16.11.13

旧(別表-19)

	種別	名称	所在地	告示年月日
256	名勝	白沙村莊庭園	左京区浄土寺石橋町	平 15.8.27
261	名勝	不審庵(表千家)庭園	上京区小川通寺之内上る本法寺前町	昭 32.7.10
262	史跡	平安宮跡内裏跡・豊楽殿跡	上京区下立売通千本東入田中町, 中京区聚楽廻西町	昭 54.12.22 平 2.2.22
263	名勝	平安神宮神苑	左京区聖護院円頓美町, 岡崎最勝寺町, 岡崎入江町, 岡崎西天王町	昭 50.12.10
266	史跡	方広寺石塁および石塔	東山区茶屋町	昭 44.4.12 昭 52.2.26
267	特別名勝	法金剛院青女滝附五位山	右京区花園扇野町	昭 46.5.27 昭 62.3.4
268	特別名勝, 史跡	本願寺大書院庭園	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 9.12.28 昭 30.3.24
268	史跡	本願寺境内	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 6.3.23
269	名勝	本法寺庭園	上京区小川通寺之内上る本法寺前町	昭 61.6.16
270	史跡	妙心寺境内	右京区花園妙心寺町, 花園寺ノ中町, 花園大藪町	昭 44.10.29
270	名勝, 史跡	妙心寺庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
271	名勝	無鄰庵庭園	左京区南禅寺草川町	昭 26.6.9
272	史跡	頼山陽書斎(山紫水明処)	上京区東三本木通丸太町上る南町	大 11.3.8
273	名勝	龍安寺庭園	右京区竜安寺御陵ノ下町	昭 30.2.3
274	史跡, 特別名勝	龍安寺方丈庭園	右京区竜安寺御陵ノ下町	大 13.12.9 昭 29.3.20
275	名勝	靈雲院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
276	名勝	靈洞院庭園	東山区大和大路四条下る四丁目小松町	昭 52.6.1
277	名勝	雙ヶ岡	右京区御室双岡町	昭 16.11.13

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新(別表-20)

	種別	名称	所在地	告示年月日
79	名勝	曼殊院書院庭園	左京区一乗寺竹之内町	昭 29. 3.20
80	名勝	對龍山莊庭園	左京区南禪寺福地町	昭 63.12.24
81	名勝	聚光院庭園	北区紫野大徳寺町	昭 33.6.12
82	史跡, 名勝	嵐山	右京区嵯峨, 西京区嵐山	昭 2.4.8 昭 3.2.21 昭 9.1.11
83	天然記念物	深泥池生物群集	北区上賀茂深泥池町	昭 2.6.14 昭 10.2.4
84	天然記念物	大田ノ沢のカキツバタ群落	北区上賀茂本山	昭 14.9.7
85	天然記念物	東山洪積世植物遺体包含層	東山区今熊野南日吉町	昭 18.2.19
86	名勝	御室(サクラ)	右京区御室大内	大 13.12.9
87	天然記念物	常照寺の九重ザクラ	右京区京北井戸町	昭 13.8.8
88	天然記念物	清滝川のゲンジボタル及びその生息地	右京区清滝川	昭 54.2.14
89	天然記念物	遊龍松	西京区大原野小塩町	昭 7. 4.19
90	名勝	杉本氏庭園	下京区綾小路通新町西入矢田町 116	

旧(別表-20)

	種別	名称	所在地	告示年月日
278	名勝	曼殊院書院庭園	左京区一乗寺竹之内町	昭 29. 3.20
279	名勝	對龍山莊庭園	左京区南禪寺福地町	昭 63.12.24
280	名勝	聚光院庭園	北区紫野大徳寺町	昭 33.6.12
281	史跡, 名勝	嵐山	右京区嵯峨, 西京区嵐山	昭 2.4.8 昭 3.2.21 昭 9.1.11
282	天然記念物	深泥池生物群集	北区上賀茂深泥池町	昭 2.6.14 昭 10.2.4
283	天然記念物	大田ノ沢のカキツバタ群落	北区上賀茂本山	昭 14.9.7
284	天然記念物	東山洪積世植物遺体包含層	東山区今熊野南日吉町	昭 18.2.19
285	名勝	御室(サクラ)	右京区御室大内	大 13.12.9
286	天然記念物	常照寺の九重ザクラ	右京区京北井戸町	昭 13.8.8
287	天然記念物	清滝川のゲンジボタル及びその生息地	右京区清滝川	昭 54.2.14
288	天然記念物	遊龍松	西京区大原野小塩町	昭 7. 4.19

新(別表-21)

別表1 京都市の重要文化財等の一覧(重要伝統的建造物群保存地区)

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	重要伝統的建造物群保存地区	産寧坂重要伝統的建造物群保存地区	京都市東山区祇園町南側 他	昭 51.9.4 平 8.7.9
2	重要伝統的建造物群保存地区	祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区	京都市東山区元吉町 他	昭 51.9.4
3	重要伝統的建造物群保存地区	嵯峨鳥居本重要伝統的建造物群保存地区	京都市右京区嵯峨亀ノ尾町 他	昭 54.5.21
4	重要伝統的建造物群保存地区	上賀茂重要伝統的建造物群保存地区	京都市北区上賀茂藤ノ木町 他	昭 63.12.16

別表1 京都市の重要文化財等の一覧(国指定無形民俗文化財)

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	重要無形民俗	壬生狂言	京都市中京区仏光寺坊城上る壬生寺内	昭 51.5.4
2	重要無形民俗	京都祇園祭の山鉾行事	京都市	昭 54.2.3
3	重要無形民俗	京都の六斎念仏	京都市	昭 58.1.11
4	重要無形民俗	嵯峨大念仏狂言	京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町	昭 61.1.14
5	重要無形民俗	やすらい花	京都市北区	昭 62.1.8
6	重要無形民俗	久多の花笠踊	京都市左京区久多	平 16.2.6

旧(別表-21)

別表1 京都市の重要文化財等の一覧(重要伝統的建造物群保存地区)

	種別	名称	所在地	告示年月日
282	重要伝統的建造物群保存地区	産寧坂重要伝統的建造物群保存地区	京都市東山区祇園町南側 他	昭 51.9.4 平 8.7.9
283	重要伝統的建造物群保存地区	祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区	京都市東山区元吉町 他	昭 51.9.4
284	重要伝統的建造物群保存地区	嵯峨鳥居本重要伝統的建造物群保存地区	京都市右京区嵯峨亀ノ尾町 他	昭 54.5.21
285	重要伝統的建造物群保存地区	上賀茂重要伝統的建造物群保存地区	京都市北区上賀茂藤ノ木町 他	昭 63.12.16

別表1 京都市の重要文化財等の一覧(国指定無形民俗文化財)

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	重要無形民俗	壬生狂言	京都市中京区仏光寺坊城上る壬生寺内	昭 51.5.4
2	重要無形民俗	京都祇園祭の山鉾行事	京都市	昭 54.2.3
3	重要無形民俗	京都の六斎念仏	京都市	昭 58.1.11
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
4	重要無形民俗	嵯峨大念仏狂言	京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町	昭 61.1.14
5	重要無形民俗	やすらい花	京都市北区	昭 62.1.8
6	重要無形民俗	久多の花笠踊	京都市左京区久多	平 16.2.6

新(別表-22)

別表1 京都市の重要文化財等の一覧(国指定有形民俗文化財)

種別	名称	所在地	告示年月日
重要有形民俗	祇園祭山鉾 長刀鉾 函谷鉾 鶏鉾 月鉾 菊水鉾 放下鉾 船鉾 郭巨山 白楽天山 孟宗山 伯牙山 芦刈山 油天神山 木賊山 占出山 太子山 霞天神山 山伏山 保昌山 岩戸山 北観音山 南観音山 橋弁慶山 鯉山 役行者山 浄妙山 鈴鹿山 八幡山 黒主山	下京区長刀町 下京区函谷鉾町 下京区鶏鉾町 下京区月鉾町 下京区菊水鉾町 下京区小結棚町 下京区船鉾町 下京区郭巨山町(円山公園共同収蔵庫) 下京区白楽天山町 中京区箏町(円山公園共同収蔵庫) 下京区矢田町(円山公園共同収蔵庫) 下京区芦刈山町(円山公園共同収蔵庫) 下京区風早町(円山公園共同収蔵庫) 下京区木賊町(円山公園共同収蔵庫) 中京区占出山町(円山公園共同収蔵庫) 下京区太子山町(円山公園共同収蔵庫) 中京区天神山町 中京区山伏山町 下京区燈籠山町 下京区岩戸山町(円山公園共同収蔵庫) 中京区六角町 中京区百足屋町 中京区橋弁慶町 中京区鯉山町 中京区役行者町 中京区骨屋町(円山公園共同収蔵庫) 中京区場之町 中京区三条町 中京区烏帽子屋町(円山公園共同収蔵庫)	昭 34.5.6
重要有形民俗	六波羅蜜寺の庶民信仰資料	東山区松原通大和大路東入	昭 49.11.19
重要有形民俗	三宅八幡神社奉納子育て祈願絵馬	左京区上高野三宅町 22	平 22.3.11

旧(別表-22)

別表1 京都市の重要文化財等の一覧(国指定有形民俗文化財)

種別	名称	所在地	告示年月日
重要有形民俗	祇園祭山鉾 長刀鉾 函谷鉾 鶏鉾 月鉾 菊水鉾 放下鉾 船鉾 郭巨山 白楽天山 孟宗山 伯牙山 芦刈山 油天神山 木賊山 占出山 太子山 霞天神山 山伏山 保昌山 岩戸山 北観音山 南観音山 橋弁慶山 鯉山 役行者山 浄妙山 鈴鹿山 八幡山 黒主山	下京区長刀町 下京区函谷鉾町 下京区鶏鉾町 下京区月鉾町 下京区菊水鉾町 下京区小結棚町 下京区船鉾町 下京区郭巨山町(円山公園共同収蔵庫) 下京区白楽天山町 中京区箏町(円山公園共同収蔵庫) 下京区矢田町(円山公園共同収蔵庫) 下京区芦刈山町(円山公園共同収蔵庫) 下京区風早町(円山公園共同収蔵庫) 下京区木賊町(円山公園共同収蔵庫) 中京区占出山町(円山公園共同収蔵庫) 下京区太子山町(円山公園共同収蔵庫) 中京区天神山町 中京区山伏山町 下京区燈籠山町 下京区岩戸山町(円山公園共同収蔵庫) 中京区六角町 中京区百足屋町 中京区橋弁慶町 中京区鯉山町 中京区役行者町 中京区骨屋町(円山公園共同収蔵庫) 中京区場之町 中京区三条町 中京区烏帽子屋町(円山公園共同収蔵庫)	昭 34.5.6
重要有形民俗	六波羅蜜寺の庶民信仰資料	東山区松原通大和大路東入	昭 49.11.19

新(別表-28)

	種別	名称	所在地	告示年月日
39	府指定文化財	龍光院 黒田廟	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
	府指定文化財	龍光院 う門	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
	府指定文化財	龍光院 小庫裏	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
40	府指定文化財	大心院 本堂 附 玄関 1 棟	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定文化財	大心院 書院 附 棟札 1 枚	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定文化財	大心院 霊屋	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定文化財	大心院 表門	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
41	府指定文化財	禅林寺 阿弥陀堂	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 方丈 附 棟札 2 棟	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 勅使門	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 鐘楼 附 棟札 1 枚	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 御廟	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 中門 附 棟札 2 枚	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
42	府指定文化財	相国寺 開山堂	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 方丈 附 玄関	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 方丈勅使門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 庫裏	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 浴室	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 鐘楼	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 経蔵	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 弁天社	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 勅使門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 総門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
43	府指定文化財	京都府立医科大学旧附属図書館 附 階段机及び椅子	上京区 <u>梶井町</u>	平 20. <u>3.21</u>
44	府登録文化財	氷室神社拝殿	北区西賀茂氷室町	昭 58.4.15
45	府登録文化財	永運院 本堂 附 玄関 1 棟	左京区黒谷官有地	昭 58.4.15
	府登録文化財	永運院 表門	左京区黒谷官有地	昭 58.4.15
46	府登録文化財	梅宮大社 本殿	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 拝殿	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 境内社若宮社	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 境内社護王社	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 楼門	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
47	府登録文化財	金戒光明寺 経堂 附寄進札 1 枚	左京区黒谷町	昭 60. 5.15

旧(別表-28)

	種別	名称	所在地	告示年月日
39	府指定文化財	龍光院 黒田廟	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
	府指定文化財	龍光院 う門	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
	府指定文化財	龍光院 小庫裏	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
40	府指定文化財	大心院 本堂 附 玄関 1 棟	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定文化財	大心院 書院 附 棟札 1 枚	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定文化財	大心院 霊屋	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定文化財	大心院 表門	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
41	府指定文化財	禅林寺 阿弥陀堂	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 方丈 附 棟札 2 棟	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 勅使門	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 鐘楼 附 棟札 1 枚	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 御廟	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禅林寺 中門 附 棟札 2 枚	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
42	府指定文化財	相国寺 開山堂	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 方丈 附 玄関	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 方丈勅使門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 庫裏	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 浴室	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 鐘楼	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 経蔵	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 弁天社	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 勅使門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 総門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
43	府指定文化財	京都府立医科大学旧附属図書館 附 階段机及び椅子	上京区	平 20. <u> </u>
44	府登録文化財	氷室神社拝殿	北区西賀茂氷室町	昭 58.4.15
45	府登録文化財	永運院 本堂 附 玄関 1 棟	左京区黒谷官有地	昭 58.4.15
	府登録文化財	永運院 表門	左京区黒谷官有地	昭 58.4.15
46	府登録文化財	梅宮大社 本殿	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 拝殿	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 境内社若宮社	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 境内社護王社	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 楼門	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
47	府登録文化財	金戒光明寺 経堂 附寄進札 1 枚	左京区黒谷町	昭 60. 5.15

【参考】 文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新(別表-29)

	種別	名称	所在地	告示年月日
48	府登録文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
49	府登録文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
50	府指定文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺大鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺小鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺楽神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(府・環境保全地区)

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府環境保全地区	八幡宮文化財環境保全地区	右京区京北町大字上中小字宮ノ本	昭 59.4.14

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(府指定・登録記念物)

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府指定史跡	平安京右京一条三坊九町遺跡	北区大將軍坂田町	昭 58.4.15
	府指定史跡	周山麁寺跡附窯跡	右京区京北周山町中山	昭 58.4.15
	府指定名勝	両足院庭園	東山区大和路通四条下る四丁目小松町	昭 60.5.15
	府指定史跡	常照皇寺境内	右京区京北井戸町丸山	昭 60.5.15
	府指定天然記念物	旧府知事公舎のエノキ	上京区烏丸通中立売上る籠前町	昭 63.4.15
	府指定天然記念物	下黒田の伏条台杉群	右京区京北下黒田町, 京北宮町	平 11.3.19

旧(別表-29)

	種別	名称	所在地	告示年月日
48	府登録文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
49	府登録文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(府・環境保全地区)

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府環境保全地区	八幡宮文化財環境保全地区	右京区京北町大字上中小字宮ノ本	昭 59.4.14

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(府指定・登録記念物)

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府指定史跡	平安京右京一条三坊九町遺跡	北区大將軍坂田町	昭 58.4.15
	府指定史跡	周山麁寺跡附窯跡	右京区京北周山町中山	昭 58.4.15
	府指定名勝	両足院庭園	東山区大和路通四条下る四丁目小松町	昭 60.5.15
	府指定史跡	常照皇寺境内	右京区京北井戸町丸山	昭 60.5.15
	府指定天然記念物	旧府知事公舎のエノキ	上京区烏丸通中立売上る籠前町	昭 63.4.15
	府指定天然記念物	下黒田の伏条台杉群	右京区京北下黒田町, 京北宮町	平 11.3.19

新(別表-30)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(府指定・登録無形民俗文化財)

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	府指定無形民俗	矢代田楽	京都市右京区京北矢代町中 日吉神社	昭 59.4.14
2	府登録無形民俗	小塩の上げ松	京都市右京区京北小塩町	平 2.4.17
3	府登録無形民俗	山国隊軍楽	京都市右京区京北小塩町, 初 川町, 井戸町, 大野町, 比賀 江町, 中江町, 辻町, 塔町, 鳥 居町, 下町	平 15.3.14
4	府指定無形民俗	絞り染	京都市北区	平 22.3.23
5	府指定無形民俗	鑄込み硝子	京都市左京区	平 22.3.23
6	府指定無形民俗	切子硝子	京都市西京区	平 22.3.23

旧(別表-30)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(府指定・登録無形民俗文化財)

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	府指定無形民俗	矢代田楽	京都市右京区京北矢代町中 日吉神社	昭 59.4.14
2	府登録無形民俗	小塩の上げ松	京都市右京区京北小塩町	平 2.4.17
3	府登録無形民俗	山国隊軍楽	京都市右京区京北小塩町, 初 川町, 井戸町, 大野町, 比賀 江町, 中江町, 辻町, 塔町, 鳥 居町, 下町	平 15.3.14

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新(別表-38)

	種別	名称	所在地	告示年月日
79	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 附 表門1棟・中門1棟・土塀1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
80	市登録文化財	井関家住宅 主屋	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録文化財	井関家住宅 土蔵 附 棟札1枚	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録文化財	井関家住宅 附 表門1棟・南北土塀2棟	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
81	市登録文化財	棕本家住宅 主屋 附 家相図1枚	北区大森東町	平元 4.1
	市登録文化財	棕本家住宅 米蔵 附 木槌1個	北区大森東町	平元 4.1
82	市登録文化財	河原家住宅 主屋 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 長屋門 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 米蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 衣裳蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
83	市登録文化財	斎明神社 本殿 附 玉垣・棟札1枚	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
	市登録文化財	斎明神社 拝殿	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
84	市登録文化財	石座神社 八所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
	市登録文化財	石座神社 十二所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
85	市登録文化財	伴家住宅	中京区六角通烏丸西入骨屋町	平 3.4.1
86	市登録文化財	八木(南)家住宅 主屋	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 長屋門	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 土蔵	中京区壬生辻町	平 4.4.1
87	市登録文化財	下里家住宅 附 棟札1枚	東山区八坂新地末吉町	平 5.4.1
88	市登録文化財	旧柳原銀行	下京区下之町	平 6.4.1
89	市登録文化財	飛鳥田神社 本殿	伏見区横大路柿ノ本町	平 7.3.30
90	市登録文化財	天穂日命神社 本殿	伏見区石田森西町	平 15.4.1
91	市登録文化財	九頭神社 本殿 附 建地割図1枚・棟札2枚・祈祷札1枚	右京区京北細野町北谷17番地	平 18.3.31
92	市登録文化財	久我神社 本殿 附 普請願控1通・建地割図1枚・棟札1枚	伏見区久我森ノ宮町8-1	平 20.4.1
93	市指定文化財	春日神社宝蔵	右京区京北宮町	平 22.4.1
94	市指定文化財	妙光寺方丈	右京区宇多野上ノ谷町	平 23.4.1

旧(別表-38)

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 附 表門1棟・中門1棟・土塀1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
80	市登録文化財	井関家住宅 主屋	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録文化財	井関家住宅 土蔵 附 棟札1枚	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録文化財	井関家住宅 附 表門1棟・南北土塀2棟	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
81	市登録文化財	棕本家住宅 主屋 附 家相図1枚	北区大森東町	平元 4.1
	市登録文化財	棕本家住宅 米蔵 附 木槌1個	北区大森東町	平元 4.1
82	市登録文化財	河原家住宅 主屋 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 長屋門 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 米蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 衣裳蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
83	市登録文化財	斎明神社 本殿 附 玉垣・棟札1枚	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
	市登録文化財	斎明神社 拝殿	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
84	市登録文化財	石座神社 八所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
	市登録文化財	石座神社 十二所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
85	市登録文化財	伴家住宅	中京区六角通烏丸西入骨屋町	平 3.4.1
86	市登録文化財	八木(南)家住宅 主屋	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 長屋門	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 土蔵	中京区壬生辻町	平 4.4.1
87	市登録文化財	下里家住宅 附 棟札1枚	東山区八坂新地末吉町	平 5.4.1
88	市登録文化財	旧柳原銀行	下京区下之町	平 6.4.1
89	市登録文化財	飛鳥田神社 本殿	伏見区横大路柿ノ本町	平 7.3.30
90	市登録文化財	天穂日命神社 本殿	伏見区石田森西町	平 15.4.1
91	市登録文化財	九頭神社 本殿 附 建地割図1枚・棟札2枚・祈祷札1枚	右京区京北細野町北谷17番地	平 18.3.31
92	市登録文化財	久我神社 本殿 附 普請願控1通・建地割図1枚・棟札1枚	伏見区久我森ノ宮町8-1	平 20.4.1

【参考】 文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新(別表-39)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(市・環境保全地区)

種別	名称	所在地	告示年月日
市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
市環境保全地区	浄住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日ノ岡一切橋谷町, 日ノ岡夷谷町	昭 62.5.1
市環境保全地区	地藏院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
市環境保全地区	天穂日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(市指定記念物)

種別	名称	所在地	告示年月日
1 市登録史跡	福西古墳7号及び10号墳附縄文時代包含層	西京区大枝北福西町4丁目2福西遺跡公園内	昭 58.6.1
2 市登録史跡	京都大学構内火葬塚	左京区北白川追分町京都大学北部構内	昭 58.6.1
3 市登録史跡	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭14	昭 59.6.1
4 市指定史跡	小野毛人墓	左京区高野西明寺山	昭 59.6.1
5 市指定史跡	木嶋坐天照御霊神社(蚕の社)境内	右京区太秦森ヶ東町50	昭 60.6.1
6 市登録史跡	御堂ヶ池1号墳	右京区鳴滝音戸山町12-1	昭 60.6.1
7 市登録史跡	大宅一里塚	山科区大宅甲ノ辻町7-2	昭 60.6.1
8 市指定史跡	久我神社境内	北区紫竹下竹殿町1-1.47	昭 62.5.1
9 市登録史跡	今出川通寺町東入表町(大原口)道標	上京区寺町今出川東入表町	昭 62.5.1
10 市登録史跡	北白川西町道標	左京区北白川西町	昭 62.5.1
11 市登録史跡	吉田本町道標	左京区吉田本町	昭 62.5.1
12 市登録史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標	東山区三条通白川橋東入五軒町	昭 62.5.1
13 市登録史跡	御陵中内町(五条別れ)道標	山科区御陵中内町	昭 62.5.1
14 市指定史跡	中の谷4号窯	京都市左京区岩倉木野町207-31	平 4.4.1
15 市指定史跡	遍照寺旧境内建物跡	京都市右京区北嵯峨朝原山町51	平 4.4.1
16 市指定史跡	月読神社境内	西京区松室山添町15.10-2.10-3.39-3.39-5.39-6	平 5.4.1

旧(別表-39)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(市・環境保全地区)

種別	名称	所在地	告示年月日
市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
市環境保全地区	浄住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日ノ岡一切橋谷町, 日ノ岡夷谷町	昭 62.5.1
市環境保全地区	地藏院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
市環境保全地区	天穂日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1

新(別表-40)				旧	
17	市登録史跡	氷室神社境内及び氷室跡	(氷室神社)北区西賀茂宮山9 (氷室跡)北区西賀茂氷室町12-乙	平 6.4.1	
18	市登録史跡	大歳神社境内	西京区大原野灰方町 575	平 7.3.30	
19	市指定史跡	羽束師坐高御産日神社境内	伏見区羽束師志水町	平 8.4.1	
20	市指定史跡	平安宮造酒司倉庫跡	京都市中京区聚楽廻松下町	平 9.4.1	
21	市指定史跡	貴布祢神社境内	左京区鞍馬貴船町 180 の内.182 の内	平 10.4.1	
22	市指定史跡	法界寺境内	伏見区日野西大道町 14-2,15-3,19 の内 4,816 m ² .20	平 11.4.1	
23	市指定史跡	大枝山古墳群(6~12, 15, 16, 18~21号墳)附14号墳	西京区御陵大枝山町 4 丁目 33	平 12.4.1	
24	市指定史跡	安樂壽院境内	伏見区竹田内畑町 74	平 13.4.1	
25	市指定史跡	法観寺境内	東山区下河原通塔之前下る 八坂上町 388	平 14.4.1	
26	市指定史跡	上中城跡	右京区京北上中町城下町 37-1,37-4,37-9	平 17.4.1	
27	市指定史跡	小野瓦窯跡		平 22.4.1	
28	市指定名勝	正伝寺庭園	北区賀茂北鎮守庵町 72	昭 60.6.1	
29	市指定名勝	相国寺裏方丈庭園	上京区相国寺門前町 701	昭 60.6.1	
30	市指定名勝	大聖寺庭園	上京区御所八幡町 109-1	昭 60.6.1	
31	市指定名勝	本妙院庭園	上京区妙蓮寺前町 877	昭 60.6.1	
32	市指定名勝	立本寺庭園	上京区一番町 107	昭 60.6.1	
33	市指定名勝	岩佐家庭園	北区上賀茂南大路町 78	昭 61.6.2	
34	市指定名勝	西村家庭園	北区上賀茂中大路町 1	昭 61.6.2	
35	市指定名勝	壬生寺庭園	中京区壬生柳ノ宮町 31	昭 61.6.2	
36	市指定名勝	雑華院庭園	右京区花園妙心寺町 55	昭 62.5.1	
37	市指定名勝	鹿王院庭園	右京区嵯峨北堀町 24	昭 62.5.1	
38	市指定名勝	極楽寺庭園	西京区桂久方町 32-1,33,33-1	昭 62.5.1	
39	市登録名勝	地藏院庭園	西京区山田北ノ町 23	昭 62.5.1	
40	市指定名勝	勸修寺庭園	山科区勸修寺仁王堂町 27-6	昭 63.5.2	
41	市登録名勝	大橋家庭園	伏見区深草開土町 45-2	昭 63.5.2	
42	市指定名勝	養源院庭園	東山区三十三間堂廻り 656	平 1.4.1	
43	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15-778	平 1.4.1	
44	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2	

新(別表-41)					旧
45	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2	
46	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1	
47	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1	
48	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区粟田口華頂町 1-1	平 6.4.1	
49	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑柵尾町 8	平 7.3.30	
50	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1	
51	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1	
52	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475、 540	平 12.4.1	
53	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1	
54	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1	
55	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538-1	平 16.4.1	
56	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1	
57	市指定名勝	角屋の庭（玄閑庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭）	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1	
58	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1	
59	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1	
60	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1	
61	市指定天然記念物	鹿苑寺(金閣寺)のイチイガシ	北区金閣寺町	昭 58.6.1	
62	市指定天然記念物	古知谷のカエデ	左京区大原古知平	昭 58.6.1	
63	市指定天然記念物	花脊の天然伏状台杉	左京区花脊原地町	昭 58.6.1	
64	市指定天然記念物	由岐神社の杉及びカゴノキ	左京区鞍馬本町	昭 58.6.1	
65	市指定天然記念物	新熊野神社の大樟	東山区熊野榎ノ森町	昭 58.6.1	
66	市指定天然記念物	知恩院のムクロジ	東山区林下町	昭 58.6.1	
67	市指定天然記念物	柵野のチリツバキ	北区上賀茂北野原町	昭 59.6.1	
68	市指定天然記念物	霊鑑寺の日光	左京区鹿ヶ谷御所一ノ段町	昭 59.6.1	
69	市指定天然記念物	松尾大社のカギカズラ野生地	西京区嵐山宮町	昭 59.6.1	
70	市指定天然記念物	金札宮のクロガネモチ	伏見区鷹匠町	昭 59.6.1	
71	市指定天然記念物	白峯神宮のオガタマノキ	上京区飛鳥井町	昭 60.6.1	
72	市指定天然記念物	貴船神社のカツラ	左京区鞍馬貴船町	昭 60.6.1	
73	市指定天然記念物	武信稲荷神社のエノキ	中京区今新在家西町	昭 60.6.1	
74	市指定天然記念物	本願寺(西本願寺)のイチヨウ	下京区本願寺門前町	昭 60.6.1	
75	市指定天然記念物	岩屋山志明院の岩峰植生	北区雲ヶ畑谷町	昭 60.6.1	
76	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1	
77	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8	

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新(別表-42)

78	市指定天然記念物	慈眼寺のイチヨウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
79	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
80	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
81	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
82	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
83	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
84	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
85	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
86	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
87	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
88	市登録天然記念物	金剛王院(一言寺)のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
89	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
90	市登録天然記念物	宝泉院のゴウウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
91	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
92	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区粟田口三条坊町	平 10.4.1

旧(別表-38)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(市指定・登録 有形民族)

種別	名称	所在地	告示年月日
市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具(オセタ)	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
市指定有形民俗	稻荷祭山車「天狗榊」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
市指定有形民俗	蟻螂山御所車及び装飾品	中京区蟻螂山町	平 20.4.1
市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2
市登録有形民俗	崇仁船鉾・十二装飾品	下京区小稲荷町	平 18.3.31

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(市指定・登録 有形民族)

種別	名称	所在地	告示年月日
市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具(オセタ)	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
市指定有形民俗	稻荷祭山車「天狗榊」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
市指定有形民俗	蟻螂山御所車及び装飾品	中京区蟻螂山町	平 20.4.1
市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2
市登録有形民俗	崇仁船鉾・十二装飾品	下京区小稲荷町	平 18.3.31

新(別表-45)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(国登録建造物)

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	国登録文化財	南座	東山区四条通大和大路西入中之町 198	平 8.12.26
2	国登録文化財	レストラン菊水	東山区川端通四条上る川端町 187	平 9.5.29
3	国登録文化財	旧京都中央電話局上分局	上京区中筋通丸太町下る駒之町 561-1	平 9.7.30
4	国登録文化財	SACRA(旧不動貯金銀行京都支店)	中京区三条通富小路西入中之町 20	平 9.9.16
5	国登録文化財	日本生命京都三条ビル旧棟(旧日本生命京都支店)	中京区三条通高倉東入榭屋町 75	平 9.12.3
6	国登録文化財	祇園閣	東山区四条通大和大路東入祇園町南側 594-1	平 10.1.8
7	国登録文化財	大雲院書院(旧大倉家京都別邸)	東山区四条通大和大路東入祇園町南側 594-1	平 10.1.8
8	国登録文化財	大覚寺心経殿	右京区嵯峨大沢町 4-1	平 10.2.12
9	国登録文化財	関西日仏学館	左京区吉田泉殿町 8-8	平 10.6.9
10	国登録文化財	聖ヨゼフ修道院門の家	北区北野東紅梅町 6-2-1	平 10.8.4
	国登録文化財	聖ヨゼフ修道院・門	北区北野東紅梅町 6-2-1	平 10.8.4
11	国登録文化財	京都大学楽友会館	左京区吉田近衛町	平 10.8.4
12	国登録文化財	京都大学農学部表門及び門衛所	左京区北白川追分町	平 10.8.4
13	国登録文化財	平楽寺書店	中京区東洞院通三条上る曇華院前町 449	平 10.9.25
14	国登録文化財	エンマ(旧村井銀行祇園支店)	東山区四条通大和大路東入祇園町南側 573-5	平 10.9.25
15	国登録文化財	京都大学文学部陳列館	左京区吉田本町	平 10.9.25
	国登録文化財	京都大学尊攘堂	左京区吉田本町	平 10.9.25
16	国登録文化財	京都大学農学部演習林事務所	左京区北白川追分町	平 10.9.25
17	国登録文化財	密語庵	左京区若王子町 67	平 10.9.25
18	国登録文化財	陽明文庫第一文庫	右京区鳴滝宇多野谷 2	平 10.10.26
	国登録文化財	陽明文庫第二文庫	右京区鳴滝宇多野谷 2	平 10.10.26
	国登録文化財	陽明文庫事務所	右京区宇多野上ノ谷町 1-2	平 10.10.26
	国登録文化財	陽明文庫虎山荘	右京区宇多野福王子町 50	平 10.10.26
19	国登録文化財	藤田家住宅主屋	伏見区横大路草津町 25-1	平 10.12.25
	国登録文化財	藤田家住宅土蔵	伏見区横大路草津町 25-1	平 10.12.25
20	国登録文化財	順正清水店(旧松風嘉定邸)	東山区清水二丁目 239	平 11.3.12
21	国登録文化財	順正南禅寺本店(順正書院)書院	左京区南禅寺草川町 60	平 11.7.19
	国登録文化財	順正南禅寺本店(順正書院)石門	左京区南禅寺草川町 60	平 11.7.19

旧(別表-41)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(国登録建造物)

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	国登録文化財	南座	東山区四条通大和大路西入中之町 198	平 8.12.26
2	国登録文化財	レストラン菊水	東山区川端通四条上る川端町 187	平 9.5.29
3	国登録文化財	旧京都中央電話局上分局	上京区中筋通丸太町下る駒之町 561-1	平 9.7.30
4	国登録文化財	SACRA(旧不動貯金銀行京都支店)	中京区三条通富小路西入中之町 20	平 9.9.16
5	国登録文化財	日本生命京都三条ビル旧棟(旧日本生命京都支店)	中京区三条通高倉東入榭屋町 75	平 9.12.3
6	国登録文化財	祇園閣	東山区四条通大和大路東入祇園町南側 594-1	平 10.1.8
7	国登録文化財	大雲院書院(旧大倉家京都別邸)	東山区四条通大和大路東入祇園町南側 594-1	平 10.1.8
8	国登録文化財	大覚寺心経殿	右京区嵯峨大沢町 4-1	平 10.2.12
9	国登録文化財	関西日仏学館	左京区吉田泉殿町 8-8	平 10.6.9
10	国登録文化財	聖ヨゼフ修道院門の家	北区北野東紅梅町 6-2-1	平 10.8.4
	国登録文化財	聖ヨゼフ修道院・門	北区北野東紅梅町 6-2-1	平 10.8.4
11	国登録文化財	京都大学楽友会館	左京区吉田近衛町	平 10.8.4
12	国登録文化財	京都大学農学部表門及び門衛所	左京区北白川追分町	平 10.8.4
13	国登録文化財	平楽寺書店	中京区東洞院通三条上る曇華院前町 449	平 10.9.25
14	国登録文化財	エンマ(旧村井銀行祇園支店)	東山区四条通大和大路東入祇園町南側 573-5	平 10.9.25
15	国登録文化財	京都大学文学部陳列館	左京区吉田本町	平 10.9.25
	国登録文化財	京都大学尊攘堂	左京区吉田本町	平 10.9.25
16	国登録文化財	京都大学農学部演習林事務所	左京区北白川追分町	平 10.9.25
17	国登録文化財	密語庵	左京区若王子町 67	平 10.9.25
18	国登録文化財	陽明文庫第一文庫	右京区鳴滝宇多野谷 2	平 10.10.26
	国登録文化財	陽明文庫第二文庫	右京区鳴滝宇多野谷 2	平 10.10.26
	国登録文化財	陽明文庫事務所	右京区宇多野上ノ谷町 1-2	平 10.10.26
	国登録文化財	陽明文庫虎山荘	右京区宇多野福王子町 50	平 10.10.26
19	国登録文化財	藤田家住宅主屋	伏見区横大路草津町 25-1	平 10.12.25
	国登録文化財	藤田家住宅土蔵	伏見区横大路草津町 25-1	平 10.12.25
20	国登録文化財	順正清水店(旧松風嘉定邸)	東山区清水二丁目 239	平 11.3.12
21	国登録文化財	順正南禅寺本店(順正書院)書院	左京区南禅寺草川町 60	平 11.7.19
	国登録文化財	順正南禅寺本店(順正書院)石門	左京区南禅寺草川町 60	平 11.7.19

新(別表-54)

	種別	名称	所在地	告示年月日
109	国登録文化財	京都国際マンガミュージアム旧講堂棟(旧京都市立龍池小学校講堂)	中京区両替町通押小路下る金吹町 452 他	平 20.7.23
	国登録文化財	京都国際マンガミュージアム旧北校舎棟(旧京都市立龍池小学校北校舎)	中京区両替町通押小路下る金吹町 452 他	平 20.7.23
	国登録文化財	京都国際マンガミュージアム旧正門及び塀(旧京都市立龍池小学校正門及び塀)	中京区両替町通押小路下る金吹町 452 他	平 20.7.23
110	国登録文化財	伊藤喜商店旧店舗兼主屋	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100	平 20.7.23
	国登録文化財	伊藤喜商店無量子庵主屋	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100-1	平 20.7.23
	国登録文化財	無量子庵茶室及び待合	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100-1	平 20.7.23
	国登録文化財	伊藤喜商店無量子庵土蔵	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100-1	平 20.7.23
	国登録文化財	伊藤喜商店無量子庵井戸	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100-1	平 20.7.23
111	国登録文化財	柴田家住宅主屋	右京区京北鳥居町市無 43	平 20.7.23
	国登録文化財	柴田家住宅風呂	右京区京北鳥居町市無 43	平 20.7.23
	国登録文化財	柴田家住宅露地門	右京区京北鳥居町市無 43	平 20.7.23
	国登録文化財	柴田家住宅土塀	右京区京北鳥居町市無 43	平 20.7.23
112	国登録文化財	松本酒造万暎院	伏見区恵美酒町 938 他	平 20.7.23
	国登録文化財	松本酒造正門	伏見区恵美酒町 938 他	平 20.7.23
113	国登録文化財	京都工芸繊維大学 KIT 倶楽部(旧舟岡家住宅離れ)	左京区松ヶ崎鞍馬田町 15-1	平 20.11.10
114	国登録文化財	大聖寺本堂	上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 109-1	平 23.1.26
	国登録文化財	大聖寺宮御殿	上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 109-1	平 23.1.26
	国登録文化財	大聖寺残月亭	上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 109-1	平 23.1.26
	国登録文化財	大聖寺渡り廊下	上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 109-1	平 23.1.26
	国登録文化財	大聖寺玄関	上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 109-1	平 23.1.26
	国登録文化財	大聖寺表門	上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 109-1	平 23.1.26
	国登録文化財	大聖寺高塀	上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 109-1	平 23.1.26
	国登録文化財	大聖寺東面築地	上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 109-1	平 23.1.26
国登録文化財	大聖寺南面築地	上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 109-1	平 23.1.26	

旧(別表-50)

	種別	名称	所在地	告示年月日
109	国登録文化財	京都国際マンガミュージアム旧講堂棟(旧京都市立龍池小学校講堂)	中京区両替町通押小路下る金吹町 452 他	平 20.7.23
	国登録文化財	京都国際マンガミュージアム旧北校舎棟(旧京都市立龍池小学校北校舎)	中京区両替町通押小路下る金吹町 452 他	平 20.7.23
	国登録文化財	京都国際マンガミュージアム旧正門及び塀(旧京都市立龍池小学校正門及び塀)	中京区両替町通押小路下る金吹町 452 他	平 20.7.23
110	国登録文化財	伊藤喜商店旧店舗兼主屋	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100	平 20.7.23
	国登録文化財	伊藤喜商店無量子庵主屋	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100-1	平 20.7.23
	国登録文化財	無量子庵茶室及び待合	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100-1	平 20.7.23
	国登録文化財	伊藤喜商店無量子庵土蔵	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100-1	平 20.7.23
	国登録文化財	伊藤喜商店無量子庵井戸	東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100-1	平 20.7.23
111	国登録文化財	柴田家住宅主屋	右京区京北鳥居町市無 43	平 20.7.23
	国登録文化財	柴田家住宅風呂	右京区京北鳥居町市無 43	平 20.7.23
	国登録文化財	柴田家住宅露地門	右京区京北鳥居町市無 43	平 20.7.23
	国登録文化財	柴田家住宅土塀	右京区京北鳥居町市無 43	平 20.7.23
112	国登録文化財	松本酒造万暎院	伏見区恵美酒町 938 他	平 20.7.23
	国登録文化財	松本酒造正門	伏見区恵美酒町 938 他	平 20.7.23
113	国登録文化財	京都工芸繊維大学 KIT 倶楽部(旧舟岡家住宅離れ)	左京区松ヶ崎鞍馬田町 15-1	平 20.11.10